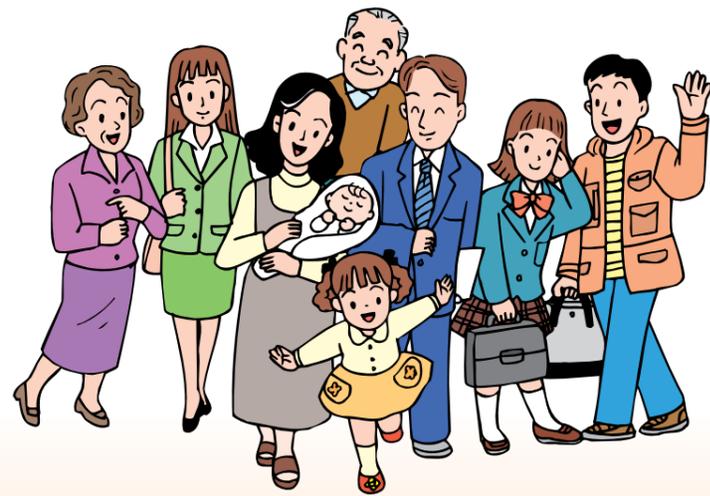


# 新 <sup>みやこ</sup>京・子ども いきいきプラン



いのちと人権をはぐくみ、魅力あふれる未来を創造する  
子育て支援都市・京都



新「京(みやこ)・子どもいきいきプラン」



平成17(2005)年2月発行/京都市印刷物 第163132号  
編集・発行 京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課  
〒604-8101京都市中京区柳馬場通御池下る  
柳八幡町65番地 朝日ビル2階



## 新「京(みやこ)・子どもいきいきプラン」の 策定に当たって



近年、少子長寿化の急速な進行や核家族化による世帯構造の変化、地域の協力・共同関係の希薄化などが進む中、21世紀の主人公である子どもたちの成長を社会全体で支えていくことが、喫緊の課題となっております。

京都市では、これまでから子育て支援を市政の最重要政策のひとつと位置付け、平成9年1月に「京(みやこ)・子どもいきいきプラン(京都市児童育成計画)」を策定し、児童福祉、母子保健・医療、教育などの分野で様々な施策を推進して参りました。この度は、「子育て支援都市・京都」を更に発展させるため、前プランを子育ての現状や市民ニーズを踏まえて見直し、子育て支援を総合的かつより効果的に進めるための新たな計画、新「京(みやこ)・子どもいきいきプラン」を策定致しました。

プランの策定に当たりましては、「京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査」やワークショップ、パブリックコメントなど、あらゆる機会を通じて多くの市民の皆様のお意見をいただき、全市的な子育て支援の風土づくりや京都が培ってきた自治の伝統を生かした身近な地域における子育て支援の充実をはじめ、すべての子どもと子育て家庭を支援する幅広い分野の施策を盛り込んでおります。

今後、このプランに基づき、市民・地域ぐるみで子育てを支え合い、子どもたちが希望を持っていきいきと育ち、子どもを生み育てる喜びを実感できるまちづくりを進めて参ります。そのためにも、行政、地域団体、事業者、NPO、ボランティアなど、子育ての関係機関や団体、市民の皆様とのパートナーシップによる取組は不可欠であり、皆様の積極的な御参加、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、このプランの策定に当たり御尽力いただきました「京都子どもネットワーク連絡会議」に御参加の機関・団体の皆様をはじめ、関係者並びに市民の皆様に対しまして、心から御礼を申し上げます。

平成17年2月

京都市長

桒中頼業

## 目次

<b>第Ⅰ部 計画の趣旨</b>	<b>3</b>
1 計画策定の背景	4
2 計画の基本目標と基本方針	6
3 計画の位置付け	9
4 計画期間	11
5 計画の対象	11
6 京(みやこ)・子どもいきいきプラン(前プラン)の概要と取組状況	11
<b>第Ⅱ部 子どもと家庭を取り巻く状況</b>	<b>13</b>
1 少子化の動向	14
2 世帯の状況	19
3 保護者の就労	23
4 子育ての現状と意識	27
<b>第Ⅲ部 計画の内容</b>	<b>33</b>
[施策構成表]	34
1 子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり	35
2 次世代をはぐくむすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり	53
3 子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり	102
4 次代を担う子どもたちが 心豊かに生きる力をはぐくむことができるまちづくり	120
[数値目標設定施策]	150
[「新プラン」と「前プラン」の施策構成の比較]	151
<b>第Ⅳ部 計画の推進体制等</b>	<b>153</b>
《計画の策定経過》	155
《用語説明》	160



## 第 I 部

# 計画の趣旨



### 注：プラン中のグラフにおける表記について

- N：調査の設問に対する回答者数
- MA (Multiple Answer)：調査の回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択するように求めた設問における各選択肢の選択の割合
- 3LA (3 Limited Answer)：調査の回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択するように求めた設問における各選択肢の選択の割合

## 第I部 計画の趣旨

### 1 計画策定の背景

近年、少子長寿化の進行や核家族化などによる世帯構造の変化、地域の協力・共同の関係の希薄化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、家庭や地域の養育機能の低下や子どもの健やかな成長への影響が懸念される中で、子育ての不安や負担感の増大、孤立化、子どもに対する虐待などが、社会問題となっています。このため、次代の社会を担う子どもたち、子育て家庭への支援が喫緊の課題となっています。

我が国の出生数は、第2次ベビーブーム以降年々減少しており、2002(平成14)年1月に発表された「日本の将来推計人口」においても、少子化の主な要因とされてきた「晩婚化と未婚率の上昇」に加え、「夫婦が一生の間に生む子どもの数の減少」という新たな現象が見られ、少子化の一層の進行が予想されています。

少子化の進行は、子どもの健やかな成長への影響や地域社会の活力の低下、経済成長への影響や現役世代の社会保障負担の増大など、社会・経済全般にわたって国民生活に深刻な影響を及ぼすものとされています。

一方、核家族化などにより世帯構造が変化し、地域の協力・共同の関係が希薄化する中で、子育てに関して親族や近隣からの援助を受けにくいなど、家庭や地域が本来持っていた養育力が低下するとともに、子育ての不安や負担感が増大して、子育てが孤立化していることが課題となっています。子どもに対する虐待も増加しており、地域社会全体で支え合いながら、身近な地域における子育て家庭への支援を充実していくことが求められています。

また、子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれている事件も後を絶たず、子どもたちの安全な生活を確保して、安心して子育てができる環境づくりも必要です。

このような状況の中で、2003(平成15)年7月には、地方自治体や事業主による行動計画の策定などにより、2005(平成17)年度からの10年間において次世代育成支援対策を集中的かつ計画的に推進していくために「次世代育成支援対策推進法」が制定され、関連法(児童福祉法、児童虐待防止法、児童手当法、育児・介護休業法)の改正では、地域における子育て支援体制・児童虐待防止対策・児童手当・子育てと仕事の両立支援策等の充実が規定されたところです。また、生涯を通じた健康の出発点で次世代を健やかに育てる基盤となる母子保健の分野では、「健やか親子21(国民運動計画)」による取組が展開されています。

京都市では、これまでから子育て支援を市政の最重要施策のひとつと位置付け、「いのちと人権をはぐくむ子育て支援都市・京都の創造」に向けて、子どもの健全育成と子育て支援施策についての基本的かつ総合的な計画として、1997(平成9)年1月に「京(みやこ)・子どもいきいきプラン(京都市児童育成計画)」(以下、「前プラン」という。)を策定し、児童福祉、母子保健・医療、教育などの分野で様々な施策を推進してきましたが、「子育て支援都市・京都」の更なる発展を目指して、子育ての現状や市民ニーズを踏まえ、2006(平成18)年度までを計画期間とする前プランを前倒しで見直し、子育て支援を総合的かつより効果的に進めるための、次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画に位置付ける新たな計画として、2005(平成17)年1月、新「京(みやこ)・子どもいきいきプラン」を策定しました。

#### ■これまでの主な次世代育成支援対策等

策定等年月	国	京都市
1994(平成6)年12月 1997(平成9)年1月	エンゼルプラン	京(みやこ)・子どもいきいきプラン (1997(平成9)年度~2006(平成18)年度)
1999(平成11)年12月 1999(平成11)年12月	少子化対策推進基本方針 新エンゼルプラン (2000(平成12)年度~2004(平成16)年度)	
2001(平成13)年1月		京都市基本計画 (2001(平成13)年~2010(平成22)年)
2002(平成14)年1月 2002(平成14)年9月 2003(平成15)年3月	日本の将来推計人口の発表 少子化対策プラスワン 次世代育成支援に関する当面の取組方針	
2003(平成15)年4月		京(みやこ)・子どもいきいきプラン・ プラスワン事業の開始
2003(平成15)年7月 2003(平成15)年9月 2004(平成16)年6月 2004(平成16)年12月	次世代育成支援対策推進法 少子化社会対策基本法 少子化社会対策大綱 子ども・子育て応援プラン (2005(平成17)年度~2009(平成21)年度)	
2005(平成17)年1月		新「京(みやこ)・子どもいきいきプラン」 (2005(平成17)年度~2009(平成21)年度)

## 2 計画の基本目標と基本方針

### (1) 基本目標（計画が目指すまち）

#### いのちと人権をはぐくみ、 魅力あふれる未来を創造する子育て支援都市・京都

市民・地域ぐるみで子育てを支え合い、子どもたちが希望を持っていきいきと育ち、  
子どもを生み育てる喜びを実感できるまちづくりを進めます

京都市は、2010(平成21)年までに取り組む主要な政策を「京都市基本計画」としてとりまとめ、「安らぎのある暮らし」を実現するために、日々の暮らしのなかに人権を大切に、尊重し合う習慣が根付いた、人権文化が息づく「すべてのひとがいきいきとくらするまち」をめざしています。

また、急速な少子化の進行が、社会経済全般に与える影響が懸念されている中で、子どもたちの将来に果たす役割がますます重要になり、未来から授かった社会の宝として、子どもたちの「いのちと人権」、「健やかな育ち」が保障されるまちづくりを進めることが特に必要となっています。

このため、すべての子どもと家庭を、行政、地域、事業者も含めた市民・地域ぐるみで支え合うまち、子どもたちが夢や希望を持っていきいきと学び育つことができるまち、子どもを生み育てることに喜びや生きがいを実感できるまち、そして、魅力あふれる未来を創造するまち、「子育て支援都市・京都」の実現を目指していきます。

この「子育て支援都市・京都」の更なる発展に向けて、国全体で取り組む次世代育成支援対策とあいま、総合的かつ効果的な、市民とのパートナーシップによる様々な子育て支援施策の展開を図っていきます。

### (2) 基本方針

#### ア 「児童の権利に関する条約」を遵守し、子どもの最善の利益を追求する

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約で、すべての国に受け入れられるべき普遍性を有し、生存、保護、発達、参加という包括的権利を子どもに保障しています。

わが国では、1994(平成6)年5月に発効して今年で10年目を迎えています。なお、子どもに対する虐待、不登校、いじめ、少年犯罪などが大きな社会問題となっています。前プランの基本理念を引き継ぎ、この計画の策定と推進に当たっても、この条約を遵守して、子どもの人権尊重を基本に、子どもにとっての最善の利益を追求する取組を進めます。

#### イ すべての子どもと、子どもを育成し又は育成しようとする家庭を支援する

これまでの子育て支援は、保護が必要な子どもや家庭に対する施策、子育てと仕事の両立支援施策を中心に進められてきました。しかし、少子化や核家族化が進む中で、子育て家庭が周囲の人たちから子育てについて助言や援助を受けにくく、これから親になる世代は子どもと接する機会が少なくなり親としての必要な知識、経験などが得にくい状況が見られます。

今後は、虐待防止対策などの保護が必要な子どもや家庭に対するきめ細かな施策、障害等で支援が必要な子どもや家庭に対する施策、多様化する就労形態に対応する保育施策等を充実する一方で、このような子育て家庭全般の養育機能が低下している状況を踏まえて、これから希望を持って子どもを生み育てようとしている家庭、妊娠・出産・産後の心身ともに不安定な時期にある母親がいる家庭、保育所等の子育て支援施設に通所していない乳幼児がいる家庭に対する支援も充実していきます。そして、親子が子育ての中で共に育っていける、すべての子どもと、子どもを育成し又は育成しようとする家庭を対象とした子育て支援施策を展開します。

#### ウ 子育てに男女が共同で参画し、家庭・職場・地域社会で市民全体が参加し共に支え合う、子育てに喜びや生きがいを感じることができ、子どもが健やかに育つ環境をつくる

女性の就労等による社会進出が進んでいるにも関わらず、子育てや家事は、未だに女性がその大部分を担っている実態があります。男性が家庭よりも仕事を優先する働き方の見直しの取組に合わせて、男女が子育てを共に担い、支え合う共同参画社会に向けた取組を促進していくことが必要です。また、このような問題に加えて、核家族化が一層進み、地域コミュニティが弱体化する中で、家庭や地域が持っていた全般的な養育力が低下し、子育てに対する不安や負担感が増大して、子育ての孤立化や子どもに対する虐待などが社会問題になっています。

子育てをすることが生き方として不利にならず、子育てしていることに喜びや生きがいを感じることができ、子どもを生み育てたくなるまちづくりを進めていく必要があります。このため、行政、地域、そして事業者などを含めた市民全体が、家庭・職場・地域社会において、子育て、子育て支援に主体的に参加し支え合う、パートナーシップによる取組、施策を展開し、子どもたちが健やかに育つ環境をつくれます。

**エ** 多様なニーズに応じられる柔軟で的確な子育て支援サービスを、京都が培ってきた自治の伝統や各区で行うまちづくりの取組を生かして、地域の施設や団体等と協働で提供し、地域で子どもを安心して生み健やかに育てることができるまちを実現する

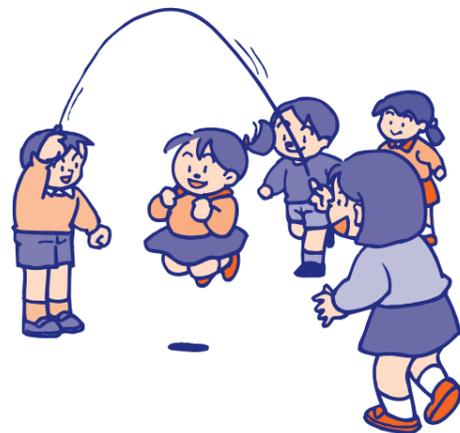
子育て家庭を取り巻く社会経済情勢の変化や価値観の多様化などに伴って、生活実態や施策に対するニーズが多様化しており、多様なニーズに応じられる柔軟で的確なサービスを提供していく必要があります。このため、全市的に統一して提供するサービスに合わせて、身近な地域で子育て支援活動を行う施設や団体などと協働することによって、公共施設、情報、人材などの地域の様々な社会的資源を有効に活用した、利用者の視点に立った効果的なサービスを提供します。

京都は、古くから住民が培ってきた自治の伝統が息づくまちで、近年においても、自治会などの地域の団体が学区単位で主体的に協力し合い、共同の活動が展開されています。また、市民に最も身近な行政機関である区役所を拠点として、地域の個性を生かしたまちづくりが進められています。このような取組を、子育ての分野で世代を越えた幅広い活動として活性化させ、地域の人同士が支援し合える関係、お互いの顔や名前を知り、声をかけ合える関係をつくり、地域で子どもを安心して生み健やかに育てることができる子育てを支え合うまちを実現します。

**オ** 京都の未来を支える子どもたちを、心豊かにたくましく育て、活力あふれるまちをつくる

少子化が進行する中で、地域社会の活力や経済成長率の低下、社会保障負担の増大など、厳しい将来が予測されており、まちの活力を維持、向上することが課題となっています。

活力あふれるまちを目指して、京都の未来を支える子どもたちが、心身ともに健やかに育ち、豊かな人間性を養い、自分の能力や可能性を信じてたくましく「生きる力」をはぐくむことができるように取り組みます。また、その基盤づくりとして、思春期の子どもを含めた親子の健康の確保、増進、事故防止に向けた環境づくりに努めます。そして、長期的な視点に立って、次代の親となる子どもたちの成長、自立を支援して、家庭を持ち子育てをするという生き方に希望が持てるまちづくりを進めます。



### 3 計画の位置付け

この計画は、京都市の子育て支援施策の総合的な計画で、次世代育成支援対策推進法第8条に規定される市町村行動計画に位置付けるものです。

また、21世紀の京都のまちづくりの方針「京都市基本構想」の具体化のための「京都市基本計画」の分野別計画として策定しました。

策定に当たっては、「各区基本計画」、「京・地域福祉推進プラン」、「京都市障害者施策推進プラン」、「京都市民健康づくりプラン」、「京都市ユースアクションプラン」、「きょうと男女共同参画推進プラン」、「人権教育のための国連10年京都市行動計画」、「京都市住宅マスタープラン」、「京都市生涯学習新世紀プラン」など、京都市の関連計画との整合を図るとともに、子どもたちの安全対策や、保健・医療・福祉、交通安全など、市民生活の様々な分野にわたる横断的・総合的な「安心安全ネット」を構築する「京都市安心安全ネット戦略プラン(仮称)」策定(平成16年度末策定予定)の動向を踏まえたものとしています。

また、この計画は、以下の計画を一体として盛り込んで策定しています。

【保育計画】： 児童福祉法第56条の8に規定される、前年度当初で50人以上の待機児童がある場合に策定が必要になる保育と子育て支援事業の供給体制確保に関する計画

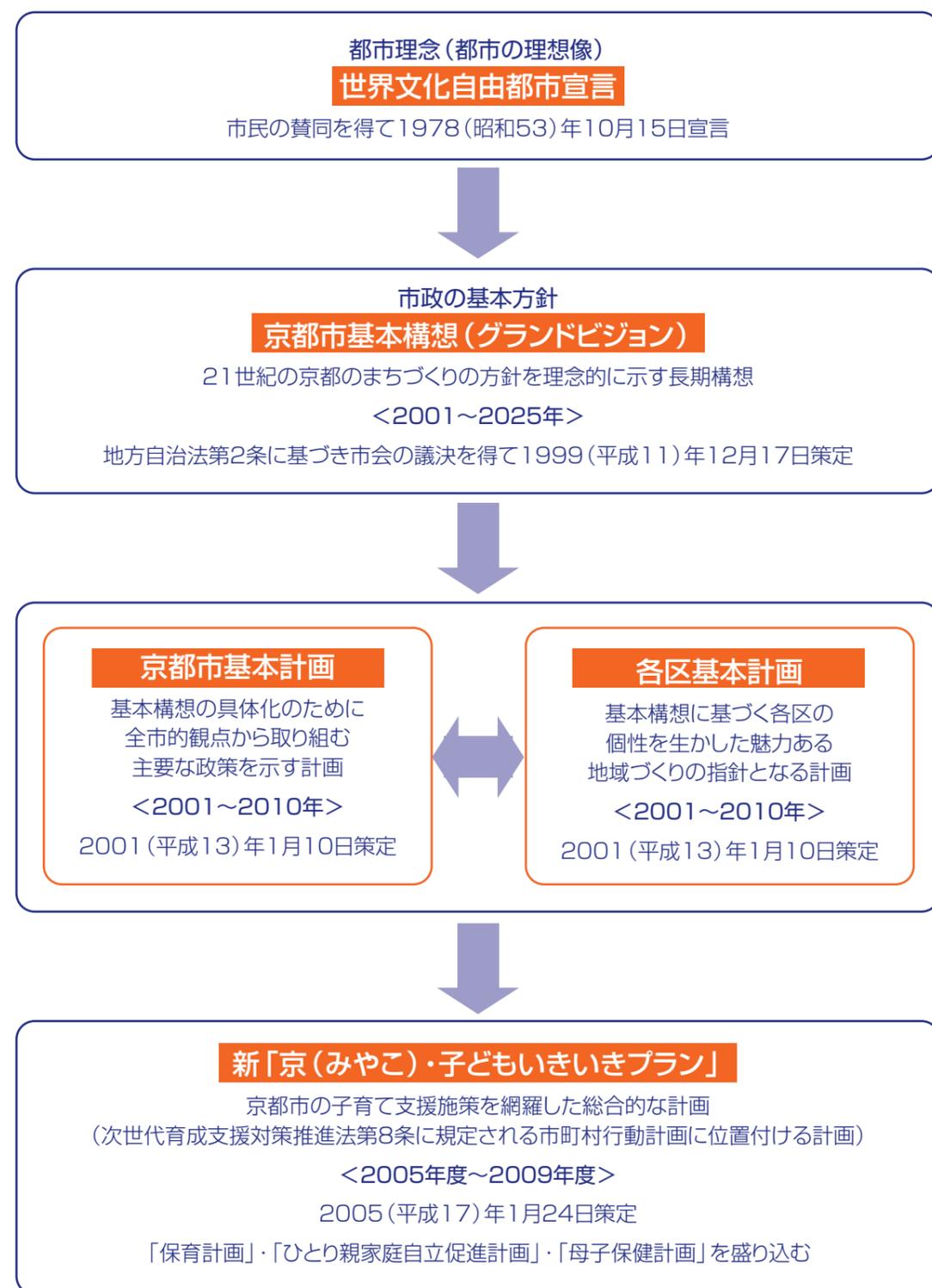
【ひとり親家庭自立促進計画】：

母子及び寡婦福祉法第11条に基づき、厚生労働大臣が定めた「母子家庭および寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(2003(平成15)年3月19日)」に則し、今後におけるひとり親家庭に対する自立支援対策を総合的かつ効果的に展開するための基本目標と具体的な措置等について盛り込んだ計画

【母子保健計画】： 21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21(2000(平成12)年策定)」の趣旨を踏まえて、親と子の健康づくりや健康を支援する環境づくりを推進するための計画

※ 2005(平成17)年4月1日に京都市と合併する北桑田郡京北町の区域における本計画の取扱いについては、2004(平成16)年8月26日締結の合併協定書に基づくこととします。

## 計画の位置付け



## 4 計画期間

この計画の期間は、2005(平成17)年度から2009(平成21)年度までの5年間とします。

次世代育成支援対策推進法において、地方自治体は、2005(平成17)年度から2014(平成26)年度までの10年間は、総合的かつ効果的な次世代育成支援対策を推進することになっています。計画期間の最終年度となる2009(平成21)年度には、子どもと家庭を取り巻く環境の変化、法制度の改正、計画の進捗状況等を踏まえて、2010(平成22)年度から2014(平成26)年度までの5年間で計画期間とする、新たな計画を策定します。

## 5 計画の対象

この計画は、すべての子どもと子どもを育成し又は育成しようとする家庭、市民、事業者、行政など、市内のすべての個人、団体を対象とします。

なお、この計画における「子ども」とは、0歳から概ね18歳未満とします。

6 <sup>みやこ</sup>京・子どもいきいきプラン(前プラン)の概要と取組状況

## (1) 趣旨・位置付け

**趣 旨**：1997(平成9)年1月に、子どもの健全育成と子育て支援のために実施する施策・事業についての基本的かつ総合的な計画として策定。

**位置付け**：国の「エンゼルプラン」に基づく京都市版エンゼルプラン

## (2) 対象とする子ども・計画期間

**対象とする子ども**：児童福祉法に規定する0歳から18歳未満のすべての子ども

**計画期間**：1997(平成9)年度から2006(平成18)年度の10年間

## (3) 基本目標

『いのちと人権をはぐくむ子育て支援都市・京都の創造』

## (4) 施策の概要・取組状況

## ア 施策の概要

「子どもの人権を大切にする京都のまちづくり」、「子どもが元気で伸び伸び育つ環境づくり」、「子育て家庭への社会的支援」の3章に体系化した、子どもネットワークの構築、多様で柔軟な保育サービスの提供をはじめとする、児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの施策を網羅した計画内容になっています。

他の市町村の地方版エンゼルプランが、保育などの特定の施策が中心であったり、市町村の総合計画の一部になっているような状況がある中で、子育て全般にわたる支援施策が盛り込まれた総合的な計画となっています。

事業項目数：277（新規47，充実・継続230，うち数値目標設定事業3）

## イ 取組状況

これまで、京都市では、この計画に基づき、児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの幅広い分野で様々な施策を着実に推進してきました。

この計画によって、仕事と子育ての両立支援、子どもたちの健全育成の拠点として、保育所や児童館（学童クラブ）の設置が大幅に進み、全国的にも高い水準を確保するようになったほか、全市・行政区・身近な地域レベルでの子育て支援施設等を活用した重層的な「子どもネットワーク」の構築、保育所・幼稚園、市立・私立・国立の垣根を越えた共同機構としての取組を行う子育て支援の中核施設「こどもみらい館」の設置運営、子どもたちに今何ができるのかを市民みんなで考え、行動し、情報発信する「人づくり21世紀委員会」の発足など、先駆的な施策にも積極的に取り組み、子育て支援の分野において全国的にも先導的な役割を果たし、「京都に住み、子育てをして良かった」と実感できるまちづくりに取り組んできました。

このような取組の結果、子育てしやすいまちを目指して子育て支援事業に総合的、積極的に取り組む、「子育て支援総合推進モデル市町村」として国から指定を受けています。

しかし、未実施になっている新規事業や数値目標が達成できていない事業も残されており、新プランの策定にあたっては、前プラン策定後7年以上が経過する現在の子育てを取り巻く状況や社会経済情勢の変化を踏まえて、新たな視点から、そして、「京（みやこ）・地域福祉プラン（2004（平成16）年3月）」に掲げた「自助・共助・公助」の考え方に基づいて、新たな施策の実施、現行施策の拡充・継続の必要性、より効果的な実施方法への変更などについて検証し、施策を再構築していく必要があります。

### ■新規事業

事業項目(事業)	実施済み(事業)	進捗率(%)
47	40	85

### ■数値目標設定事業

	目標数値		2004 (平成16)年度	達成率(%)
	児童館整備(館(箇所))	81(100)	→120(120)	102(118)
延長保育(箇所)	47	→131	131	100
一時保育(箇所)	0	→36	25	69

( )内は学童クラブ数

## 第Ⅱ部

# 子どもと家庭を取り巻く状況



## 第Ⅱ部 子どもと家庭を取り巻く状況

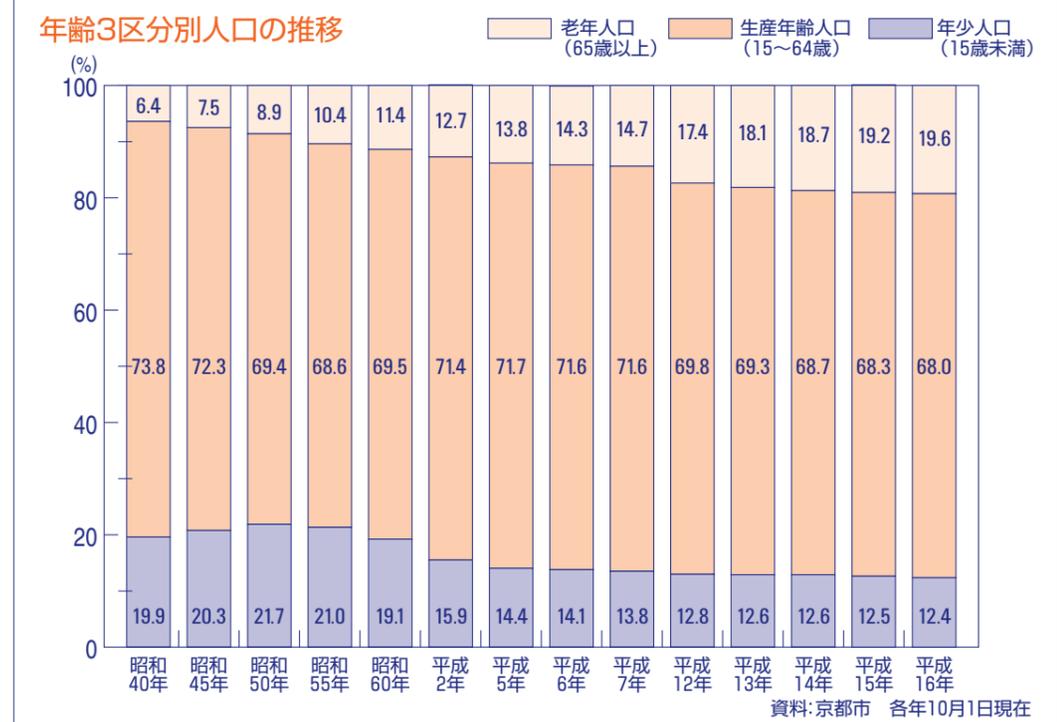
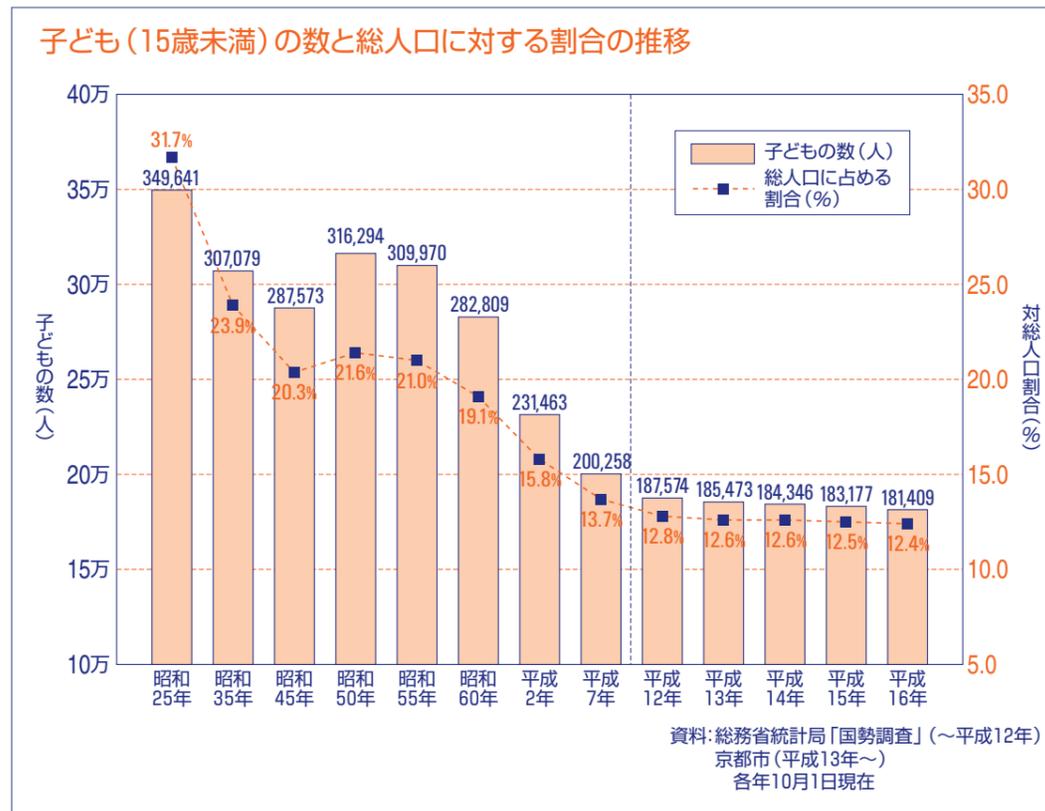
### 1 少子化の動向

#### (1) 子どもの人口の推移

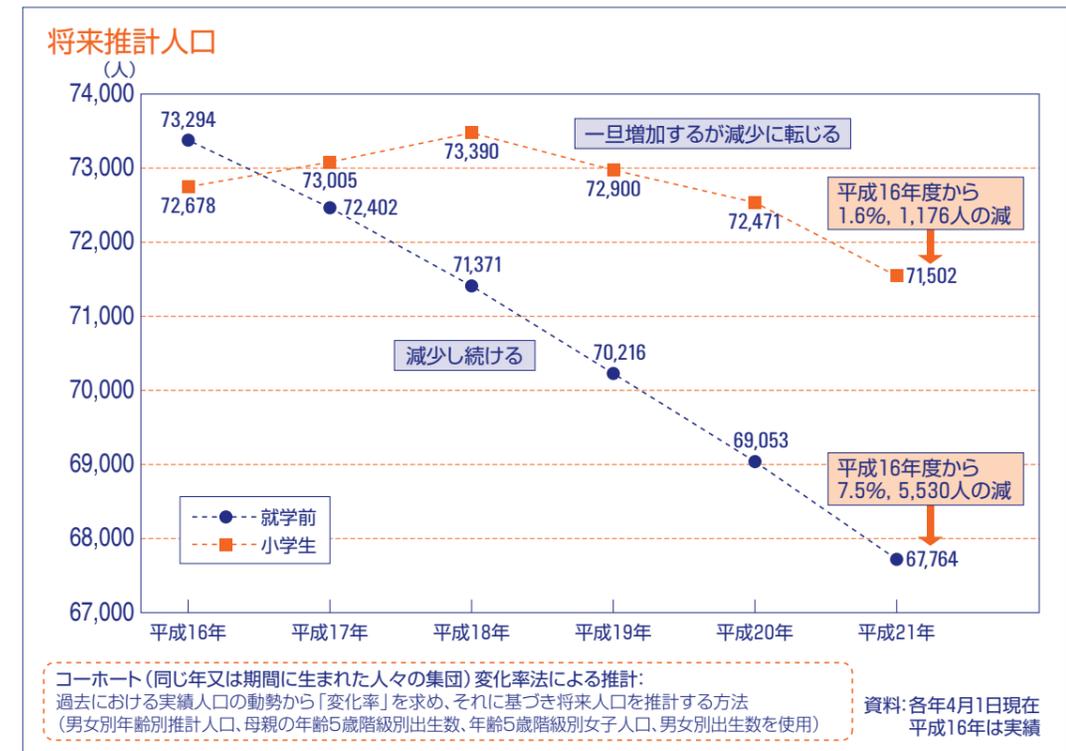
京都市の人口は、戦後増加を続けて、昭和43年に140万人を超え、昭和50年以降は146～147万人台で推移していますが、近年は微減傾向にあります。

一方、子どもの人口(15歳未満、以下同じ)は、戦後の第1次ベビーブーム(1947(昭和22)年～1949(昭和24)年)後は減少し、第2次ベビーブーム(1971(昭和46)年～1974(昭和49)年)時には一旦増加していますが、その後は減少し続けて、2004(平成16)年では第1次ベビーブーム直後の半数程度までに減少しています。

総人口に対する割合も同様の傾向が見られ、2004(平成16)年では12.4%になっていますが、一方、老年人口(65歳以上)の割合については、近年増加が続き、1994(平成6)年には子どもの人口を超え、2004(平成16)年では子どもの人口の1.6倍程度(19.6%)にもなって、少子高齢化が一層進展し続けています。



このプランの計画期間である2009(平成21)年度までの年度当初人口を推計すると、2004(平成16)年度当初に比べ、就学前児童で73,294人から約5,500人、小学生で72,678人から約1,100人の減少が見込まれます。



総人口に対する子どもの人口の割合を行政区別に見ると、西京区(15.4%)、伏見区(14.0%)が高く、東山区(7.7%)が低くなっています。

最近3年間の子どもの人口の動向としては、市内の中心に位置する中京区、下京区で3年連続増加している状況があります。

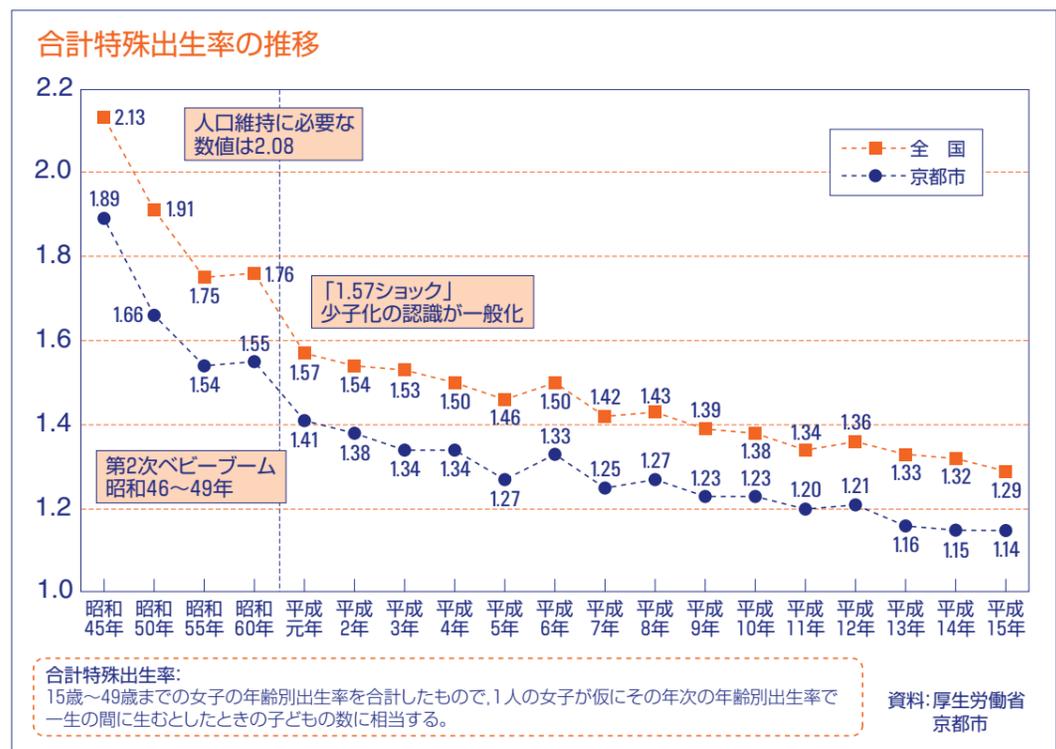
### 行政区別子どもの人口(15歳未満)の推移

	平成13年 (人)	平成14年 (人)	対前年増減 (人)	平成15年 (人)	対前年増減 (人)	平成16年 (人)	対前年増減 (人)	平成16年 総人口(人)	対総人口 割合(%)
京都市	186,206	184,665	△1,541	183,682	△983	181,841	△1,841	1,461,971	12.4
北 区	15,036	15,005	△31	14,914	△91	14,962	48	124,769	12.0
上京区	8,122	8,093	△29	8,033	△60	8,012	△21	83,197	9.6
左京区	19,126	18,928	△198	18,687	△241	18,574	△113	168,686	11.0
中京区	9,907	9,944	37	9,978	34	10,239	261	99,371	10.3
東山区	3,533	3,419	△114	3,361	△58	3,245	△116	42,230	7.7
山科区	18,220	18,057	△163	18,048	△9	17,819	△229	136,680	13.0
下京区	6,909	6,915	6	7,052	137	7,153	101	73,885	9.7
南 区	13,193	13,015	△178	12,818	△197	12,569	△249	97,376	12.9
右京区	25,972	25,678	△294	25,549	△129	25,400	△149	194,848	13.0
西京区	24,969	24,634	△335	24,449	△185	23,974	△475	155,378	15.4
伏見区	41,219	40,977	△242	40,793	△184	39,894	△899	285,551	14.0

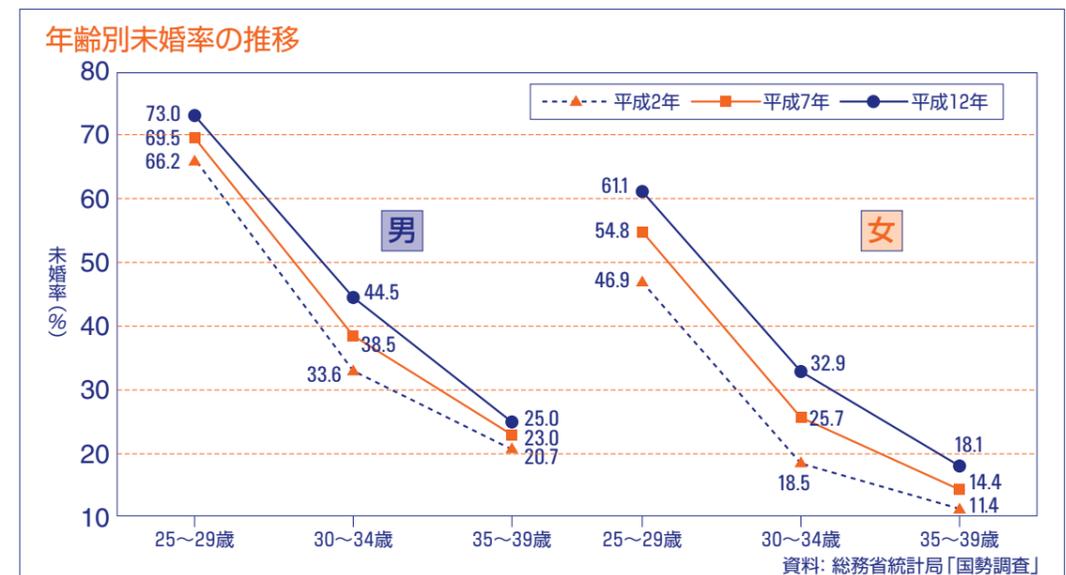
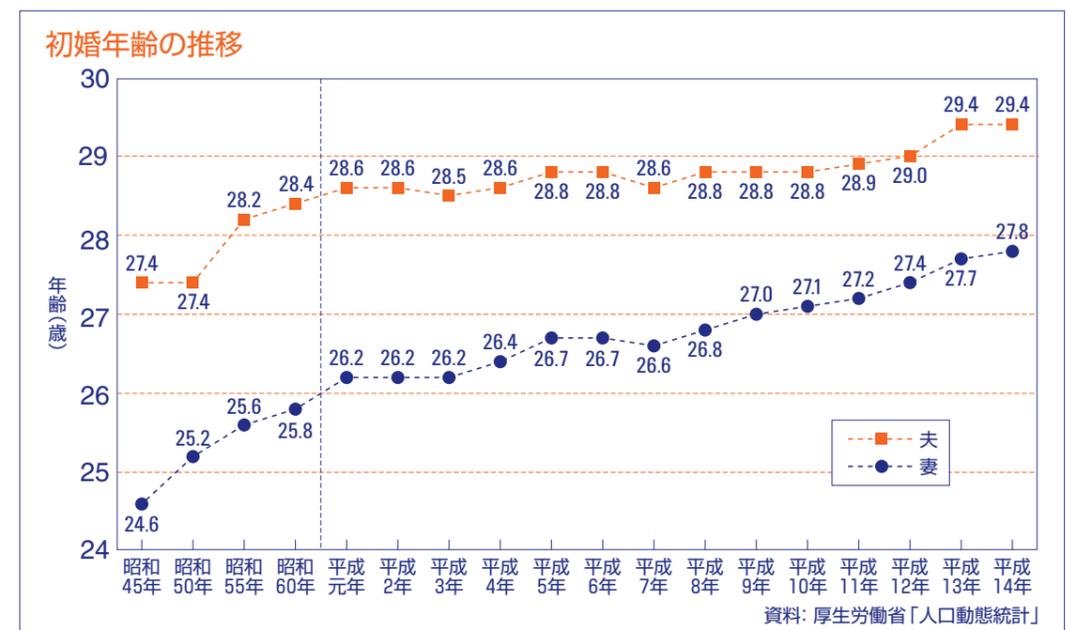
資料:京都市 各年4月1日現在

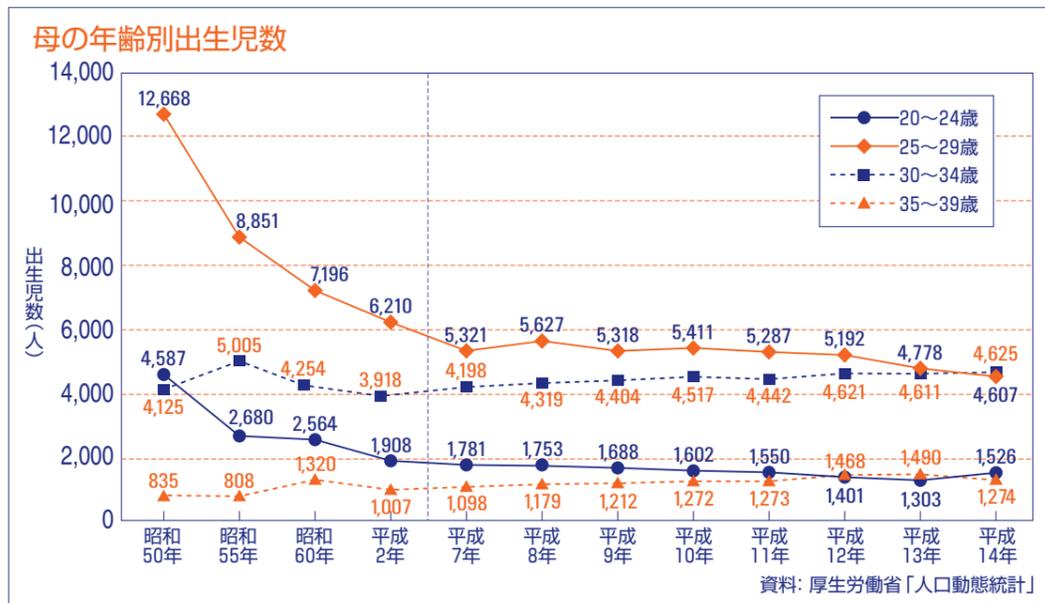
### (2) 少子化の動向

女性が一生の間に生む子どもの数の動向を示す合計特殊出生率は、子どもの人口と同様の傾向で年々減少しており、人口の維持に必要な2.08を大幅に下回り、2003(平成15)年では、1.14となっています。

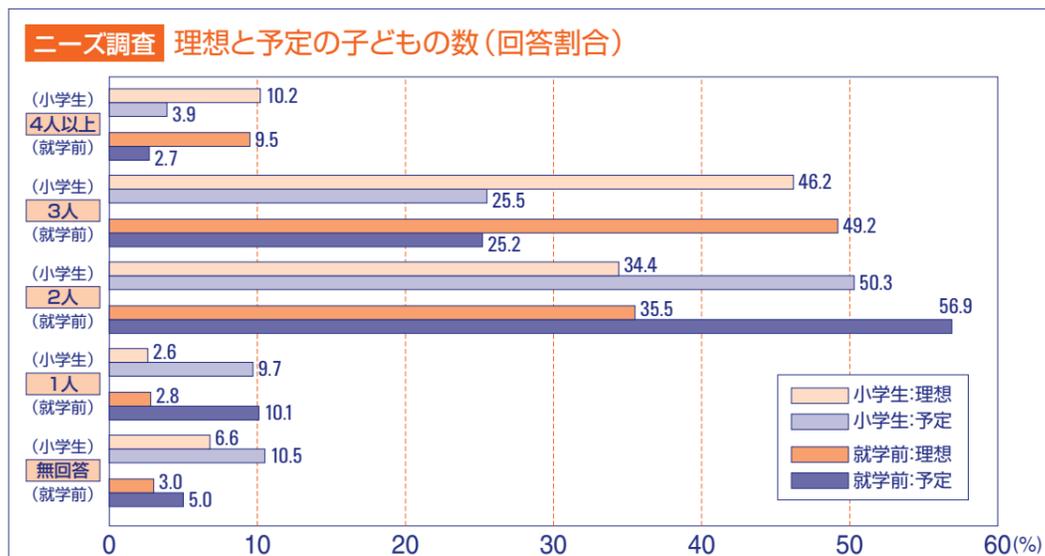


少子化の要因としては、「晩婚化」や「未婚率の上昇」が言われていますが、京都市においても、同様の傾向が見られます。初婚年齢は、1970(昭和45)年で男性が27.4歳、女性が24.6歳であったものが、2002(平成14)年では男性が29.4歳、女性が27.8歳になり、30年余りで男性が2.0歳、女性が3.2歳上昇しています。また、年齢別未婚率では、1990(平成2)年から2000(平成12)年の間で、特に顕著な傾向が見られる30歳から34歳で、男性でおおよそ3人に1人(33.6%)、女性でおおよそ5人に1人が未婚(18.5%)であったものが、男性でおおよそ2人に1人(44.5%)、女性でおおよそ3人に1人が未婚(32.9%)の状況になっています。このような晩婚化の傾向を反映するものとして、女性の年齢別出生児数は、20歳から29歳の間に急激に減少している一方で、30歳から39歳の間に緩やかな増加傾向を示しています。





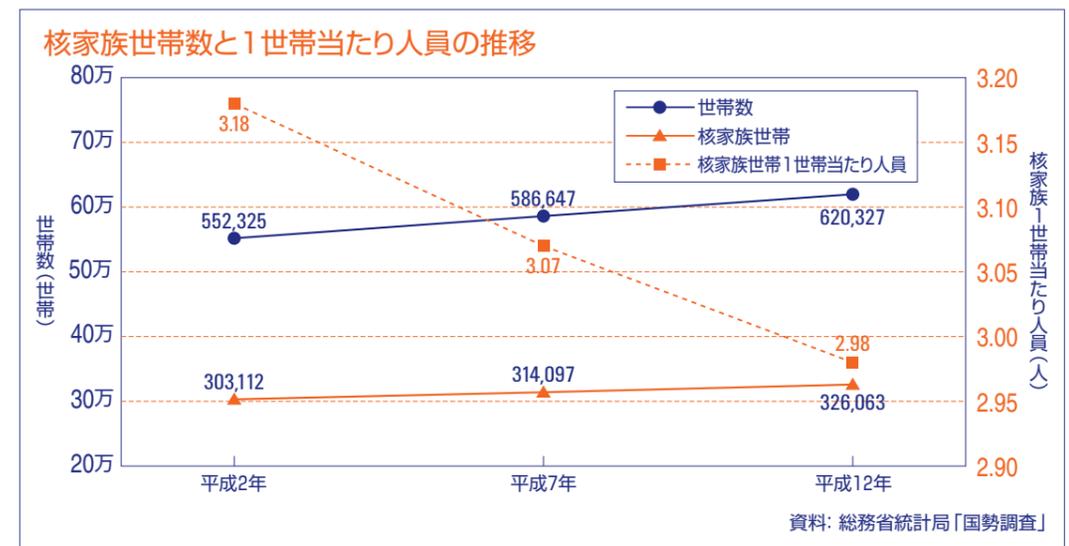
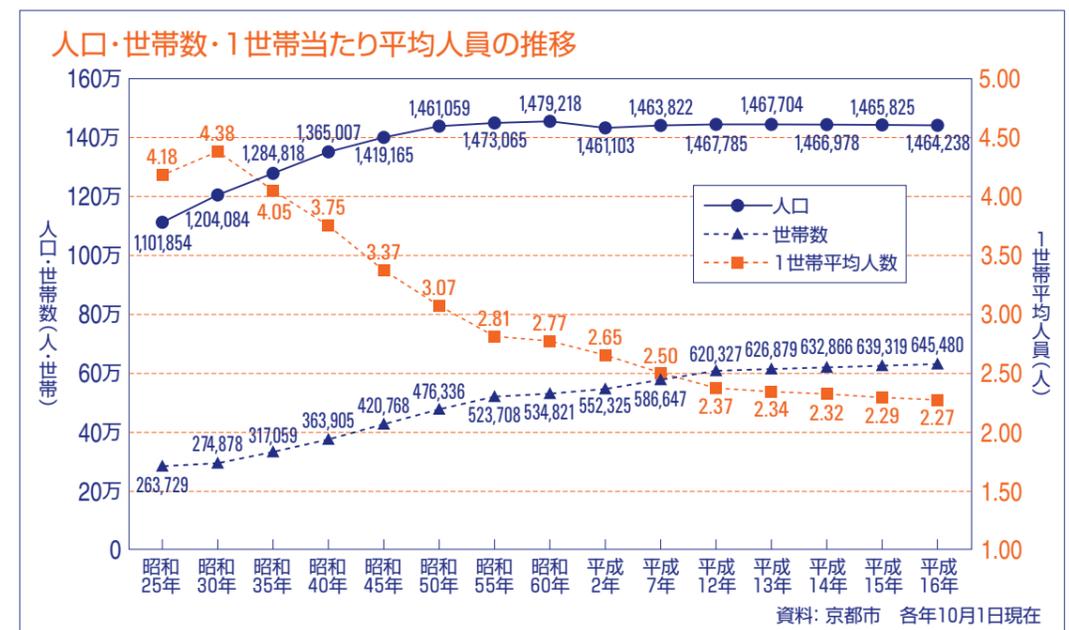
この「晩婚化」や「未婚率の上昇」の要因に加えて、新たな現象として「夫婦の出生力そのものの低下」が、2002(平成14)年1月に発表された「日本の将来推計人口」で指摘されています。夫婦の出生に関する動向に関しては、2004(平成16)年に実施した「京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査」(就学前児童・小学生のいる12,000世帯の保護者が対象。以下、「ニーズ調査」という。)で、「子どもの数の理想と予定」について聞いていますが、理想では3人が一番多い(就学前児童49.2%、小学生46.2%)一方で、予定は2人が一番多く(就学前児童56.9%、小学生50.3%)になっており、1996(平成8)年に実施した「京都市子育て実態調査」(以下、「前回の実態調査」)よりも、理想と予定ともに、より少ない子どもの数が回答されている傾向が見られます。(前回の実態調査では、小学生1~3年が調査対象で、理想3人が53.1%、予定3人が28.8%となっている。)



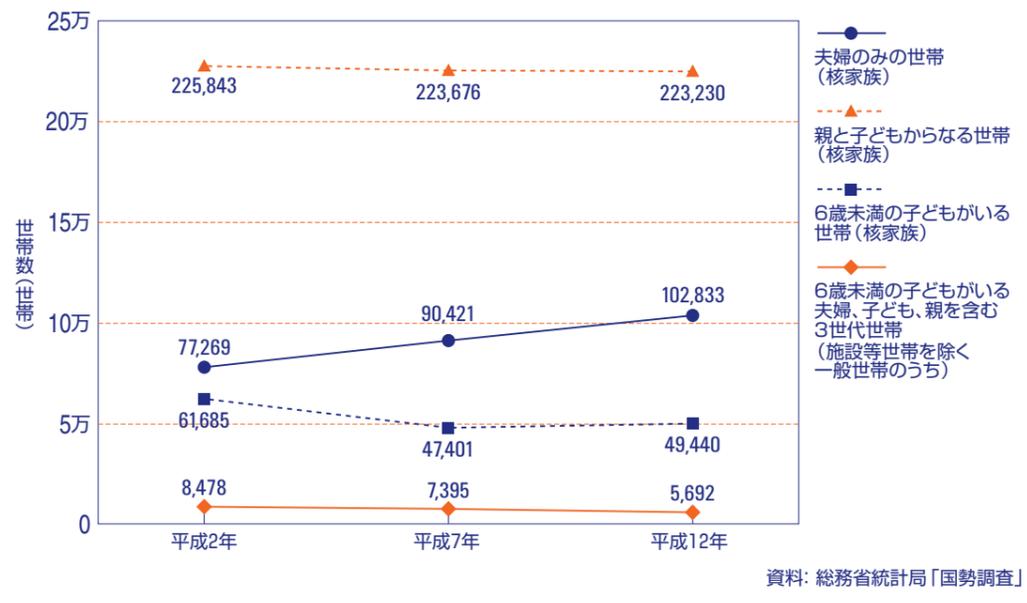
## 2 世帯の状況

### (1) 世帯構成の変化

京都市の世帯数は、戦後増加し続けていますが、一方で、世帯当たりの平均人員は減少し続け、2004(平成16)年では2.27人になり、戦後において最も多かった1960(昭和35)年の4.38人に比べて、半数近くに減少しています。1990(平成2)年から2000(平成12)年において、世帯構成別に変化を見ると、世帯数と同様に核家族世帯も増加しており、夫婦のみの世帯においては3割余り増加している状況があり、一方では、6歳未満の子どもがいる核家族世帯は約2割減少し、夫婦・子ども・親を含む3世代世帯も3割余り減少している状況があります。



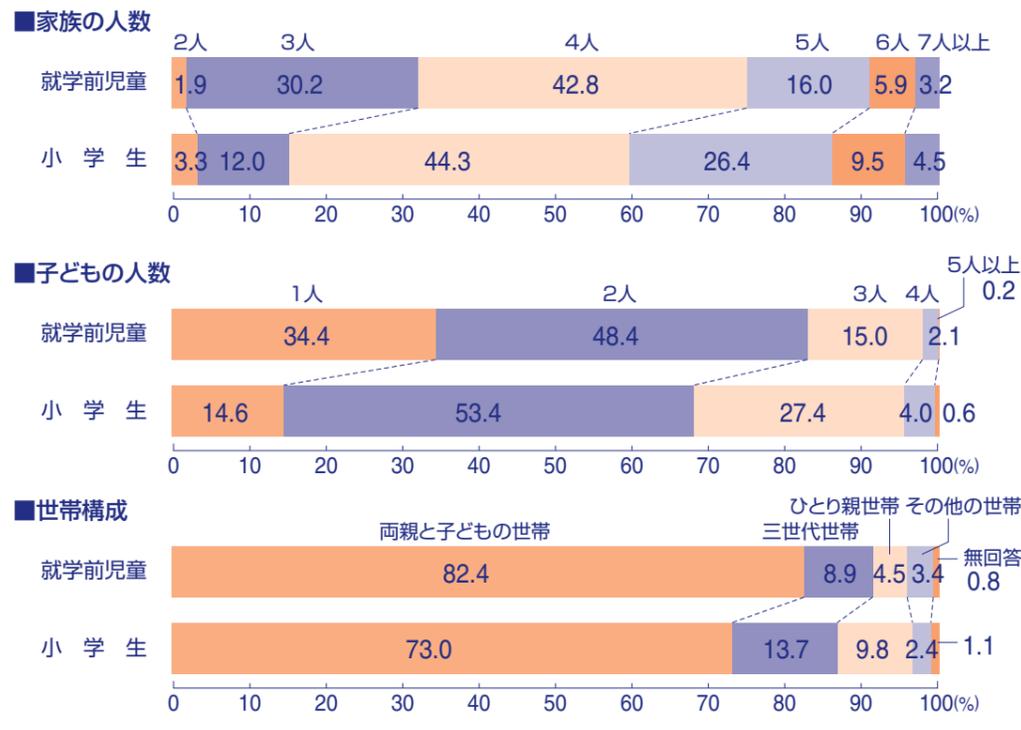
### 構成別世帯数の推移



子どもがいる世帯の家族の人数をニーズ調査から見ると、4人が最も多く、子どもの数では、2人が最も多くなっていますが、前回の実態調査に比べて、全般的に少なくなっています。世帯構成としては、両親と子どもの世帯が7~8割で、三世帯世帯は1割前後になっています。

### ニーズ調査

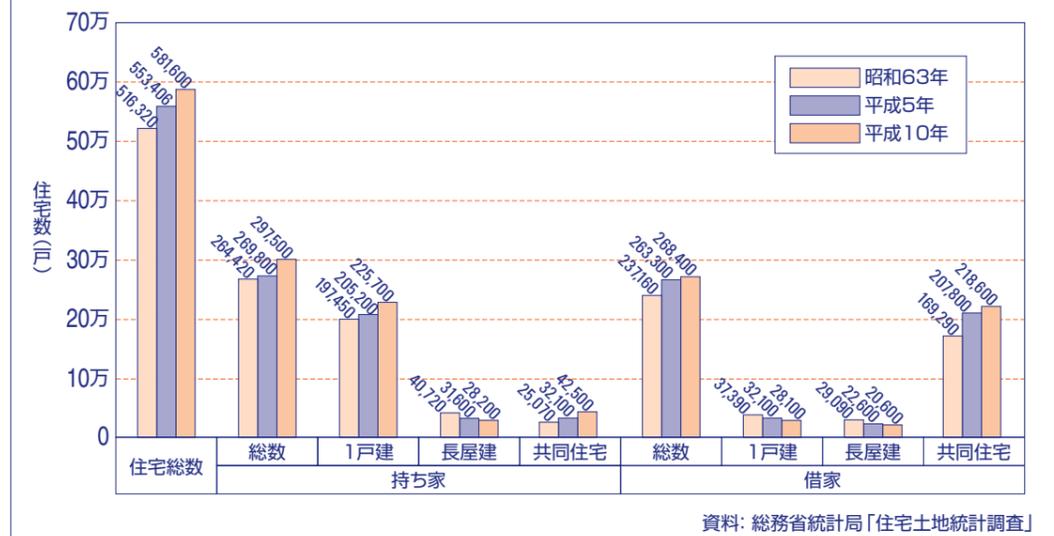
就学前児童(N=2,620) 小学生(N=2,066)



### (2) 住居の状況

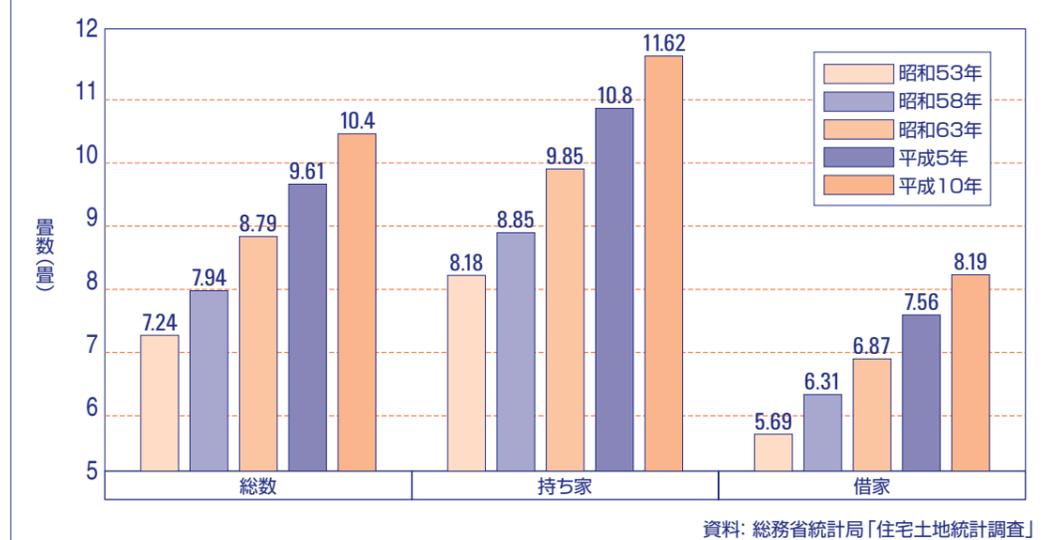
京都市内の住宅数は、1988(昭和63)年から1998(平成10)年の間で、約6万5千戸増加しています。所有形態別に見ると、おおよそ持ち家と借家が半数ずつで、前半の5年間で借家の共同住宅で4万戸弱の増加、後半の5年間で、持ち家の1戸建てで2万戸程度、共同住宅で1万戸程度の増加があります。

### 持ち家・借家別、建て方別住宅数の推移



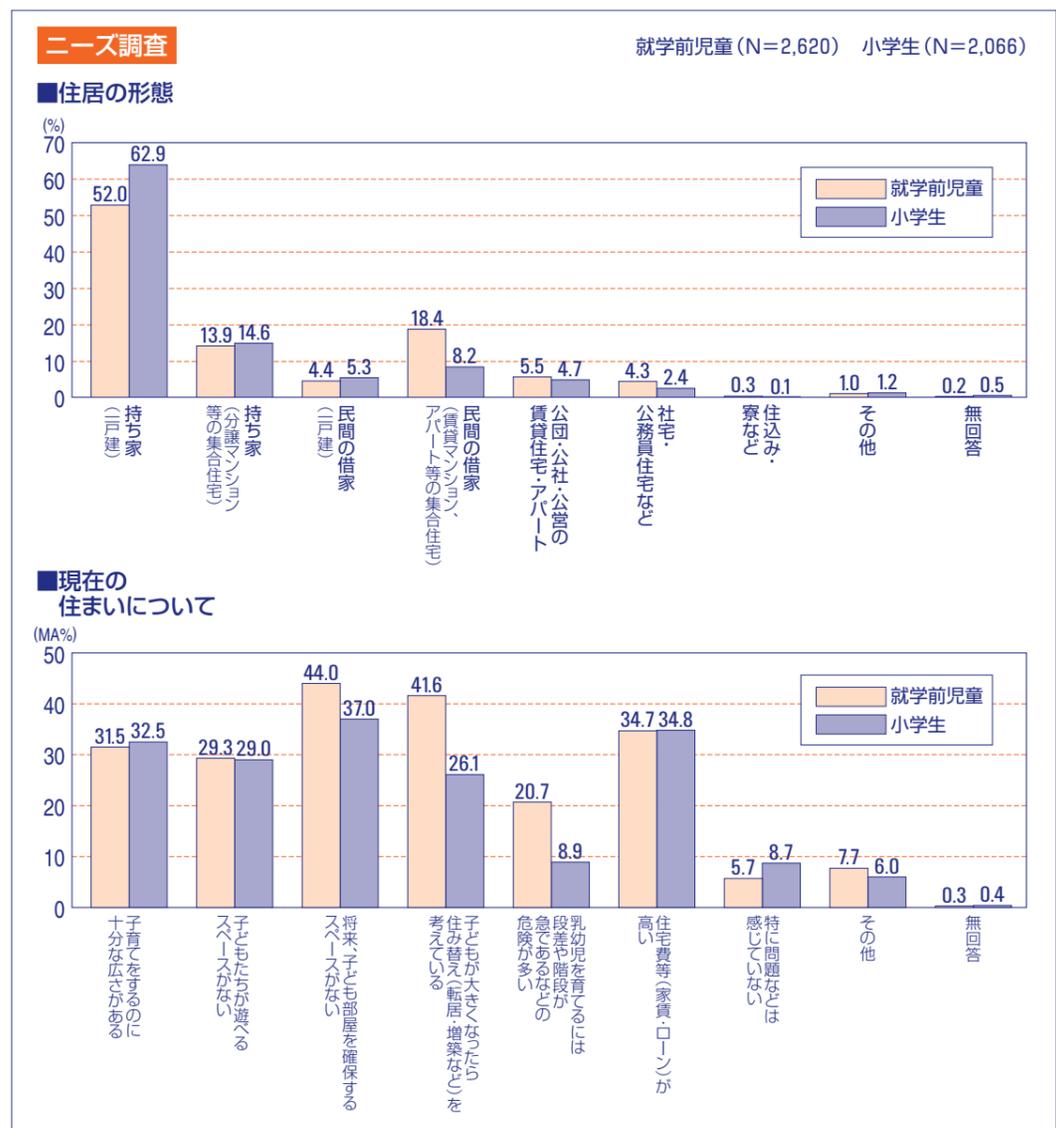
1人当たりの居住スペースでは、持ち家の方が借家よりも4割程度広がっています。1978(昭和53)年から1998(平成10)年の間で変化を見ると、全体的にも4割余り広がってきていることがわかります。

### 1人当たり居住スペースの推移



子どもがいる世帯の住居の形態をニーズ調査から見ると、一戸建と分譲マンション等の集合住宅を合わせた持ち家の割合は、就学前児童が66%、小学生が78%で、小学生の方が1割強多く、主に一戸建で多くなっています。一方、民間の借家のうち賃貸マンション等の集合住宅の割合では、小学生の方が1割程少なくなっています。

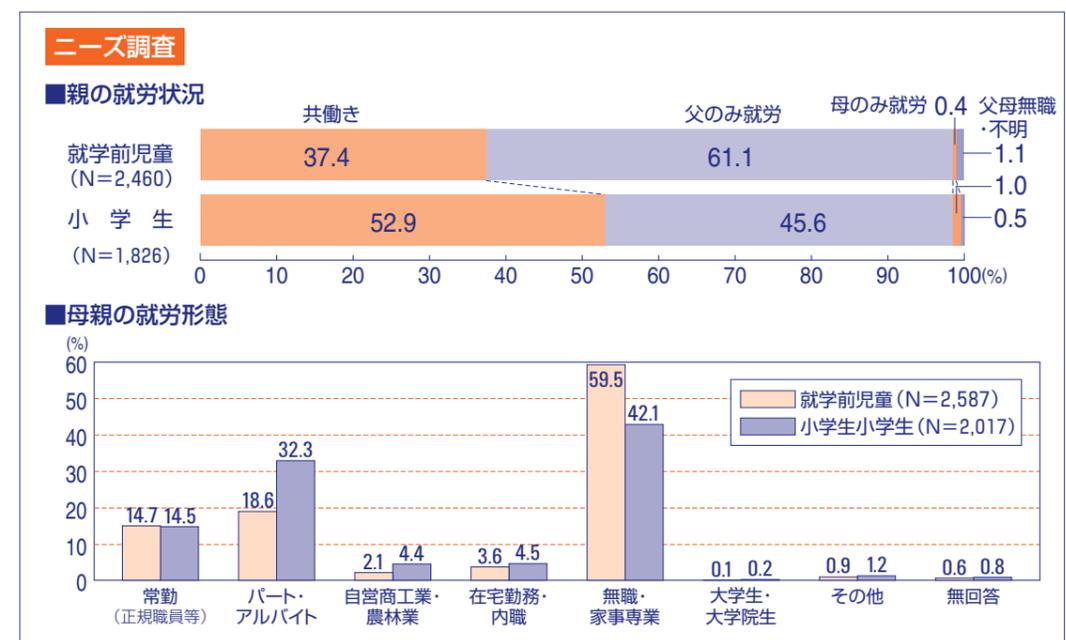
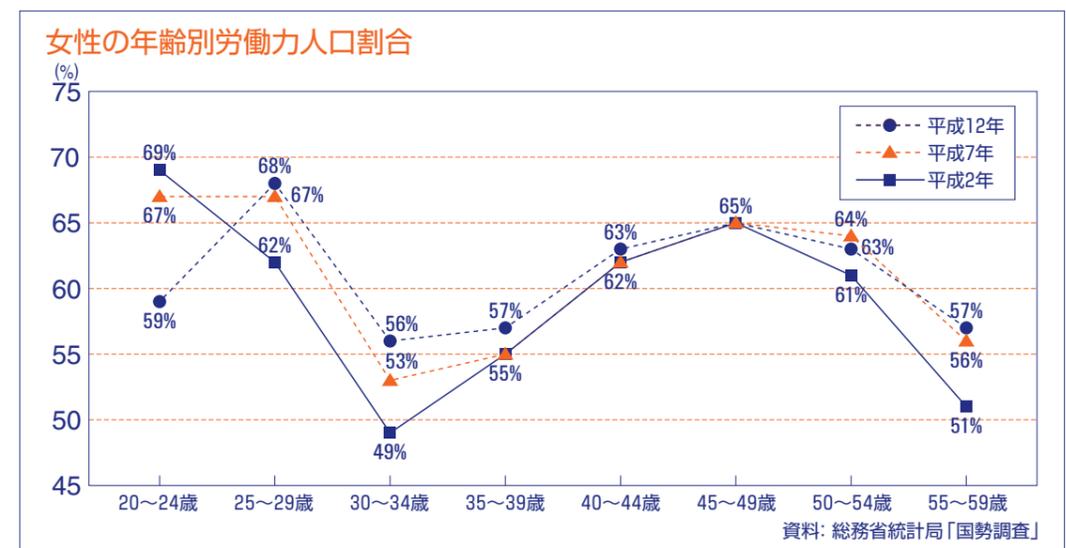
現在の住まいへの思いでは、就学前の年齢が低いときほど、「将来、子ども部屋を確保するスペースがない」、「子どもが大きくなったら住み替えを考えている」が多くなっています。



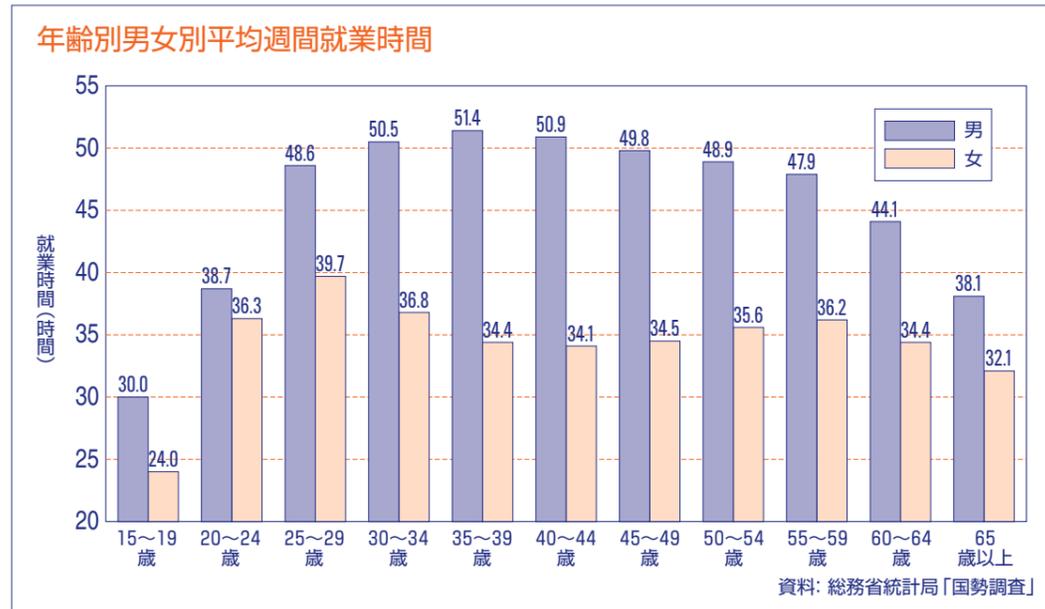
### 3 保護者の就労

1990(平成2)年から2000(平成12)年において、女性の年齢別労働力人口の割合を見ると、25歳から34歳の10年間を中心に上昇し、出産や乳幼児の子育ての時期にも働く女性が増加している状況を示していますが、依然として、その割合の変化としては、25歳から29歳に比べて、30歳から34歳の減少が目立ち、女性就労特有の「M字カーブ」を示しています。

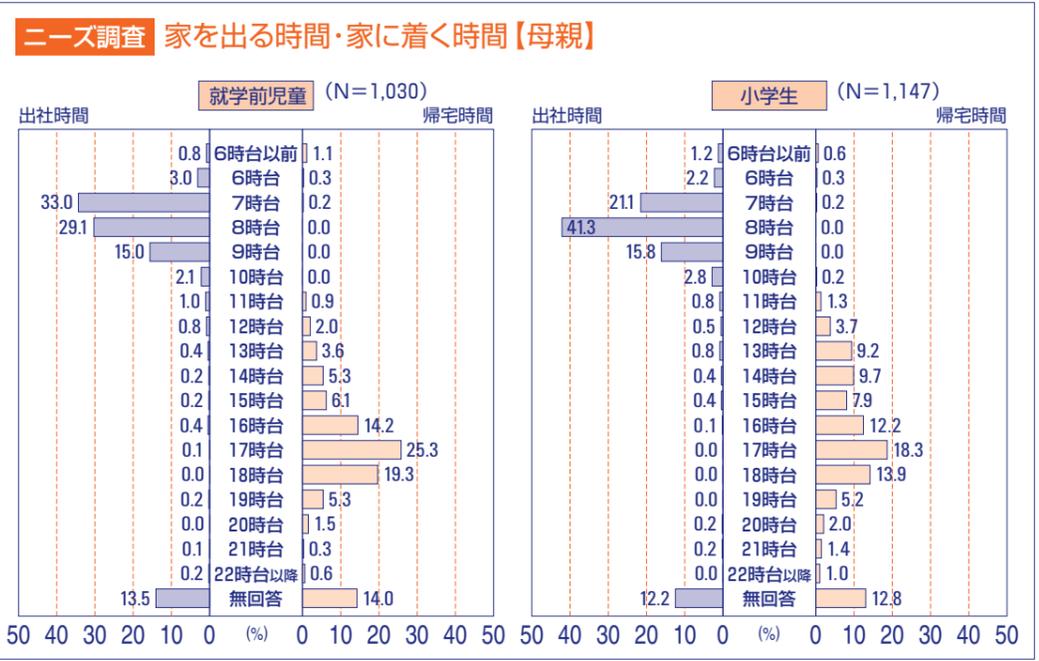
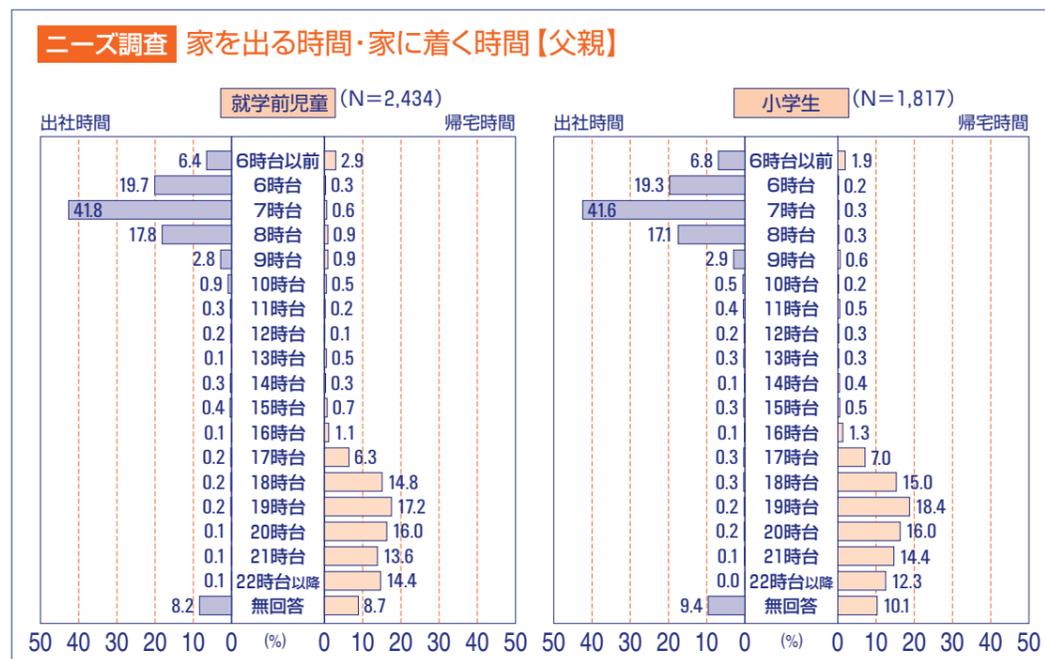
ニーズ調査では、子どもが小学生になって母親が就労する割合が増加して、共働き世帯の割合が全体の50%を超える状況が見られます。増加した就労形態としては、パート・アルバイトが大部分を占めています。



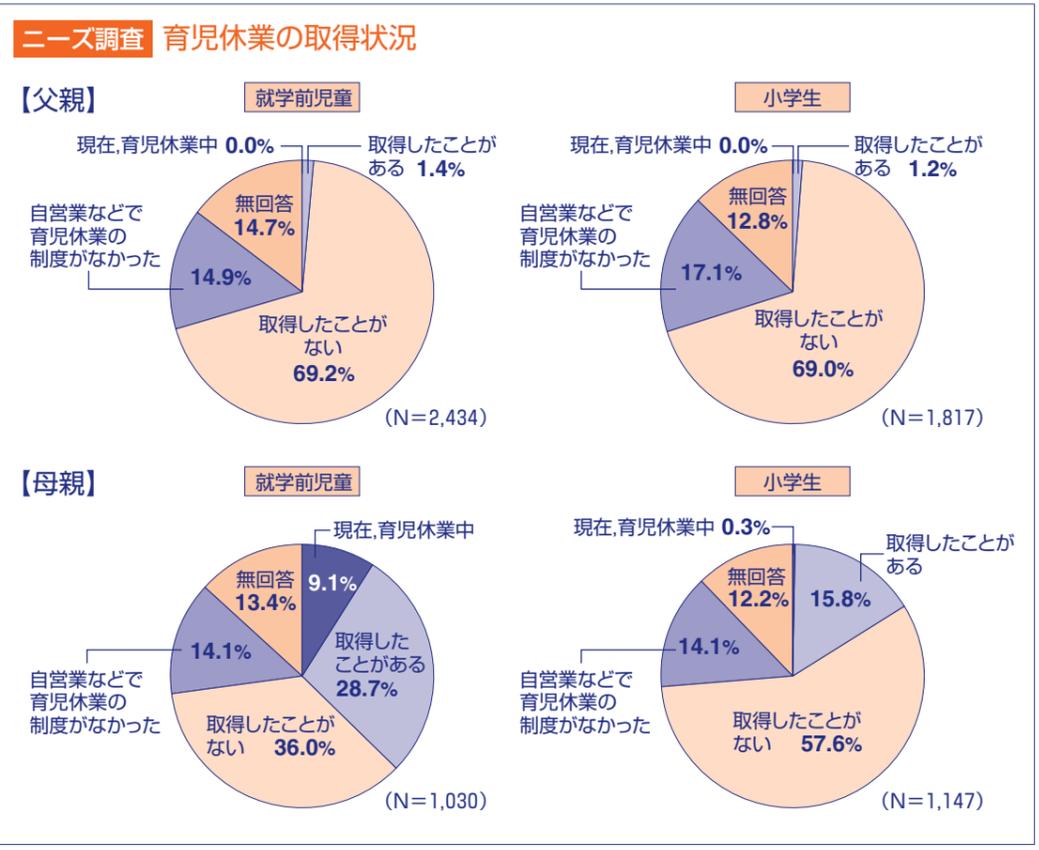
子育てに関わる就労環境の状況に関して、年齢別平均週間就業時間を見ると、子どもが主に乳幼児や小学生の時期にあたる30歳から44歳の間で、男性が多くなっている一方で、女性の就労時間は少なくなっている傾向が見られます。



ニーズ調査において父親の帰宅時間は、母親で中心になっている午後4時から6時台に比べて遅く、午後6時台から10時台以降にまで分散し、9時台以降が25%を超える割合になっており、4人に1人は食事等で子どもとの団欒の時間を持ちにくい状況がうかがえます。子育てに関わりづらい理由としては、残業などが多くて仕事を優先せざるを得ないことが最も多く回答されています。

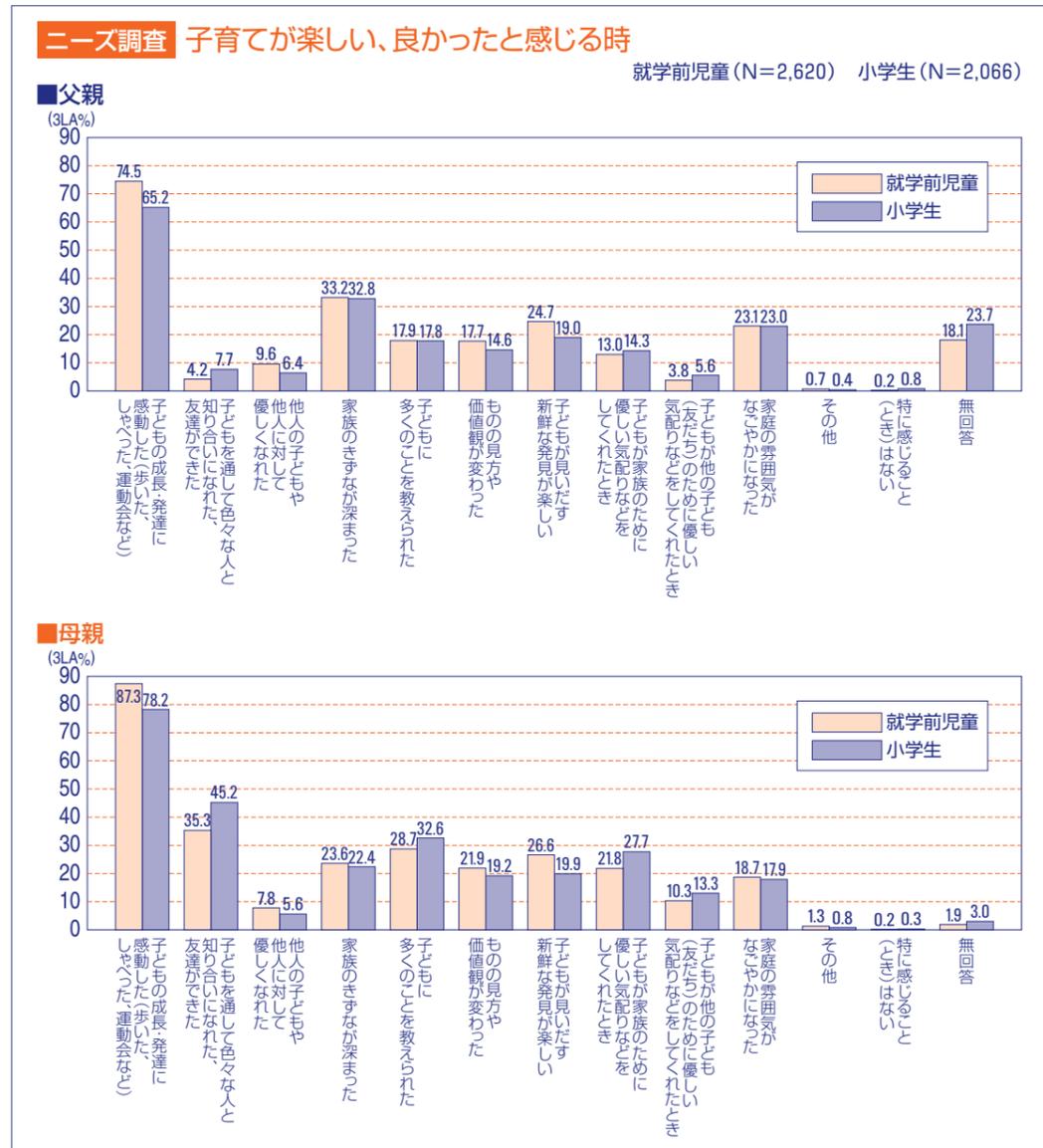


育児休業の取得状況に関しては、「現在、育児休業中」、「取得したことがある」の割合は、父親は1%余りで非常に少なく、母親では、就学前児童で約38%、小学生で約16%と、取得する割合が多くなってきている状況が見られます。

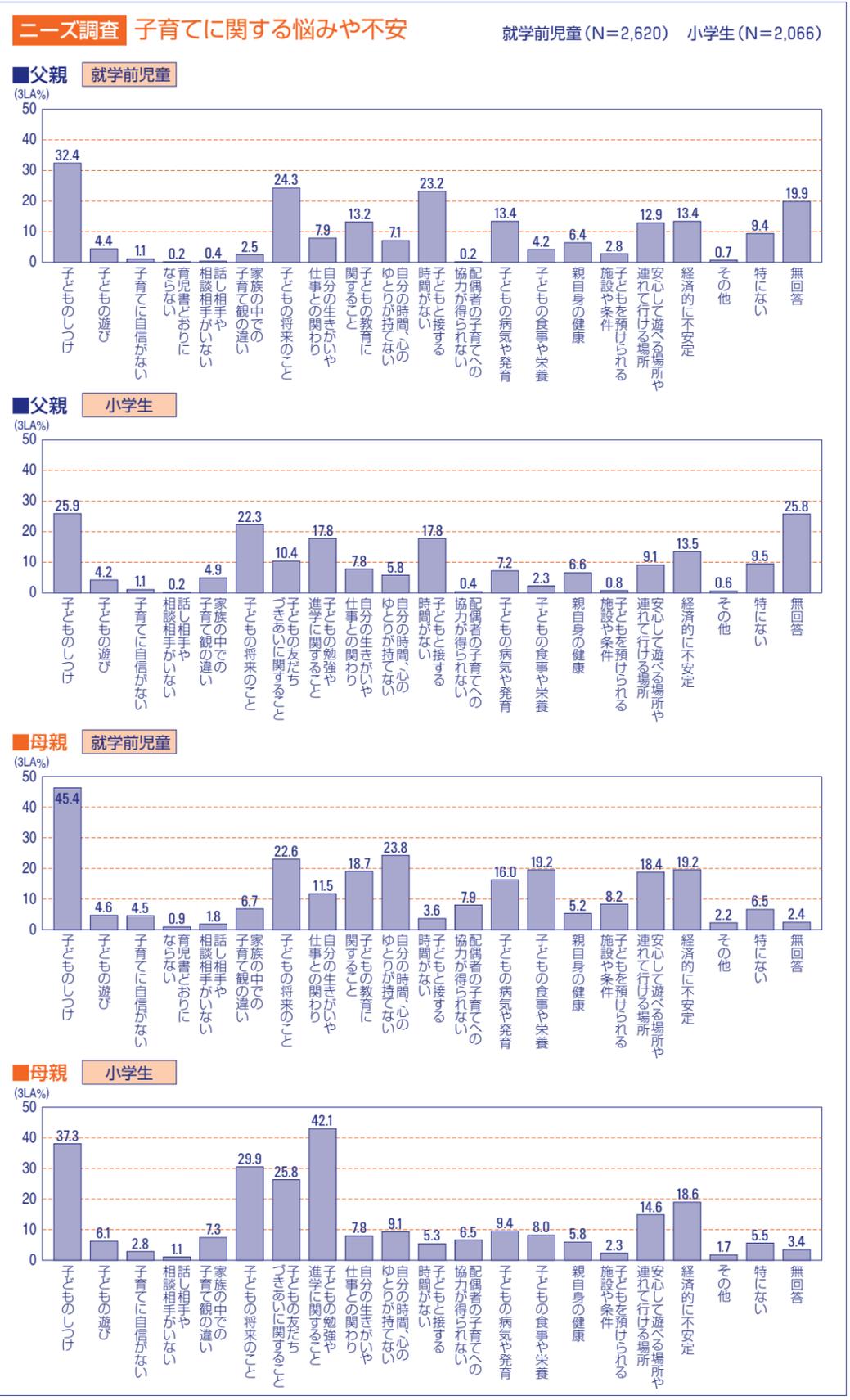




子育てが楽しい、良かったと感じることは、「子どもの成長・発達に感動した」が両親ともに7~8割と最も多く、父親は「家族のきずなが深まった」、母親は「子どもを通していろいろな人と知り合いになれた、友達ができた」も多くなっています。

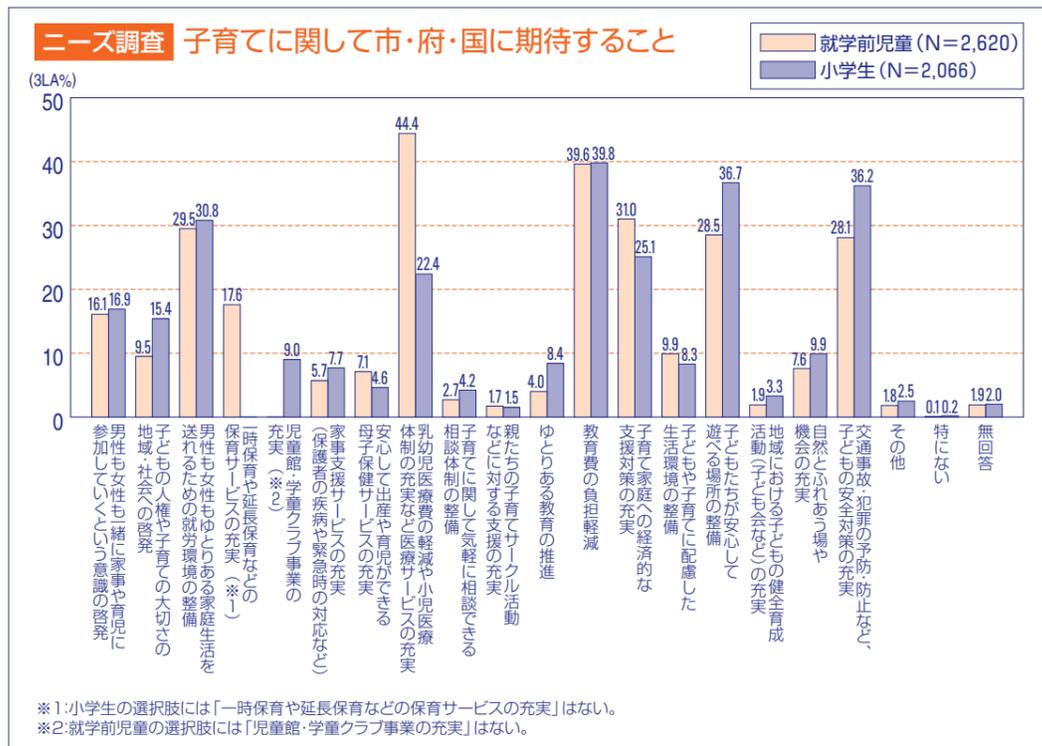


一方、悩みや不安は、「子どものしつけ」、「将来のこと」が両親ともに多くなっていますが、父親は「子どもと接する時間がない」、母親は、就学前児童で「自分の時間・心にゆとりがもてない」、小学生で「勉強や進学」、「子どもの友達づきあい」も多く回答されています。

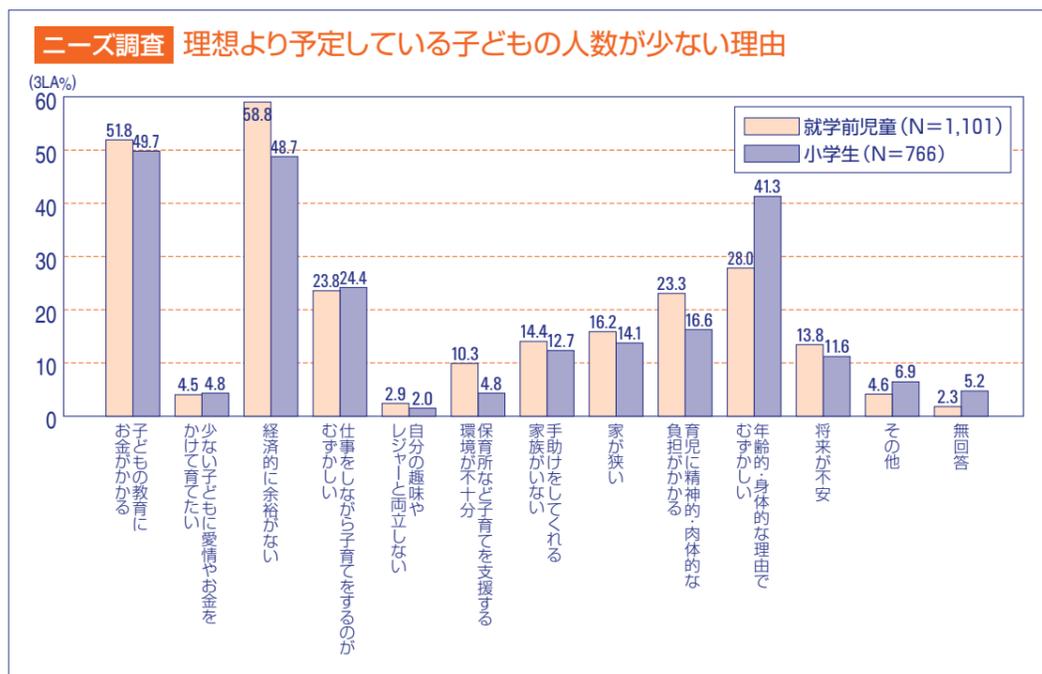


Ⅱ 子どもと家庭を取り巻く状況

期待する子育て支援策については、「医療サービスの充実」、「経済的負担の軽減」、「就労環境の整備」、「子どもの安心安全対策」が多くなっています。



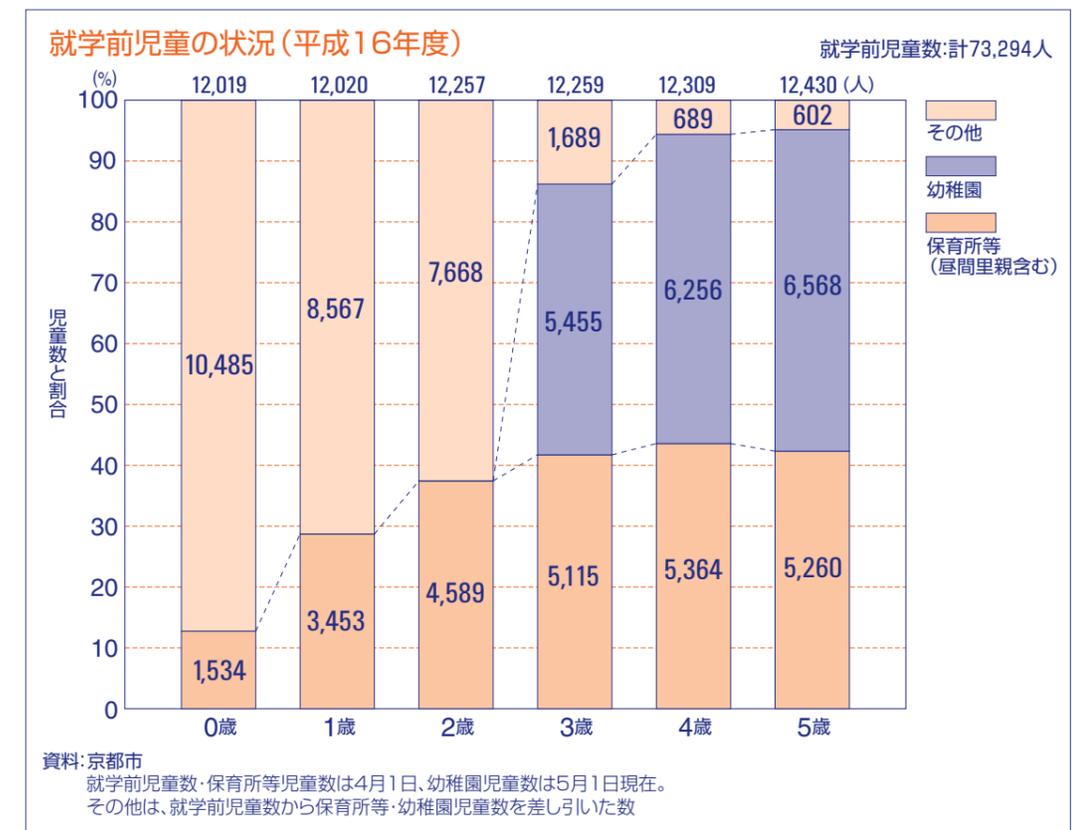
また、理想より予定の子どもの人数が少ない理由としては、「経済的な問題」、「年齢的・身体的な理由」が多く挙げられています。



## (2) 就学前の子どもの保育

子どもたちの日中生活の中心となる場所については、就学後は小学校、中学校等になりますが、就学前の子どもたちは、親の就労や家庭の状況等により異なります。

保育所、幼稚園、昼間里親に通っていない子どもの割合は、全体の約4割で、3歳未満では約75%になっており、自宅等で保育されていることとなります。この子どもたちの家庭では、子育てについて専門的な知識等を持つ施設からの日常的な支援を受けにくい状況があります。

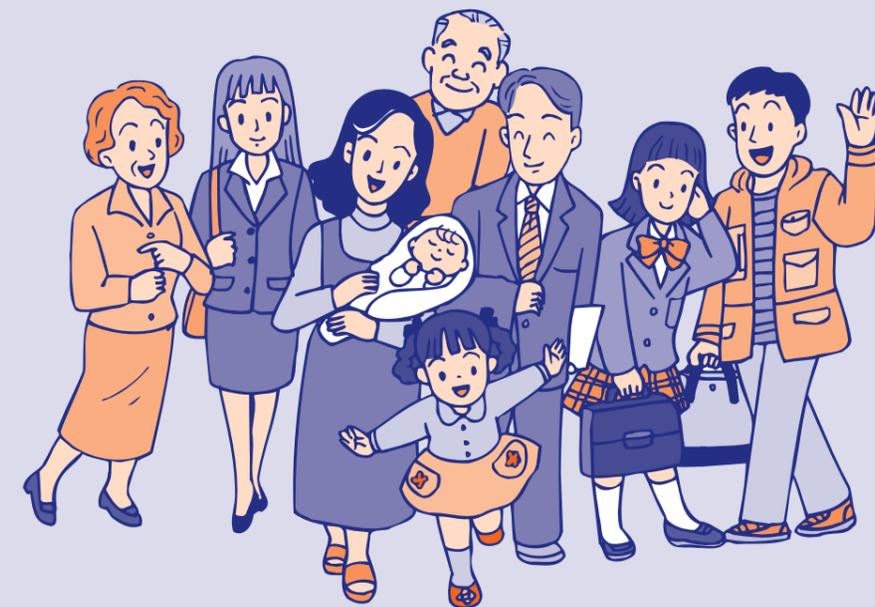
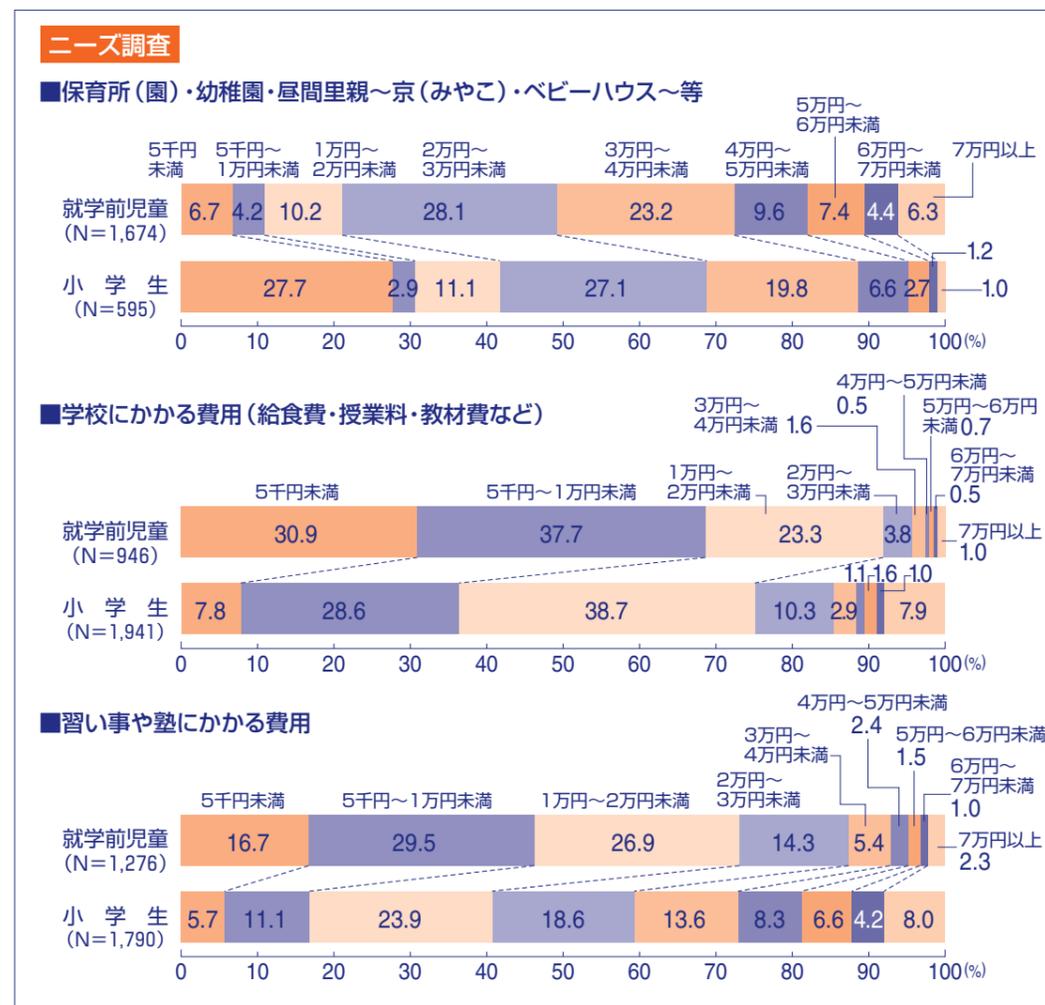


## 第Ⅲ部

# 計画の内容

### (3) 子育ての費用

ニーズ調査で、世帯の子ども全員にかかる費用を聞いていますが、就学前児童の世帯では、保育所等の就学前児童施設の費用は、月3万円未満と以上で概ね半数ずつになっており、小学生の世帯では、学校にかかる費用は、月2万円未満が約75%と大部分を占めています。このような義務的に必要になる費用に加えて、小学生の世帯では、利用するかどうかを選択できる習い事や塾にかかる費用は、月2万円以上かかっている世帯が約6割を占めるなど、学校にかかる費用を上回る額が多くの世帯で必要になっていることがわかります。こうした費用負担の状況から、子どもの自由な時間が少なくなっていることがうかがわれます。



## 第Ⅲ部 計画の内容

### 《施策構成表》

<b>1 子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり</b>	<b>35</b>
(1) 市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり	35
(2) 子どものいのちと人権を守るネットワーク, 虐待防止対策	38
(3) 養護等が必要な子どもの福祉	43
(4) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉	48
<b>2 次世代をはぐくむすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり</b>	<b>53</b>
(1) 子育てを支え合える地域のネットワーク, 情報発信	53
(2) 子どもといる生活に生きがいを感じられる家庭, 職場, 地域社会づくり	56
(3) 子どもの生活環境の整備	71
(4) 子育てに必要な経済的負担のあり方	74
(5) 多様で柔軟な保育サービスの提供 (保育計画)	77
(6) ひとり親家庭の自立促進 (ひとり親家庭自立促進計画)	92
<b>3 子どもを安心して生き健やかに育てることのできるまちづくり</b>	<b>102</b>
((1)～(4) 母子保健計画)	
(1) 思春期のこころとからだの健康づくり	102
(2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり	106
(3) 子どもの健やかな発達と育児不安を軽減するための支援	110
(4) 子どもが健やかに育つための安全な環境づくり	114
(5) 子どもの安全な生活が確保される安心してくらするまちづくり	118
<b>4 次代を担う子どもたちが心豊かに生きる力をはぐくむことができるまちづくり</b>	<b>120</b>
(1) 生きる力をはぐくむ教育環境づくり	120
(2) 子どもの健全育成のための環境づくり	137
(3) 青少年の自主性と創造力をはぐくむまちづくり	142
(4) 望ましい食べる力をはぐくむための環境づくり	145

## 1 子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり

### (1) 市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり

#### 現状と課題

京都市では、前プランに基づき、先駆的な取組として市民と行政が一体となって子育てを支える、身近な地域・行政区・全市レベルの重層的な「子どもネットワーク」を構築してきました。地域レベルでは、1998(平成10)年5月から保育所や児童館を地域子育て支援ステーションとして指定し、身近な地域で子育て相談や講座、交流事業等を展開し、行政区レベルでは、1999(平成11)年9月に各区・支所で子ども支援センターを設置し、子育ての総合相談・情報発信、区内関係機関のネットワーク化を通じた子育て支援サービスの充実に取り組み、全市レベルでは、児童福祉センター、こどもみらい館、こども相談センターパトナが、総合的かつ専門的な機能を生かして、ネットワークの中核施設としての事業を進めるとともに、1997(平成9)年12月に子どもと家庭に関わる行政、民間の関係機関・団体等で設置した「京都子どもネットワーク連絡会議」で、子育て支援を総合的に推進するための連絡調整を図ってきています。

また、1998(平成10)年2月には、学校・家庭・地域の連携のもと、大人として、今、子どもたちのために何が出来るかを考え行動する「人づくり21世紀委員会」が発足し、さらに、2004(平成16)年には、まち全体を学びと育ちの場とする「みやこ子ども土曜塾」事業が実施されるなど、全市レベル、行政区レベルで、様々な取組が広がってきています。

その他にも、子育て支援に関連するネットワークや連携組織等(以下この項目で、「ネットワーク」という。)が、行政と民間の関係機関・団体等で構築され、あるいは構築されようとしています。

それぞれのネットワークには意義や目的があり、その目的の達成に向けて独自の取組を進めていくことで成果を挙げていますが、同じ子育て支援に関連するネットワークであることや、同じ行政、民間の関係機関・団体等が多く参加していることを生かして、共同、連携の取組を行えば、より広範な機関や人が関わる効果的な取組へと発展させることができます。また、その取組の中で、これまで、子育て支援に関わりがない、あるいは少なかった機関や団体、そして市民を、この全市的な共同、連携のつながりの中に大きく包み込み、京都市全体の子育て支援の風土づくりにつなげていくことも求められます。

「子どもネットワーク」のより一層の機能強化に加えて、子育て支援に関連するネットワークが、共同、連携した取組を進めていく必要があります。

行政区、小学校区などの身近な地域におけるこれまでの京都市の子育て支援施策については、行政と民間、市民とのパートナーシップによって取り組んでいくこと

を視点として進めてきましたが、結果的には、子育て支援施策と民間の関係機関・団体等の自主的な活動との役割分担が十分でなく効果的なものになっていない、行政が主体になることで、民間、市民の積極的な参加意識や自主的な活動に結びついていない場合があります。

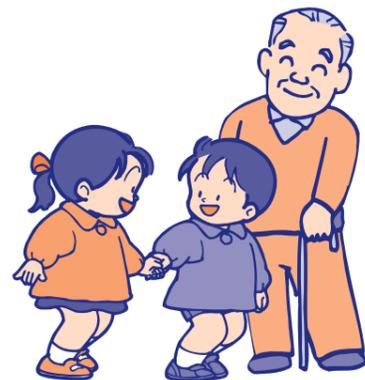
京都は、古くから住民が培ってきた自治の伝統が息づくまちで、近年においても、自治会、社会福祉協議会、民生児童委員協議会などの地域の団体が学区単位で主体的に協力し合い、共同の活動が展開され、「子育てサロン」などの取組も広がってきており、子育て中の親、ボランティア、NPOなどによる「子育てサークル」などの自主的な活動も活発になりつつあります。また、開かれた学校づくり、地域ぐるみの教育が推進されている中で、PTAや地域の団体、「おやじの会」、ボランティアによる学校等を拠点とした活動が展開されています。このような市民の自主的な活動が発展し継続していくような環境づくり、地域ぐるみの子育て支援の気運を高める取組が必要になっています。

### 施策を推進する基本的な方向

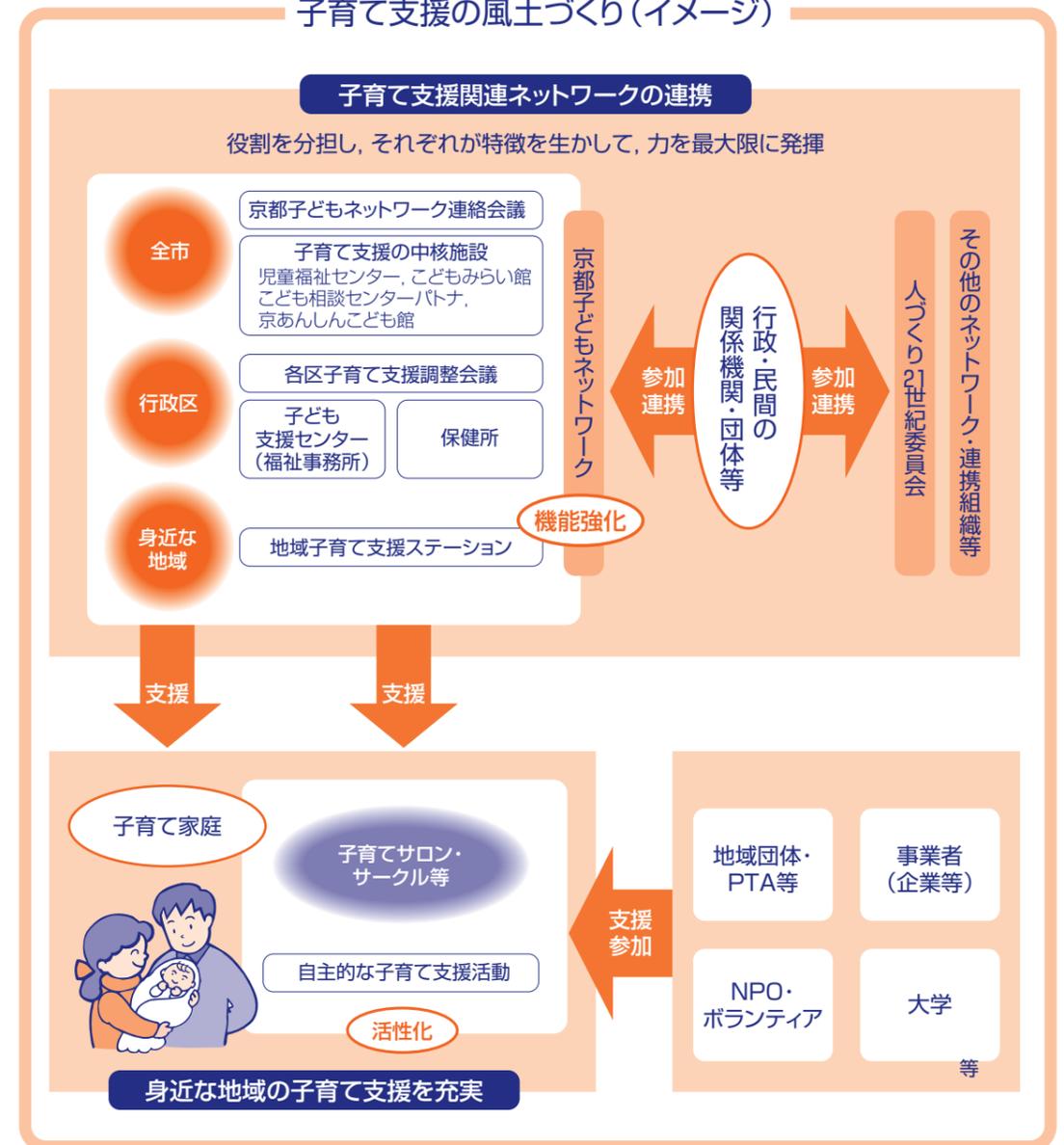
子育て支援に関連するネットワークが連携することで、それぞれの取組を円滑で効果的なものにするとともに、保健・福祉・教育等の枠組みを越えた共同の取組を展開して、「子育て支援都市・京都」のさらなる発展のため、全市的な子育て支援の風土づくりにつなげていきます。

この連携については、行政と民間の役割分担を考慮しながら、それぞれの特徴を生かして、その知識・経験・技術・組織の力を最大限発揮できるような方法で行います。

また、行政区、小学校区などの身近な地域レベルにおいて、子育て中の親、地域の団体、ボランティア、NPOなどによる自主的な活動を活性化させる施策を、その活動との役割分担を考慮しながら展開し、身近な地域における協力・共同の関係を深め、地域の人たちのつながりの中で、子どもたち、子育て家庭を温かく見守れるまちづくりを進めます。



## 子育て支援の風土づくり(イメージ)



## (2) 子どものいのちと人権を守るネットワーク、虐待防止対策

### 現状と課題

京都市の児童相談所の相談受件数は年々増加の傾向にあり、平成15年度の相談受件数は4,304件で、10年前の1993(平成5)年度(受件数2,697件)の1.6倍となっています。この間の児童数の減少傾向(1994(平成6)年4月264,830人、2004(平成16)年4月221,297人)から考えれば、大幅な増加を示しているものといえます。

これを児童人口千人当たりの相談件数で見ますと、この10年間で10.2件から19.4件へとほぼ倍増していることになります。

このことは、一面では障害のある子どもの早期発見・早期療育を押し進めてきた取組の結果ともいえますが、一方では養護相談に占める虐待相談が増加しており、個々の家庭での子どもの養育が極めて困難な時代を迎えたことを示すものといえます。

京都市においては、いち早く地域レベル、行政区レベル、全市レベルの重層的なネットワークを構築し、市民と行政が一体となって子育てを支えて行くシステムを作り上げてきましたが、各行政区、地域レベルでの運用に地域差が生じつつあります。

### 京都市児童相談所相談理由別受件数(平成5年度及び11～15年度)

	養護相談 (件)	虐待相談 (件)	障害相談 (件)	非行相談 (件)	育成相談 (件)	保健・その他 相談(件)	合計 (件)
5年度	325		1,746	269	295	62	2,697
11年度	232	162	2,358	317	314	28	3,420
12年度	238	250	2,950	267	308	28	4,041
13年度	247	412	2,578	252	405	4	3,898
14年度	252	346	2,533	235	370	8	3,764
15年度	312	348	3,021	168	449	6	4,304

### (虐待相談の増加)

最近大きく社会問題化している児童虐待の増加は、核家族化の進行、バブル経済崩壊後の長引く不況による生活不安や親族間、地域でのつながりの希薄化による子育ての孤立化の進行、さらには保護者の困惑を生じさせるような育児情報の氾濫等様々の要因が重なって急激に表面化してきたものとも考えられます。子どもにとって、保護者と共に生活することは最も望ましい姿ではありますが、保護者の育児に重大な問題がある場合、家庭での養育に期待しすぎる、家庭への介入をためらうことは、結果として子ども自身が大きな被害を被ることにもなりかねない場合もあります。

また、被虐待児が、将来虐待を行う保護者になってしまう可能性があるといわれる、世代間のいわゆる負の連鎖を防止することも非常に大きな課題となっています。

京都市においては、2000(平成12)年11月「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されたことに伴い、児童相談所内に、2001(平成13)年度において、原則48時間以内に子どもの安否確認等を行う「子ども虐待防止アクティブチーム」の設置、休日夜間を含め24時間対応の「子ども虐待SOS専用電話」の開設、「親子ヒーリング(癒し)ルーム事業」の開始を行い、2004(平成16)年度においては家族の再統合に向けた「子ども虐待ケアチーム」の設置、「児童虐待防止ホームページ」の開設、「児童虐待保護者カウンセリング事業」の開始などの児童虐待防止対策の強化に努めてきています。

国においては、2004(平成16)年10月に「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、児童虐待は子どもの人権の著しい侵害行為であることや、国・地方公共団体は児童虐待の予防及び早期発見から児童虐待を受けた子どもの自立までの各段階において責務があること等が明記されるなど、子どもの権利擁護に向けた法整備が行われており、また、平成17年1月には、「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、児童相談に関する体制の充実等児童虐待防止対策の充実・強化に関する規定が整備されました。

今後は、各行政区レベルでのより迅速な発見・対応が可能となるよう、保健所・子ども支援センターを中心とする関係機関の実務的なネットワークのより一層の充実が求められるとともに、「予防」及び「自立」の視点に立った施策の展開が必要と考えられます。

### 施策を展開する今後の方向性

一人ひとりの子どもたちのいのちと人権を守るには、子どもをひとりの人間として尊重し、次代を担う大切な存在として、周囲の大人たちが愛情のある温かな眼差しをもって、子どもたちの成長を見守り、関わっていくことが大切です。

また、今回の「ニーズ調査」においても依然として育児は圧倒的に母親に委ねられている状況に変化はみられず、この点での男性の育児参加及び子育てに対する価値観の転換が強く求められています。男性の育児を支援する企業や社会の取組拡大も必要です。

京都市では、前プランにおいて、「子どもの人権」を大切にすまちづくりを目指し、子どもにとっての最善の利益を実現するため、市民と行政が一体となったネットワークシステムとして「子どもネットワーク」を構築してきました。

今後は、このネットワークの連携の強化、役割分担の明確化及び情報共有システムの整備等を進め、児童虐待をはじめとする様々な児童問題に対し、子どもの自立までを視野に入れた、迅速かつ的確で身近な支援ができる体制の構築に努

めていく必要があります。

さらに、児童相談所を中心に**児童虐待に対する機動性や専門性の向上**が求められるとともに、子育てに不安を持ち孤立しがちな出産後間もない家庭やその他様々な要因により**個別的な子育て支援を必要とする家庭に対して、家庭訪問などによる積極的な援助活動**を行っていく体制の整備により、虐待の「予防」についても力を入れていくことが必要です。

## 《重点施策》

### 001 子どものいのちと人権を守るネットワークの充実

「子どもの人権」を大切にし、子どもにとっての最善の利益を実現するため、市民と行政が一体となったネットワークシステムの充実・強化に努めます。

平成16年12月に改正された「児童福祉法」の趣旨を踏まえて、関係機関との連携の強化、役割分担の明確化及び情報共有システムの整備等を進め、児童虐待やいじめなど、子どもの人権侵害が起こった場合に、より迅速で的確かつ身近な支援を行える体制を構築するとともに、子どもの人権について意識啓発に向けた取組を進めます。

### 002 中核機関の連携強化と機能充実

児童福祉センター、こどもみらい館、こども相談センターパトナ、そして、2004（平成16）年8月に開設した京都市子ども保健医療相談・事故防止センター「京（みやこ）あんしんこども館」等、子どもの人権問題をはじめとして子育てに関わる相談機能等を有する中核機関の連携、地域の子育て支援機関との連携を強化し、機能の充実に努めます。

### 003 児童福祉センターの体制再編と機能充実【新規】

#### ○児童相談機能の再編強化

今日の児童相談の主要部分を占める発達相談と複雑化する非行相談及び虐待相談へのより一層の対応強化のため、児童福祉センターにおける児童相談機能を障害部門と非行等の要保護児童対策・虐待防止子育て支援担当部門に再編し、それぞれの分野の相談に機動的かつ専門性のある対応を図ることを検討していきます。

#### ○児童相談所職員の専門性の確保

虐待相談を含め複雑化する相談内容への的確な対応を確保するため、児童相談所の児童福祉司に心理職及び保健師等の専門的な知識・技能を有するスタッフ配置を段階的に実施します。

児童相談所は児童虐待通告の早期対応から保護者指導、児童の自立支援、虐待の予防に向けた市民啓発や関係機関への研修活動等に、関係機関との連携において重要な役割を果たし、専門性の向上に努めます。

#### ○児童精神科医師の確保及び体制整備

自閉症等広汎性発達障害児の鑑別診断や被虐待児の心理面精神面の治療にとっては、児童精神科医師の確保が喫緊の課題となっています。このため、国に対しても児童精神科医の確保のための養成機関の整備や民間での開業医拡充に向けた診療報酬の改定等を要望していきます。

#### ○情緒障害児短期治療施設「青葉寮」の再整備の検討（再掲）

#### ○一時保護機能の充実（再掲）

### 004 子ども支援センターの機能充実

行政区内のネットワークの核である子ども支援センターが子育て総合相談機能や子育て情報の収集・調整・発信など関係機関との連携・支援機能を生かしながら、児童虐待や養育困難家庭の対応などについて、児童相談所や保健所との連携を深め、取組を強化していきます。

### 005 地域子育て支援ステーションの設置の拡大（再掲：54頁）

### 006 育児支援家庭訪問事業の実施【新規】

子育てに不安を持ち孤立しがちな出産後間もない家庭など個別的な子育て支援を必要とする家庭に、保健師や助産師等の訪問員を派遣し、子育て情報と相談の機会を提供するとともに、具体的な育児の助言指導、家事援助など家庭訪問による援助活動を行います。

### 007 被虐待児をはじめとする子どもたちの自立に向けた支援施策の充実（再掲：46頁）

### 008 ドメスティック・バイオレンスに対する関係機関との連携強化と支援の充実

児童虐待と表裏の関係にあるドメスティック・バイオレンスについては、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との連携を強化し、地域社会の理解と協力を得ながら、支援の充実に努めます。

## 《推進施策》

### 009 妊産婦の健康の保持増進のための支援（再掲：108頁）

### 010 乳幼児健康診査の充実（再掲：112頁）

### 011 母親の心身の健康の確保（再掲：112頁）

## 012 子育て相談事業

児童福祉センター、こどもみらい館、京(みやこ)あんしんこども館、子ども支援センター、保健所、保育所、幼稚園、児童館など、子育て支援機関による相談事業の推進

## 013 自立援助ホームへの運営補助(再掲:47頁)



## (3) 養護等が必要な子どもの福祉

### 現状と課題

#### ア 乳児院や児童養護施設、情緒障害児短期治療施設

養護児童の受け入れ先となる乳児院や児童養護施設においては、被虐待児、自閉症等広汎性発達障害を含む様々な障害のある子どもや病虚弱児、親の疾病などによる短期入所児童への対応など複雑多様なニーズへの的確なサービス提供が求められており、一人ひとりの子どもや家族の抱える問題に対応し、きめ細かなケアを行うことが必要になっています。

また、被虐待児や自閉症児など心理的な面や対応技術の面で専門的な知識経験を必要とする子どものケアについては、児童福祉センターと医療機関及び専門施設との連携や研修の強化及び心理職員など専門知識を有する職員の体制充実等が課題となっています。

被虐待児の心理面のケアを行い得る専門施設として、情緒障害児短期治療施設「京都市青葉寮」がありますが、本来、小学生の非行や不登校児童を週末や長期の休みを除いて入所させることを想定して建設された施設であることから、施設の構造及び設備面での不備や緑のある敷地が確保されていないことなど、子どもの情緒面での発達を保障するには機能上様々な課題を抱えており、自閉症等広汎性発達障害や精神に障害のある子どもの受け入れも含め抜本的に課題解決の必要があると考えます。

一方、乳児院や児童養護施設は、地域の子育て支援の拠点の一つとして、トワイライトステイやショートステイなどのサービスも提供しています。養育環境の脆弱な家庭の増える中でこういった施設の機能を活用した子育て支援サービスの提供は、市民ニーズも高く今後より一層重視されることになると考えます。

しかし、様々な行動面及び心理面で多くの課題を抱える被虐待児や自閉症等広汎性発達障害や精神に障害のある子どもを受け入れながら、地域開放型のサービスを提供するためには、ハード面ソフト面での十分な配慮が確保されなければなりません。

また、集団生活の場である施設の中で児童の権利が侵害されることのないよう、子どもの権利条約の徹底やオンブズマン制度の活用など、子どもにとって最善の処遇が提供できるよう施設機能の向上を図る必要があります。

京都市における児童養護施設等の入所状況と被虐待児童の割合(平成16年3月末現在)

種別	措置施設数 (箇所)	入所措置 児童数(人)	被虐待児童数 (再掲)(人)	被虐待児 入所率(%)
乳児院	2	42	5	11.9
児童養護施設	11	416	136	32.7
情緒障害児 短期治療施設	入所	2	13	76.9
	通所	1	15	0.0
児童自立支援施設	3	14	2	14.3
里親委託	14	19	1	5.3
その他 (障害児施設等)	25	347	10	2.9
合計	58	866	164	18.9

\*ただし、措置施設数は市外の施設も含む。

イ 里親

社会的な養護の受け皿としての里親は、養育里親・短期里親・親族里親・専門里親の4つに分けられますが、実質的には特別養子を中心とする養子希望の里親が圧倒的に多く、家庭環境の中で長期に子どもの養育のみを行っていかうとする里親希望の方は少ないのが現状です。このため、2003(平成15)年度末において登録里親66世帯に対し委託児童数は13人という状況になっています。

また、京都市では1998(平成10)年度から週末里親制度を設け、施設に長期に入所することによって失われがちな家庭環境での生活体験を、週末や長期休暇に提供してもらえるよう取り組んでいます。

今後は、被虐待児など施設入所児童のケアとしての週末里親の拡大を図るとともに、研修や支援体制の整備など里親拡充策がより一層実効性のあるものになるよう検討していく必要があります。

ウ 非行児童

児童相談所に寄せられる非行に関する相談は、近年減少傾向にあります。しかしながら、従来非行として受理していた相談が、虐待に関する相談として受理されているという側面もあり、必ずしも見かけの数字ほど減少しているものとはいきれません。社会的には、援助交際・薬物乱用・重大触法行為の増加や低年齢化などが大きく取り上げられているという現状もあり、京都府警少年サポートセンターでは、電子メールでの相談受付を開始するなど、少年非行の予防対策強化が図られています。

今後とも、児童相談所・学校・警察・弁護士会・家庭裁判所等の関係機関が連携を強化し、引き続き少年非行相談に対し、その子どもたちがさらに非行を重ねたり、深刻な状態に陥ることのないように、家庭・地域社会との連携・協力を得ながら、適切な取組を進めていく必要があります。

児童相談所におけるぐ犯・触法相談件数(平成11～15年度)

	平成11年 (件)	平成12年 (件)	平成13年 (件)	平成14年 (件)	平成15年 (件)
0～5歳	0	0	1	1	0
6～11歳	22	16	14	13	11
12～14歳	271	234	207	197	138
15～17歳	24	17	30	24	19
計	317	267	252	235	168

※ぐ犯少年：一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

※触法少年：14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年

施策を展開する今後の方向性

児童虐待通告が急増する中で、乳児院や児童養護施設などにおける被虐待児童の入所児童の割合が増えています。親から離れて生活することを余儀なくされた子どもたちに、安心できる生活場所の提供と、傷ついた心や体の回復、人に対する信頼関係や安心感を育て、家庭復帰や児童の自立を目指すことが求められています。特に、施設においては**個別的なケアや家庭に対する支援を充実し、職員の専門性の向上に努めることが必要**です。

**情緒障害児短期治療施設**については、被虐待児や自閉症等広汎性発達障害や精神に障害のある子どもの受入れも含め施設の改善等、その**あり方の検討**が求められます。

里親については、家庭的な生活を提供できる社会資源であるため、引き続き、里親の拡充や被虐待児に対する専門里親の積極的な開拓・育成が必要と考えます。

また、非行児童対策としては、今後とも、児童相談所・学校・警察・弁護士会・家庭裁判所等の関係機関との連携を強化し、引き続き少年非行に対する適切な対応を図るとともに、家庭・地域の協力を得ながら、非行の防止や早期発見・早期対応に取り組んでいくことが求められます。

《重点施策》

**014 乳児院や児童養護施設等における個別的なケアの充実(新規)**

児童養護施設の小規模グループケア、家庭支援専門相談員の配置、被虐待児個別対応職員の拡充、自立支援のための職員の配置、被虐待児受入れ加算など国の施策に対応し、個別的なケアの充実に努めます。

**015 被虐待児をはじめとする子どもたちの自立に向けた支援施策の充実**

児童養護施設退所児童や不登校・不就労の子どもたちの自立支援の場である「自立援助ホーム」への運営補助や、児童養護施設入所児童に対する個別的ケア、自立支援のための職員配置等を行ってきました。また、財団法人による施設退所児童への生活自立支援金の給付事業等の協力も受けています。

今後も、児童虐待を受けた子どもをはじめ一人ひとりの子どもの自立に向けて、発達や能力に応じた適切な教育と、進学や就業等の支援施策の充実に努めます。

**016 児童福祉センターの体制再編と機能充実(新規, 再掲:40頁)**

- 児童相談機能の再編強化(再掲)
- 児童相談所職員の専門性の確保(再掲)
- 児童精神科医師の確保及び体制整備(再掲)
- 情緒障害児短期治療施設「青葉寮」の再整備の検討

今後の情緒障害児短期治療施設の果たすべき役割として、被虐待児とりわけ自閉症等の広汎性発達障害や精神に障害のある子どもが虐待を受けた場合に、その子どもを保護し、心理的ケアを行う専門施設であることを勘案し、現在の青葉寮の狭隘な生活空間等を解消するため、その再整備を検討します。

- 一時保護機能の充実

虐待問題の初期対応として保護機能の強化及び虐待相談等への児童相談所の24時間対応を確立していく点からも、一時保護機能の設備面・運営面の両面での拡充を検討していきます。

**017 ショートステイ, トワイライトステイ事業の充実(再掲:59頁)**

**018 子どものいのちと人権を守るネットワークの充実(再掲:40頁)**

《推進施策》

**019 施設職員の専門性の向上**

**020 自立援助ホーム運営補助**

**021 専門里親や週末里親等の拡充**

家庭的な生活を提供できる社会資源である里親の拡充と、被虐待児に対する専門里親の積極的な開拓・育成に努めます。

**022 少年非行対策**

少年非行に関わる相談機関や関係団体との連携を深め、家庭・地域との協力による非行の防止や早期対応に取り組みます。

**023 地域生徒指導連絡協議会の取組の推進(再掲:123頁)**

**024 青少年に対する総合的な相談体制の構築(再掲:144頁)**

**025 性感染症, 薬物乱用, 喫煙, 飲酒に関する正しい情報提供の充実(再掲:104頁)**



## (4) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉

### 現状と課題

#### ア 発生予防

身体に障害のある子どもについては、2001(平成13)年10月から11月に実施された「京都市障害者実態調査」によると、1歳までに障害が発生したという回答は全体の8割を占め、そのうち出生時に発生したという回答は全体の約6割に及んでいます。そのため、周産期における障害の原因の発生予防のため、周産期の医療体制の充実を図ることが重要であり、子どもたちの事故を防ぐ取組も必要と考えます。

#### イ 早期発見・早期療育

障害の原因疾病等の早期発見や必要な医療の提供とともに早期に療育を行うことが、障害に伴う機能の低下を軽減し社会適応能力を高めることになるため、本人及び家族に対する相談支援体制と適切な療育提供体制の充実が必要です。

そのために、乳幼児に対する健康診査や、先天性代謝異常の検査を実施するとともに、健康診査の結果、精密健康診査が必要な場合は、市立病院をはじめとする医療機関に紹介するとともに、児童相談所等で健診・相談・指導を行っています。

また、障害のある子どもの療育については、児童福祉センター(児童療育センターを含む)をはじめ、各種施設で実施していますが、障害のある子どもの発達支援という点では、保健所の乳幼児健診や他の療育施設との連携、また地域における支援体制に課題が残されています。

今後は、保健所、子ども支援センターを中心とする関係機関の連携を強化し、より一層の早期発見・早期療育に取り組むとともに、個別的な子育て支援を必要とする家庭に対しては、家庭訪問等による積極的な援助活動を行うなど、障害のある子どもに関する相談や療育体制等、身近な地域における支援体制の充実が必要と考えます。

さらに、自閉症などの発達障害に対する支援のあり方も大きな課題です。

自閉症や注意欠陥・多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)などの発達障害は、文部科学省の調査によると小中学生の全児童の約6.3%と推定されています。障害のある子どもに対する支援については、従来は身体障害と知的障害という二つの枠組みの中で行われてきたことから、知的障害を伴わない発達障害のある子どもは施策の対象とはされてきませんでした。児童福祉センターでは、1995(平成7)年から診療部門に「発達外来Ⅲ」を開設し、鑑別診断やTEACCHプログラムに基づく療育の普及に先進的に取り組んできましたが、1999(平成11)年度には754件であった受診者は、2003(平成15)年度には1,480件と倍増しており、他の医療機関での鑑別診断が広まっていない現状において、多くの待機児童が生じている状況にあります。さらに、鑑別診断後の療育機関の不足や保育所・幼稚園、学校などにおける指導ノウハウの蓄積がないことも大きな問題となっています。このことから、

自閉症・発達障害支援センターの設置をはじめ、本格的な支援システムの整備が必要と考えます。

#### ウ 就学前教育・育成(乳幼児期)

これまでから、障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばすとともに障害のない子どもとの相互理解の意識の高揚などを図るため、就学前教育を重要施策の一つとして取り組んできました。今後、保育所、幼稚園等の受入体制をより一層整備し、教育・福祉・医療等の関係機関が緊密に連携して、指導内容・指導方法等の充実を図るとともに、一人ひとりの特別なニーズに基づく就学ができる取組を進めていく必要があります。

#### エ 就学後の教育・育成(学齢期)

障害のある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加していく力を育むために、適切な教育の場と教育内容の充実に取り組んできました。

2004(平成16)年4月には、新たに北総合養護学校を開校し、すべての市立養護学校を従来の障害種別の教育から、一人ひとりのニーズに応じた教育に転換するとともに、小・中学校の障害のある子どもたちや保護者、学校などのより幅広い教育的ニーズに対する支援を組織的に行う全国初の総合養護学校に改編したところです。

今後は、小・中学校の普通学級に在籍する学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもたちへの対応も含め、障害のある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援の充実が求められています。

#### オ 進路指導

障害のある児童・生徒の企業への就職をはじめとした進路先をより一層広げるため、学校における進路指導の充実を図るとともに、養護学校関係機関、京都府障害者雇用促進協会、福祉関係団体等で構成する「巣立ちのネットワーク」において、進路先の開拓や安定した進路先の確保を目指した取組や、障害のある市民の雇用の促進と安定を図るため、企業経営者等を対象に、養護学校見学・意見交換会を実施する「障害のある市民の雇用フォーラム」の取組の充実が求められます。

#### カ 疾病により長期療養を必要とする子ども

難病や慢性疾患等、長期にわたり療養を必要とする子どもを持つ親は、精神的・身体的・経済的負担とともに、相談する場の少なさに、悩みと不安を抱えています。そのため、現行の医療費の公費負担等の経済的支援に加えて医療機関との連携を密にして、引き続き、適切な情報提供、身近な相談の場の確保などの相談支援体制の充実を図る必要があります。また、患者家族会への協力・支援も重要です。

施策を展開する今後の方向性

障害の発生予防から早期発見、早期療育、就学前及び就学後の教育・育成、卒業後の進路指導、住み慣れた家庭や地域で自立した生活ができることを目指した在宅支援等、障害のある子どもたちの成長に伴って、子どもたちと保護者に対する支援の充実が必要です。

特に、子どもたちの成長に応じた、切れ目のない支援を行うためには、医療機関や保健所、児童福祉センター（児童療育センターを含む）、子ども支援センター、福祉事務所、保育所、幼稚園、児童館、小・中学校、総合養護学校、障害者地域生活支援センター等の関係機関が幅広いネットワークを形成し、取組を進めることが大切です。

また、自閉症や注意欠陥・多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などの発達障害に対する支援も大きな課題となっています。児童福祉センターにおける先進的な取組など、これまでの経験や成果の蓄積を生かし、**自閉症・発達障害支援センターの設置をはじめ、支援システムの充実**に努めていくことが望まれます。

《重点施策》

**026 自閉症・発達障害支援センターの設置【新規】**

自閉症を中心とした発達障害に関する相談に応じ、適切な指導・助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、地域における総合的な支援体制の整備を推進する「自閉症・発達障害支援センター」を設置します。

**027 障害のある子どもたちへの地域における相談体制の充実**

障害のある子どもが適切な支援を得られるよう、障害児施設が家庭や保育所などをバックアップする在宅心身障害児（者）療育支援事業を推進するとともに、障害のある児童のライフステージを通じ一貫した支援を行うため、医療機関や保健所、児童福祉センター（児童療育センターを含む）、子ども支援センター、福祉事務所、保育所、幼稚園、児童館、小・中学校、総合養護学校、障害者地域生活支援センター等関係機関が連携した地域における支援体制の構築を図ります。

**028 育児支援家庭訪問事業の実施【新規、再掲：41頁】**

**029 居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）の充実**

入浴介助や排泄介助、食事介助、通院介助等のホームヘルプサービスを提供することにより、障害のある子どもとその家族の日常生活を支援し、福祉の向上を図ります。

また、外出時に支援を要する視覚障害児、全身性障害児及び知的障害児に対して、ガイドヘルパーを派遣することにより、障害のある子どもの社会参加を促進します。

**030 児童デイサービス等の充実**

障害のある乳幼児及びその保護者が児童デイサービス事業所に通園し、日常生活動作訓練や集団適応訓練等を行うことにより、障害のある子どもの発育を促すとともに、保護者に対して、家庭における育児方法の助言を行うことにより、障害のある子どもを育てている保護者に対する育児支援を行います。

また、重症心身障害児（者）についても、その発達や身体機能の維持を図るため、通園の方法により、日常生活動作、運動機能等の訓練を行うとともに、保護者に対して、家庭における療育技術に関する助言を行います。

**031 短期入所（ショートステイ）事業の充実**

在宅の重度障害のある子どもを介護している家族などが疾病その他の理由により、介護できなくなった場合に、一時的に施設に入所してもらうことにより、在宅の重度障害のある子どもや家族の福祉の向上を図ります。

**032 障害児タイムケア事業（仮称）の実施の検討【新規】**

障害のある児童の放課後等の活動の場を確保するとともに、障害のある児童の保護者に対して、就労や一時的な休息の機会を確保するため、現行のレスパイトサービスを充実し、障害児タイムケア事業（仮称）を実施することを検討します。

**033 総合育成支援教育の推進**

肢体不自由、発達遅滞等の従来の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等を含め、障害のある子どもの自立と社会参加に向け、一人ひとりの特別な教育的ニーズに基づいて作成する「個別の指導計画」により、関係機関との連携も図りながら、柔軟で多様な指導を推進します。

＜総合養護学校での教育＞

- 障害種別の枠を越え、地域と結びついた総合制・地域制の養護学校への再編と、高等部職業学科の新設により、卒業後の生活も視野に入れた地域で生きる力の育成を目指して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進します。
- すべての総合養護学校に設置した総合育成支援教育相談センター（育（はぐくみ）支援センター）において、関係機関との連携を進め、地域の障害のある子どもや保護者、学校、園等への相談・支援の充実に努めます。
- 「巣立ちのネットWORK」をはじめとする取組により、企業等の進路先の拡大を進め、高等部卒業後の進路の充実を図ります。また、高等部職業学科では、企業就職を希望する生徒に対して、働くための幅広い知識や技術を学ぶ専門教科の指導や企業実習の充実を通し、進路先の確保に努めます。

<小・中学校での教育>

- LD等、障害のある子どもへの適切な支援のため、LD等教育支援主任や校内委員会を核とした校内支援体制を確立するとともに、総合養護学校や他の関係機関との連携など、小・中学校をサポートする体制の整備を進め、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等を含む障害のある子どもの教育の充実を図ります。
- 育成学級では、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流(共同学習)を一層進めるなど、障害の状況に応じた柔軟で多様な指導を推進します。

《推進施策》

- 034 京都市子ども保健医療相談・事故防止センター「京(みやこ)あんしんこども館」の運営(再掲:116頁)
- 035 早期発見のための各種スクリーニング検査等の実施
- 036 障害のある幼児の保育の充実
- 037 幼稚園における総合育成支援教育の充実
- 038 障害のある子どもの早期からの教育相談と就学相談・指導の充実
- 039 訪問教育の充実
- 040 交流教育の充実
- 041 養護育成教育就学奨励費支給事業
- 042 学童クラブ事業の充実(再掲:141頁)
- 043 子どもたちの「心の居場所」づくりの推進(再掲:132頁)
- 044 総合養護学校における進路指導の充実
- 045 総合養護学校におけるクックチル方式の導入による子どもたち一人一人の障害の実態や年齢に合った給食の充実
- 046 福祉施設職員等の人材確保と育成
- 047 在宅福祉を支える人材育成
- 048 補装具等の交付・修理
- 049 難病等慢性疾患や障害のある子どもの療養生活の支援(再掲:116頁)
- 050 桃陽病院スクール事業



## 2 次世代をはぐくむすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり

### (1) 子育てを支え合える地域のネットワーク、情報発信

#### 現状と課題

前プランにおいて、子どもの人権擁護と子育てに関する関係機関の活性化と連携の強化を図るため、地域子育て支援ステーションを中心に小学校区を基礎単位とした地域レベル、子ども支援センターを中心とした行政区レベル、こどもみらい館や児童福祉センター等の中核機関を中心とした全市レベルという重層的なネットワークとして「子どもネットワーク」の構築に努めてきました。

#### ネットワーク拠点機関の開設状況

年度	ネットワーク拠点機関の開設状況
平成10年度	小学校区を基礎単位に保育所・児童館を「地域子育て支援ステーション」に指定開始。(平成16年度で130箇所、目標約180箇所)
平成11年度	行政区内の子育て支援ネットワークの拠点として各福祉事務所に「子ども支援センター」を開設 京都市子育て支援総合センター「こどもみらい館」を開設
平成15年度	京都市教育相談総合センター「こども相談センターパトナ」を開設

しかし、現状では、各行政区、地域レベルでのネットワークにおいて、子育て支援の取組に地域格差があります。また、ネットワーク組織についても、保護者の自主的な「子育てサークル」やNPOなど各種市民・民間団体との幅広い連携や、他に存在するネットワークとの共同や連携も求められています。さらに、これらの地域に密着したネットワーク会議において、今後は個別の児童問題事例を共有するという対応も必要であり、その情報管理や守秘についても検討を要する課題です。

#### 施策を展開する今後の方向性

子育てを支え合う地域社会の構築を目指すうえで、「子どもネットワーク」の果たす役割は今まで以上に重要です。

地域・行政区・全市レベルの子育て支援機関が組織・情報・事業で連携できる体制を確立し、かつ市民・民間団体が連携してネットワークを強化発展させることが必要です。

妊娠から出産、そして子どもの成長や発達に応じた子育ての段階ごとに、途切れることのない連携を深めていき、役割分担の明確化と情報共有システムの整

備等を進めていく必要があります。

特に、地域レベルでの「子どもネットワーク」の広がりにより、地域の人々が子どもや子育て親子を温かく見守り、子育てしやすい地域の土壌を作り出していくことが重要です。

また、様々な児童問題に対し、身近なところで、より迅速で的確な支援に結びつく体制の構築に努めていく必要があります。

### 《重点施策》

#### 051 子育てを支え合える地域のネットワークの充実

NPO や子育てサークル等の市民・民間団体を含む幅広い子育て支援機関が組織・情報・事業などで互いに連携(ネットワーク化)できる体制を確立します。

「子ども支援センター」の体制を充実し、地域におけるネットワークの更なる充実と地域での子育て支援事業を側面から支援する体制を確立します。

#### 052 中核機関の連携強化と機能充実

こどもみらい館、児童福祉センター、こども相談センターパトナ、そして、2004(平成16)年8月に開設した京都市子ども保健医療相談・事故防止センター「京(みやこ)あんしんこども館」等、子育て支援の中核機関の連携、地域の子育て支援機関との連携を強化し、機能の充実に努めます。乳幼児の子育て支援の中核機関であるこどもみらい館においては、乳幼児の子育て支援に関する専門的な調査・研究、子育て支援のための人材育成機能を拡充します。

#### 053 子育て支援機関のバックアップ組織としての「子育てサポート推進チーム(仮称)」の創設【新規、再掲：127頁】

#### 054 他都市の子育て支援中核施設との共同連絡会議の設立【新規、再掲：127頁】

#### 055 地域子育て支援ステーションの設置の拡大

2004(平成16)年度で130箇所ある地域子育て支援ステーションを、小学校区を単位として身近な地域に設置できるよう引き続き指定拡大に努めます。

#### 056 子育て支援ボランティア・子育てサポーターの育成とコーディネート の充実(再掲：63頁)

#### 057 子育て支援への企業の参画促進と行政との連携(再掲：63頁, 69頁)

地域の一員としての企業も参加できるネットワークの確立や子育て支援活動の展開、また、企業に対する子育て支援情報の提供に努めます。

### 《推進施策》

#### 058 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の活性化(再掲：63頁)

#### 059 児童福祉施設関係職員の研修の強化

#### 060 子育て相談員養成研修等の実施

#### 061 幼児クラブ及び母親クラブ等地域組織活動のネットワーク化【新規、再掲：141頁】

#### 062 正確な子育て支援情報を的確に「家庭」へ伝える施策の推進

#### 063 出生児宅への出産お祝いレター及び子育て応援パンフレット等のお届け事業【新規】

#### 064 インターネット等による子育て情報の発信【新規】

こどもみらい館や児童福祉センター、子ども支援センターをはじめ、様々な子育て支援機関から子育て情報をインターネットで発信するとともに相互に接続

#### 065 子育て支援シンポジウムの開催

#### 066 人づくり21世紀委員会関連(再掲：121頁)

- 行政区別人づくりネットワーク実行委員会による「行政区別討論会」の開催
- 「人づくり21世紀委員会ニュースKYOTO子どもエンジョイツウしん」の発行やホームページによる情報発信



## (2) 子どもといる生活に生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり

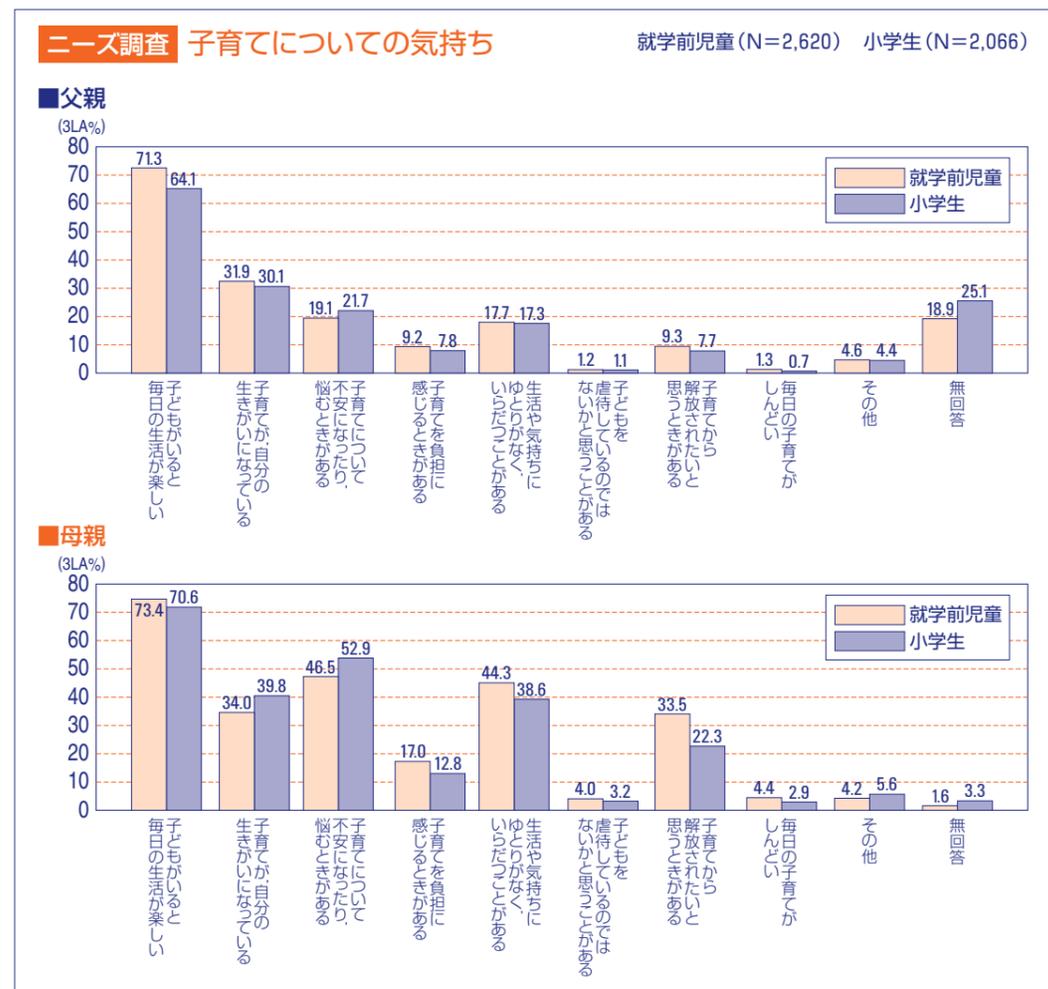
### ア 子育て家庭への支援

#### 現状と課題

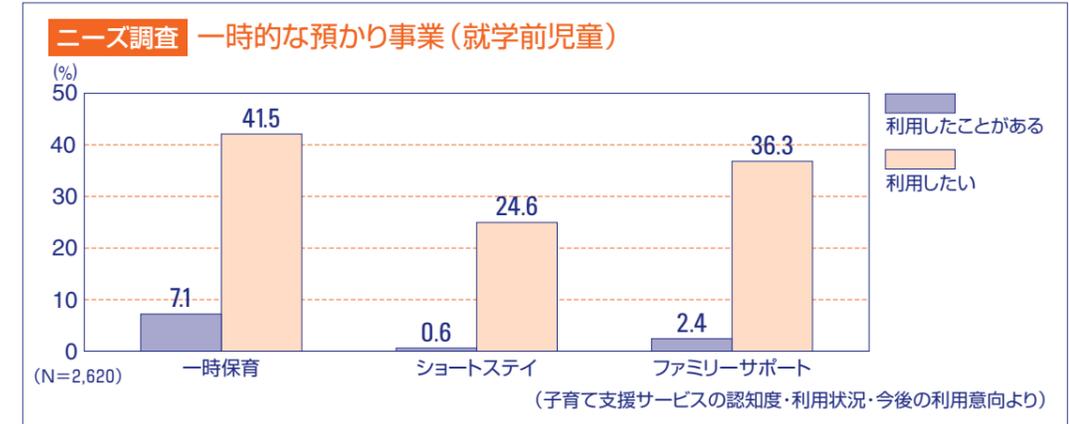
核家族化の進行や地域の協力・共同関係の希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化していますが、特に乳児期は、在宅での育児が中心となっているため、地域や近隣関係において適切な養育環境を確保することが重要になっています。

とりわけ、在宅の子育て家庭にとっては、地域住民や親子と気軽に交流できる機会が少ないこともあって、孤立した子育てを強いられることが多く、子育てに喜びを持たずに過剰な子育て不安を感じ、それが要因となって児童虐待など憂慮すべき事態に進展することもみられます。

ニーズ調査においては、「子育ての仲間がいない」との回答が1割以上もあり、子育ての孤立化が懸念されます。また、「子育てに不安になったり、悩むときがある」、「生活や気持ちにゆとりがなく、いらだつときがある」、「子育てから解放されたいときがある」などの回答が多く寄せられている状況にあります。



在宅での育児に対する負担の軽減に関しては、保育所の「一時保育」、「ファミリーサポート」等の事業がありますが、ニーズ調査の回答ではその利用は少数にとどまっており、今後、より一層の拡充と周知に努める必要があります。



京都市においては、これまで保育所・幼稚園や児童館の整備などいわゆる施設型の子育て支援策の充実に力を入れてきましたが、子育て不安を持つ家庭を支援するためにも、これらの施設における子育て支援については、その持っているノウハウを利用し、今後より一層「地域」や「家庭」への支援を進めていくことが必要です。

このような中、一部の地域においては、学区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員、自治会、女性会等を中心に地域レベルでの子育て支援活動が実施されており、また自主的な「子育てサークル」の活動も増えてきています。このような地域ぐるみで子育てを支えあう支援活動が大切です。

今後、その活性化を推し進める施策の展開が求められるとともに、これらの活動を通して「子育ての楽しさ」をみんなが共感できる取組の推進が求められています。

さらに、在宅での育児を中心とした家庭では、子育て情報についても身近な近親に頼る場合が多い状況にあり、早い時期から、こうした家庭への正確な子育て情報の伝達の方策を検討し、人と人との温かいふれあいを通じた相互の情報交換の場の提供を行うことも大切です。

近年、家族形態やライフスタイルが変化する中で、家庭における男女の役割も変化しつつあります。しかし、ニーズ調査においては、家庭での育児の役割や負担は女性が担う場合が依然として多い状況にあり、女性の子育て負担感が強い一因ともなっています。このような中、「おやじの会」などの男性の側からの活動も広がりつつあり、今後、働き方の見直しの観点とともに、家庭における責任を男女が共同で分担できるようにすることが求められます。

また、少子高齢化が進行する中で、高齢者の知識や経験を生かした子育て支援活動への参加も期待されます。こうした取組は高齢者の生きがいづくりにもなることから、世代間交流によって、理解し支え合う関係を生み出し、地域の連携を深めることが大切です。

施策を展開する今後の方向性

育児の孤立感をなくす取組の推進が必要であり、周産期からの子育てに不安を持ち、孤立しがちな家庭を把握し、家庭訪問等による援助活動の展開が新たに求められます。

また、保育所・幼稚園・児童館等の児童施設はその持っている知識・経験・場を「家庭」や「地域」に還元する取組を一層推進するとともに、活動の芽が出ている地域レベルでの子育て支援活動についてはその促進を図る施策を、そして、自主的な「子育てサークル」についてはその活動の場の確保をはじめとする支援策を検討することが望まれます。

このように子育ての孤立化を深めている家庭をはじめ、世代を越えて子育て全般について地域ぐるみでバックアップできる体制の整備が必要です。

また、親が参画し、親として育つための「親子関係づくり型の支援」も望まれます。今後は、行政と社会福祉協議会等の公共的団体、民生委員・児童委員、主任児童委員、市民団体(NPO等)との連携をさらに深め、お互いの得意分野を見極めながら、役割を分担し、協力していくことが大切です。

《重点施策》

**067 育児支援家庭訪問事業の実施【新規、再掲：41頁】**

**068 地域における子育て支援の拠点として保育所・幼稚園・児童館等の児童施設の機能強化**

保育所・幼稚園・児童館などの児童施設が、その持っている知識・経験・場などの資源を「家庭」「地域」などに還元し、地域の子育て支援の拠点としての役割をより一層果たすよう取り組みます。

**069 地域において住民相互で行われる子育て支援活動への支援【新規】**

「子育てサロン」や「子育てサークル」など、地域において住民相互で行われる子育て支援活動を一層推進し活性化する施策を展開します。

**070 子育て支援を行うNPO等への活動支援**

京都市市民活動総合センターにおいて、NPOやボランティア団体等による市民活動を総合的にサポートするとともに、市民相互の交流や連携を図ります。

**071 子育て支援における公共的団体やNPO等と行政との連携強化【新規】**

子育て支援活動を行う公共的団体やNPO等と行政が連携を深め、それぞれの役割を担いながら、京都市の子育て支援の取組を拡充します。

**072 子育て支援ボランティア・子育てサポーターの育成とコーディネートの実践(再掲：63頁)**

**073 親教育プログラムの開発と体系化【新規、再掲：127頁】**

**074 一時預かり事業の推進**

- 一時保育事業(再掲：90頁)
- ファミリーサポート事業
  - 子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助を行いたい人(提供会員)とが会員となり、お互いに育児の助け合いを行う事業を推進します。
- 乳幼児健康支援デイサービス事業(再掲：116頁)
- 子育て支援短期利用事業(ショートステイ)
  - 保護者等の疾病、出産、看護、事故、災害などにより、家庭での養育が一時的に困難となった児童を一定期間養育するサービスを提供します。
- 子育て支援短期利用事業(トワイライトステイ)
  - 仕事の都合などで帰宅が恒常的に遅くなり、児童の生活指導や家事の面で困難を生じている場合に、その児童を午後10時まで預かるサービスを提供します。

《推進施策》

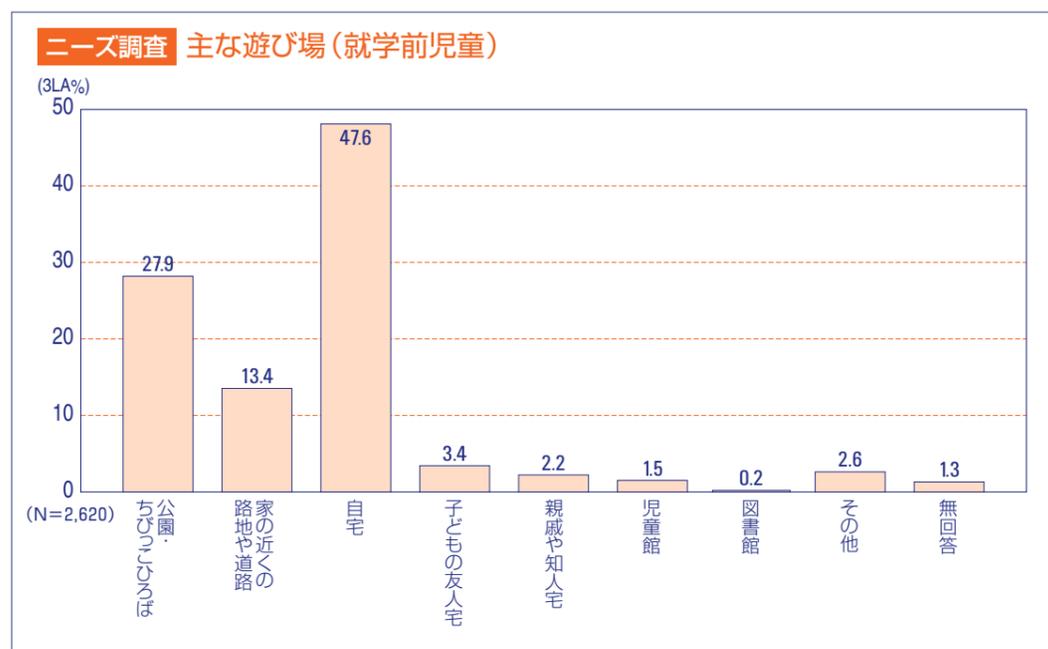
- 075 妊産婦の健康の保持増進のための支援(再掲：108頁)**
- 076 乳幼児及び母親の心身の健康の確保(再掲：112頁)**
- 077 子育て相談事業(再掲：42頁)**
- 078 正確な子育て支援情報を的確に「家庭」へ伝える施策の推進(再掲：55頁)**
- 079 出生児宅への出産お祝いレター及び子育て応援パンフレットのお届け事業【新規、再掲：55頁】**
- 080 インターネット等による子育て情報の発信【新規、再掲：55頁】**
- 081 「人づくり21世紀委員会ニュースKYOTO子どもエンジョイつうしん」の発行やホームページによる情報発信(再掲：121頁)**
- 082 シルバー人材センターによる子育て支援事業の実施**

## イ 地域子育て支援の場づくり

### 現状と課題

核家族化の進展及び地域の協力・共同関係の希薄化に伴い、家庭や在宅での育児を支えるには、地域が持つ子育て支援力を今一度活性化させ、「地域」を基軸とした子育て支援活動の展開を図ることが重要です。

また、ニーズ調査において、子どもの遊び場で「自宅」の回答が最も多いのも、近隣に安心して遊ばせることのできる環境が少ないことの反映であり、こういった環境づくりとともに、子育てを自分一人で行っているのではなく、近隣住民に守られながら、また、助け合いながら行えるのだと実感できるまちづくりが求められています。

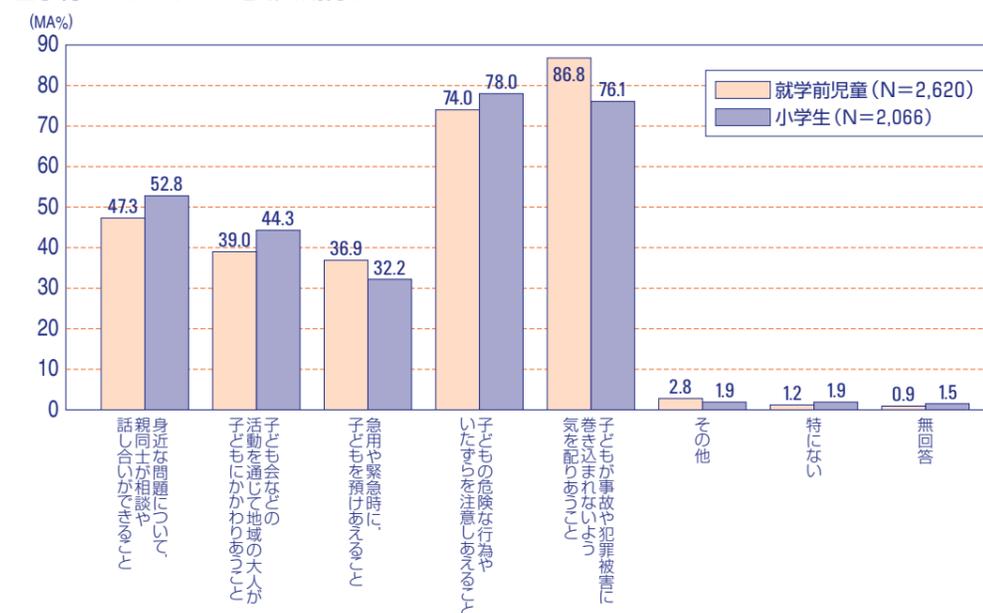


近年、地域によっては、徐々に住民主体による子育て支援活動が行われてきています。また、保護者の情報入手先や相談相手は、子育て仲間が圧倒的に多いことから、親子の仲間づくりを応援するNPOや子育てサークル、子育てサロンが果たす役割は今後、さらに重要なものになってきます。このような中で自主的な「子育てサークル」も育ちつつありますが、継続的な活動においては場所の確保など困難な面もあり、ボランティアやサポーターなどの支援者が求められている状況もあります。

ニーズ調査においても、子育てをするうえで地域に期待することは、「身近な問題について親同士が相談や話し合いができること」が47.3%と比較的多く、子育てサークルに対しては「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」が43.7%あり、実際に参加している保護者を加えると53.0%となります。自主活動に当たって行政や地域に期待することは「活動場所の提供」が54.8%と最も多くなっています。

### ニーズ調査

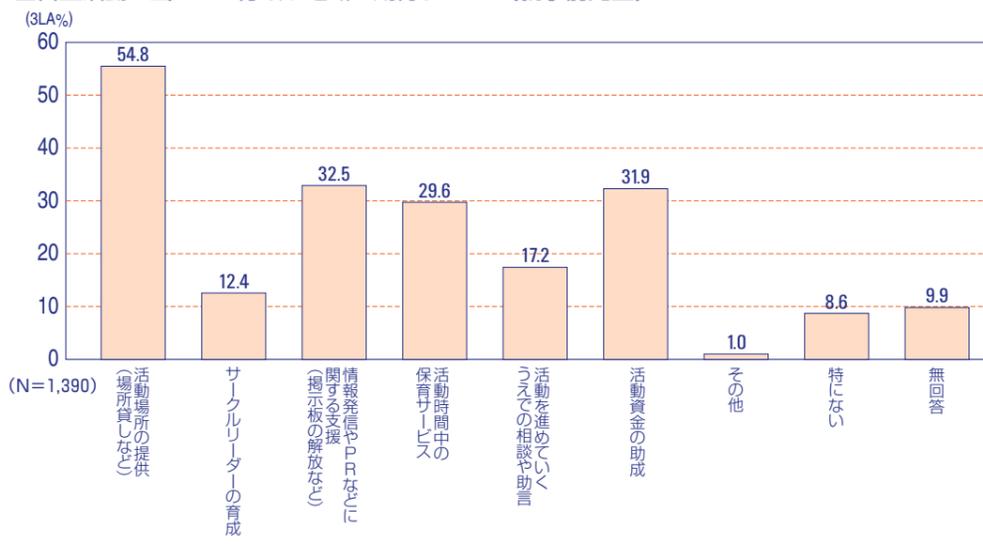
#### ■子育てをするうえで地域に期待すること



#### ■子育てサークルなど自主的な活動への参加状況(就学前児童)



#### ■自主活動に当たって行政や地域に期待すること(就学前児童)



このような実態を踏まえ、行政施策としても、地域や住民と協働して行うといった視点に加え、今後は住民の行う活動を側面から支えるといった施策展開も求められます。また、既存の保育所・幼稚園・児童館等の児童施設については、持っているその資源を有効に地域に開放し、地域の子育て支援の拠点としての役割を担っていくことが必要です。

地域ぐるみで子育てを支え合う風土づくりを推進して、地域の特性やニーズに応じた、柔軟できめ細かい支援を行うことが必要です。

**施策を展開する今後の方向性**

地域レベルで行われる子育て支援活動(子育てサークルやサロンなど)について、**地域の子育て支援ボランティア・子育てサポーター等の人材育成**をはじめとする支援体制の確保に努め、**住民相互により、地域で子育てが支えられているという風土づくりを進める**ことが必要です。

保育所・幼稚園・児童館等の児童施設においても、地域の子育て支援の拠点として、積極的にこのような住民活動と連携することが重要です。

また、行政と社会福祉協議会等の公共的団体、民生委員・児童委員、主任児童委員、市民団体(NPO等)との連携をさらに深め、役割分担と協力を進めていくために、行政施策としても、これらの**住民活動の抱えている諸問題について側面援助**することが必要です。

《重点施策》

**083 子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業の実施【新規】**

公共施設や地域商店街の協力による空き店舗の活用などにより、NPO等の市民団体やボランティア等の参画を得て、地域住民相互で子育て支援を行える親子の集いの場を確保します。 目標：2009(平成21)年度 20箇所

**084 子ども支援センターの機能充実(再掲：41頁)**

**085 地域における子育て支援の拠点として保育所・幼稚園・児童館等の児童施設の機能強化(再掲：58頁)**

**086 地域において住民相互で行われる子育て支援活動への支援【新規, 再掲：58頁】**

**087 地域のまちづくり支援拠点「暮らしの工房」づくりの支援【新規】**

市民による自主的なまちづくり活動を一層促進するため、市民の誰もが必要な情報の収集、意見交換、作業等の活動拠点として利用できる「暮らしの工房」づくりを支援します。

**088 子育て支援を行うNPO等への活動支援(再掲：58頁)**

**089 子育て支援における公共的団体やNPO等と行政との連携強化【新規, 再掲：58頁】**

**090 子育て支援ボランティア・子育てサポーターの育成とコーディネートの実**

こどもみらい館などで活動する子育て支援ボランティアに加えて、地域の子育て支援の場を支えるボランティアや子育てサポーターなどを育成し、子ども支援センターが中心となって、子育て支援者のコーディネートを行います。

**091 乳幼児子育てサポート推奨制度の創設【新規, 再掲：127頁】**

**092 地域の子育て支援活動への市民団体や大学、企業等の参加の促進【新規】**

子育て支援に積極的な市民団体や大学、企業等が地域社会の一員として子育て支援活動ができるような体制の整備に努めます。

**093 地域子育て支援ステーションの設置の拡大(再掲：54頁)**

《推進施策》

**094** 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の活性化

**095** 社会福祉協議会との連携

**096** 児童館の整備を進め、幼児クラブ及び母親クラブ等地域組織活動のネットワーク化や地域住民との交流、ボランティア活動の推進などの事業を推進する。(再掲：140頁, 141頁)

**097** すくすく育児・サポート教室の充実(再掲：112頁)

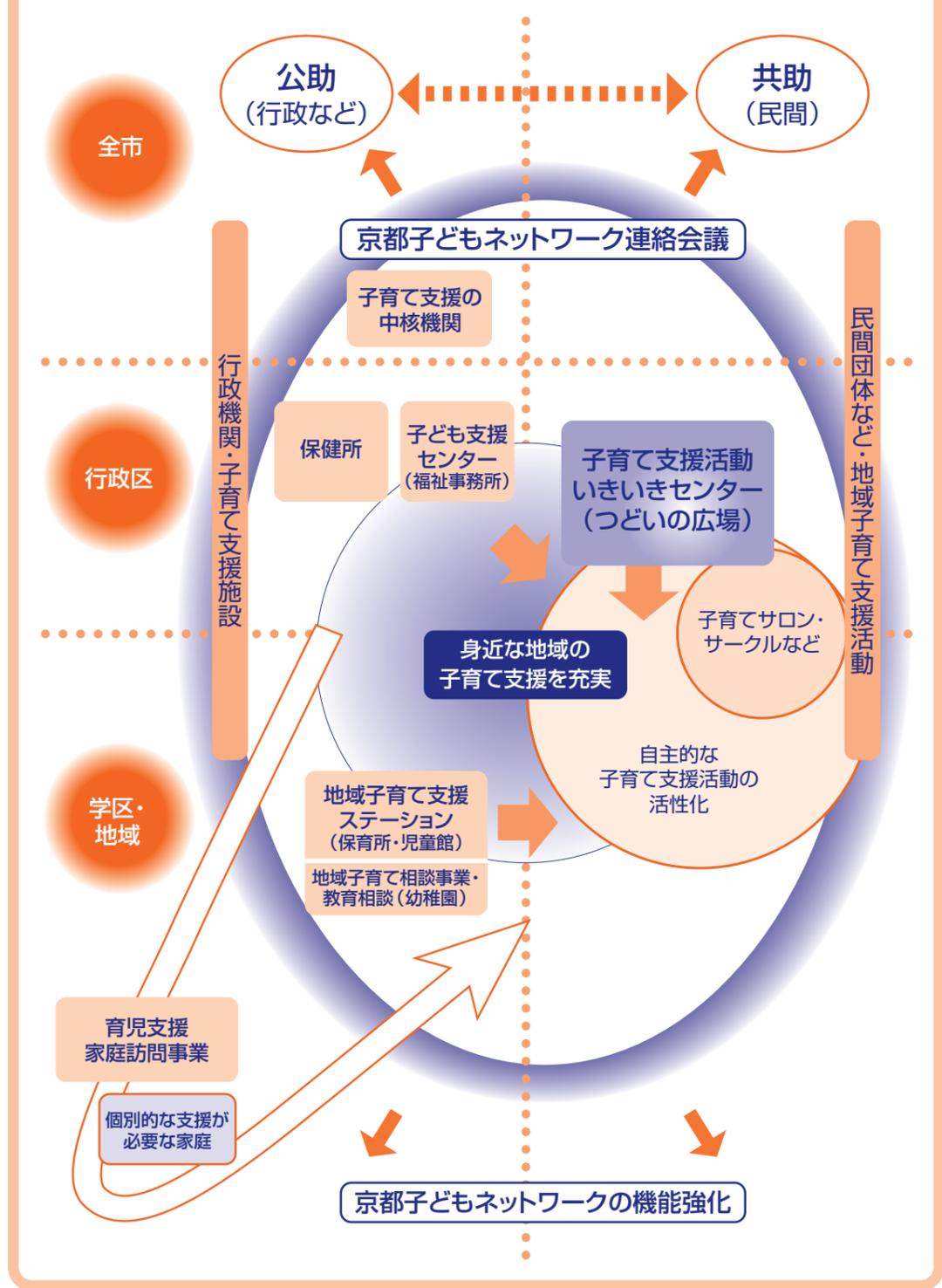
**098** 図書館での「おはなし会」等の催しの一層の充実、読み聞かせボランティアの育成、子どもの読書活動を推進する民間団体の支援(再掲：128頁)

**099** 「子ども文庫活動」「おもちゃライブラリー」等、子ども対象の地域ボランティア活動への支援

**100** 子育て語り合いサロン・子育てイブニングサロン等の保護者同士や親子の交流の場づくりの促進(再掲：126頁)

**101** 学校ふれあいサロン事業をはじめとする学校施設の地域開放の促進(再掲：126頁)

京都子どもネットワークにおける  
身近な地域の子育て支援の充実(イメージ)



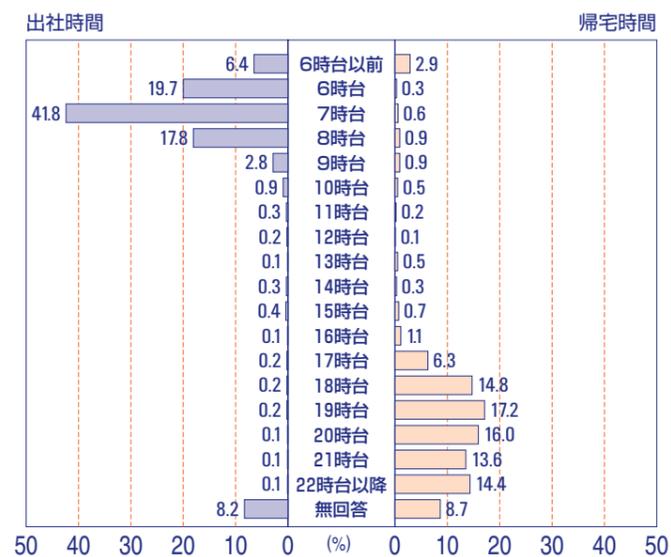
ウ 働き方の見直し (仕事と育児の両立支援)

現状と課題

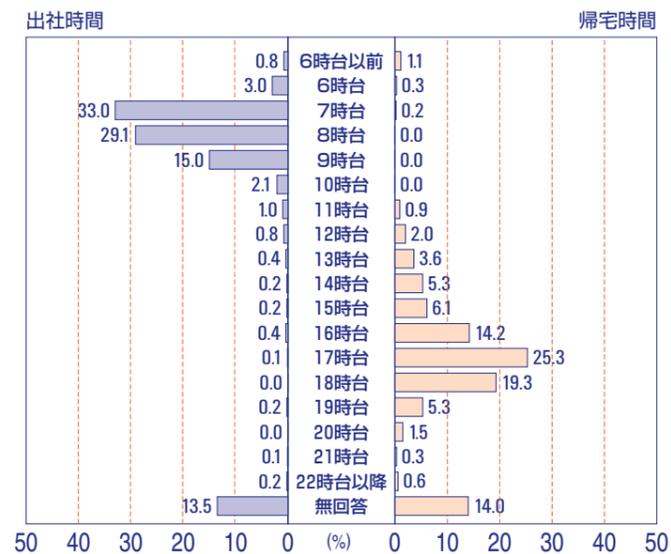
ニーズ調査結果から、父親が家を出る時間、家に着く時間を見ると、家を出る時間は7時台が41.8%と最も多くなっていますが、着く時間は就学前児童を例に見ると20時以降が約44%、21時以降では約28%となっています。母親の20時以降に着くが約2%と比べると、父親が家で過ごせる時間、子どもと関われる時間は少ないといえます。

ニーズ調査

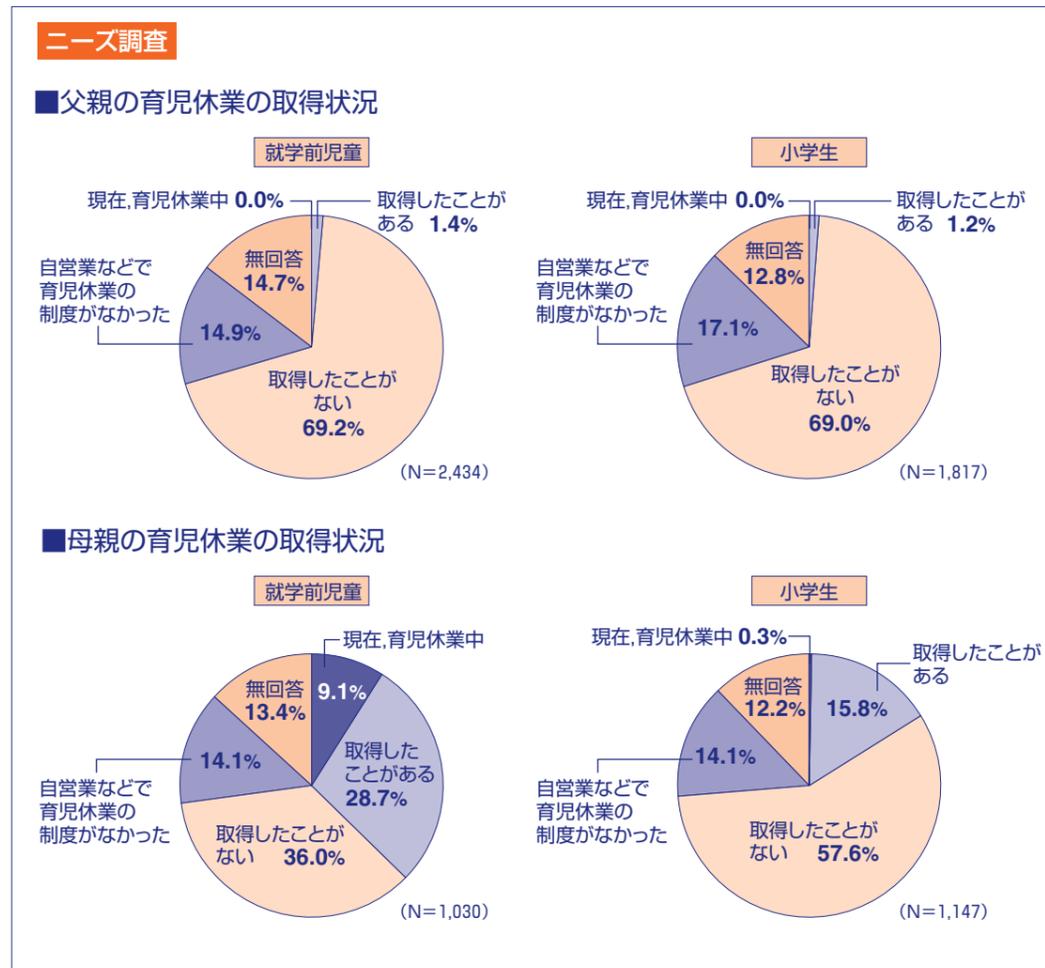
■父親の家を出る時間・家に着く時間 就学前児童 (N=2,434)



■母親の家を出る時間・家に着く時間 就学前児童 (N=1,030)

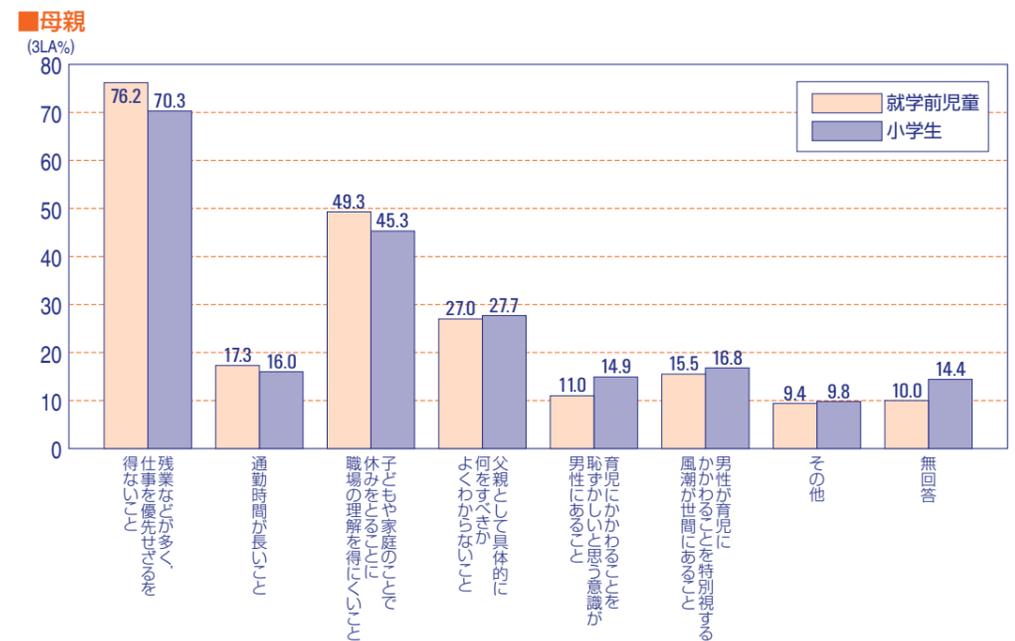
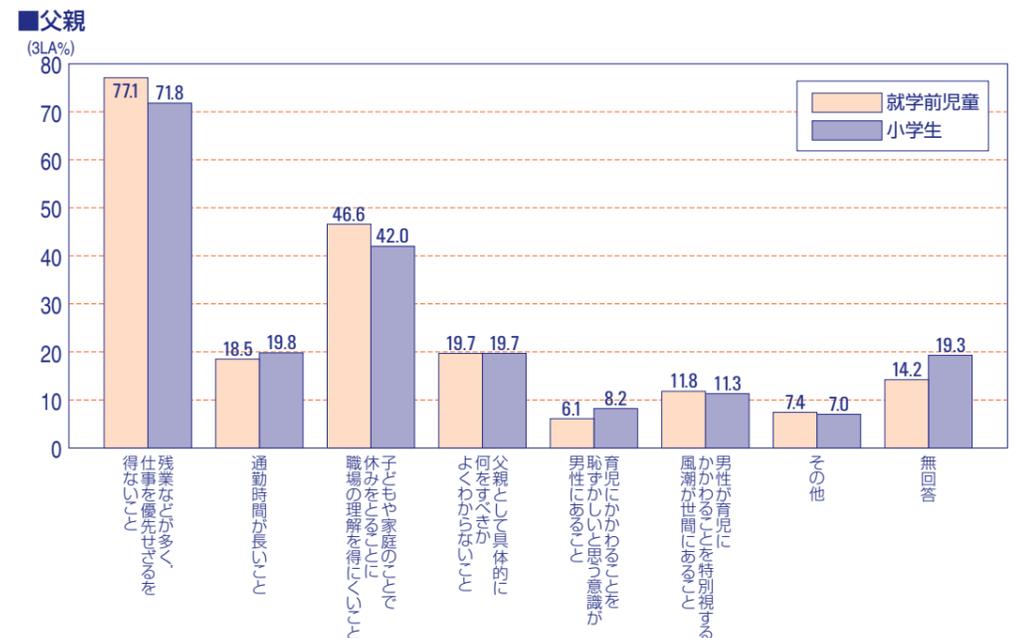


また、育児休業の取得状況についても、「現在、育児休業中」、「取得したことがある」と回答したのは、父親では就学前児童・小学生ともに1%台にすぎず、母親の16~38%と比べて、かなり低い状況です。



父親が子育てに関わりづらい理由としては、「残業などが多く仕事を優先せざるを得ない」が就学前児童・小学生の父親・母親ともに70%台の回答であり、次に多いのは「子どもや家庭のことで休みを取ることに職場の理解を得にくいこと」が40%台となっています。

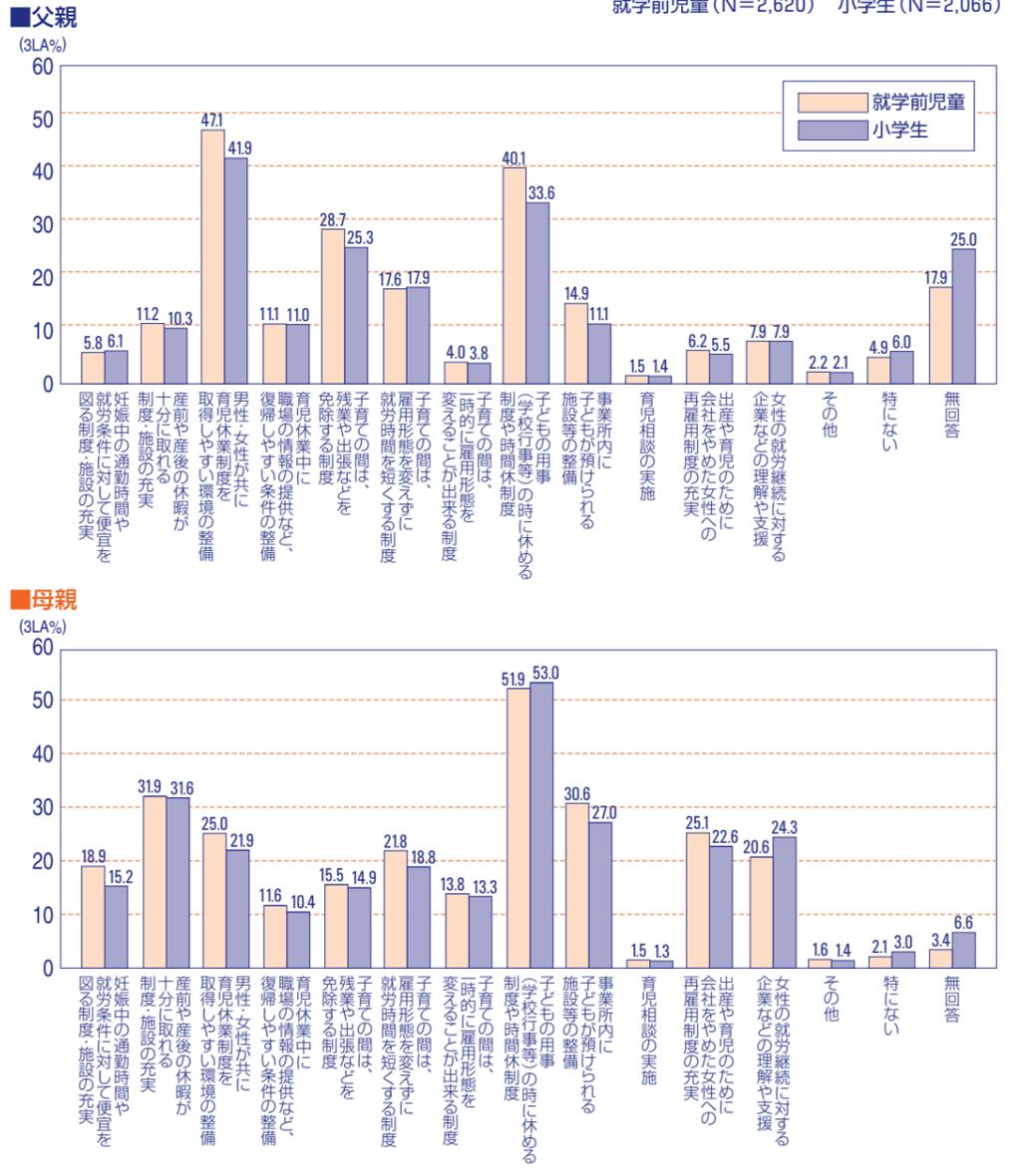
**ニーズ調査 父親が子育てに関わりづらい理由** 就学前児童 (N=2,620) 小学生 (N=2,066)



このような状況に対し、子育てと仕事の両立のための必要な支援策に関して、最も高い回答は、父親で「男性・女性が共に育児休業制度を取得しやすい環境の整備」で40%台、母親では「子どもの用事の際に休める制度や時間休制度」で50%台となっています。

ニーズ調査 子育てと仕事の両立のため必要な支援策

就学前児童 (N=2,620) 小学生 (N=2,066)



また、2003(平成15)年度の厚生労働白書においては、長時間労働の多い地域ほど、出生率が低くなっているという調査結果も出ています。

両親共働きよりも、専業主婦の母親の子育てに対する負担感が大きいという調査結果(2000(平成12)年度、財団法人こども未来財団「子育てに関する意識調査」)もある中で、男性の育児参加が保障され、また、地域の一員として、ともに子育てを支えあえる地域社会に参加できることを目指すためにも、働き方の見直しは大きな課題となっています。

また、企業も、地域の一員であるという観点から、地域における子育て支援活動への積極的な参加も求められています。

施策を展開する今後の方向性

男性を含めた働き方を見直し、仕事と子育ての両立支援を推進していくことは、少子化が家庭・地域だけでなく社会全体に及ぼす影響を考えた場合、欠かすことのできない取組です。

そして、この取組は、画一的に進めるのではなく、京都の経済特性・企業実態等を踏まえたものにする必要があります。

さらに、企業だけでなく、福祉施設や教育施設など企業以外の場で働く人々も含めた議論が必要です。

「京都子どもネットワーク連絡会議」では、平成15年度から、企業団体や労働関係団体にも参画を求め、子育てを支え合う地域や家庭づくりを目指して、議論や啓発活動を進めています。今後、こういった取組をより一層進め、関係機関の役割分担と連携を強化し、対応を進めていく必要があります。

また、男性の働き方については、企業等における仕事と家庭生活の両立に向けた取組を促進するとともに、家事・育児等に男性が積極的に取り組むことができる支援を行う必要があります。

さらに、仕事と子育ての両立支援の観点からは、今後とも、保育所や学童クラブ事業の一層の充実が求められ、待機児童の解消や延長保育・一時保育・休日保育等について利用者の視点に立った利用しやすい制度展開が求められます。

《重点施策》

102 「子どもネットワーク」への企業等の参画と連携強化

市レベル、行政区レベル、地域レベルの各段階での「子どもネットワーク」への企業等の参画と連携の強化を図ります。

103 働き方の見直し・男性の育児参加に関する啓発事業の実施【新規】

企業等が子育て支援(働き方の見直し)策を進めるに際して、企業内研修や活動について、保健師や保育士など子育ての専門家を派遣するなどのバックアップ体制の確立に努めます。

104 企業等に対する次世代育成支援対策の推進に向けた子育て支援情報の提供【新規】

次世代育成支援対策推進センター等と連携し、企業等に対する子育て支援情報の提供や、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に向けた啓発に努めます。

**105 地域の子育て支援活動への企業・労働者の参加の促進【新規, 再掲: 63頁】**

企業・労働者が地域社会の一員として子育て支援活動ができるような体制の整備に努めます。

**106 保育所や学童クラブ事業などの保育サービスの一層の充実 (再掲: 77頁, 141頁)**

《推進施策》

**107** 各種イベントでの啓発活動の実施

**108** 子育て支援シンポジウムの開催 (再掲: 55頁)

**109** 勤労者情報システム「さわやかわーく」の充実

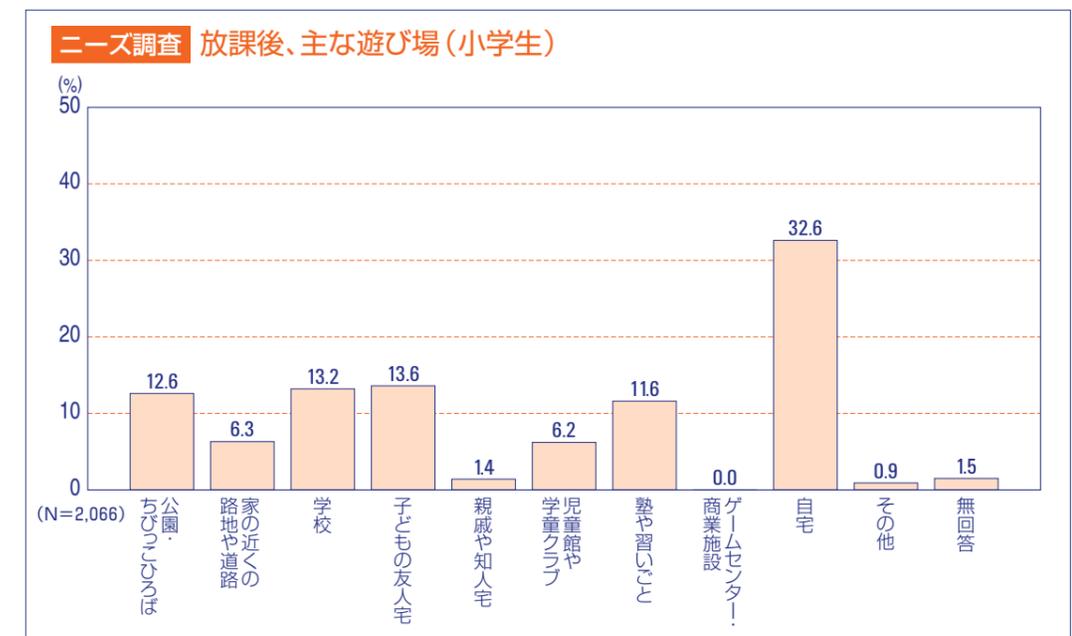
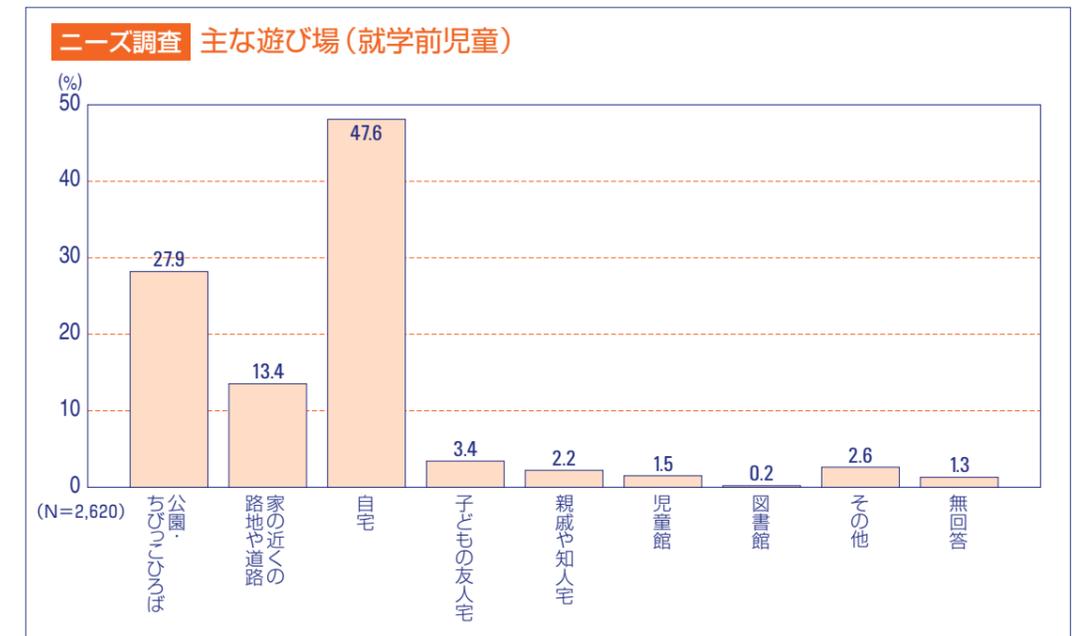


**(3) 子どもの生活環境の整備**

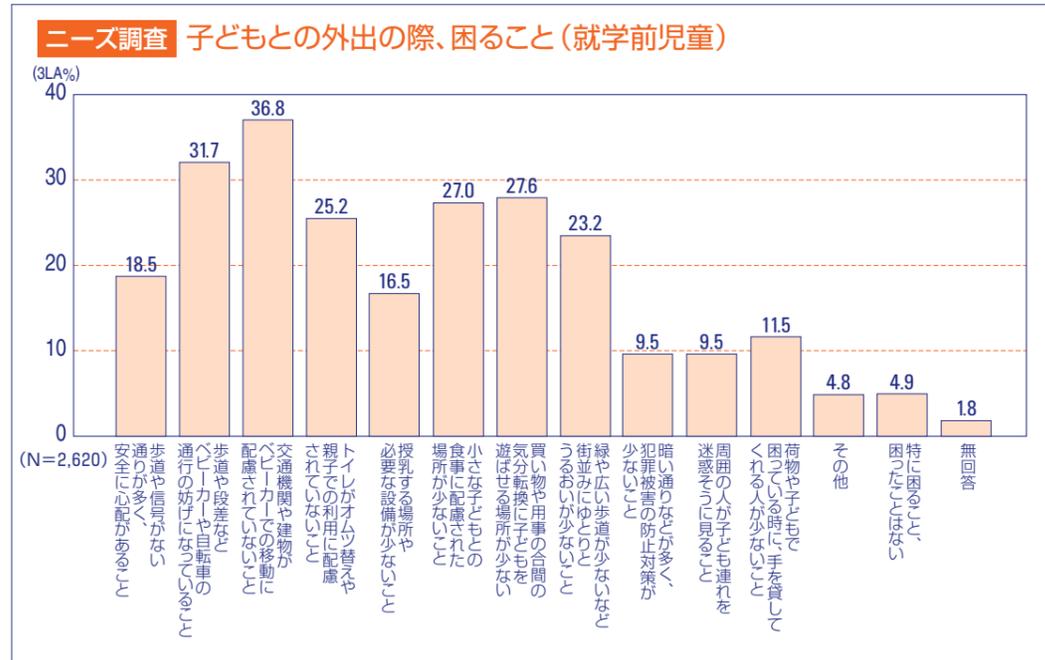
現状と課題

近年、都市化の進展により子どもたちを取り巻く環境は変化しており、安全な遊び場の確保は著しく困難となっています。

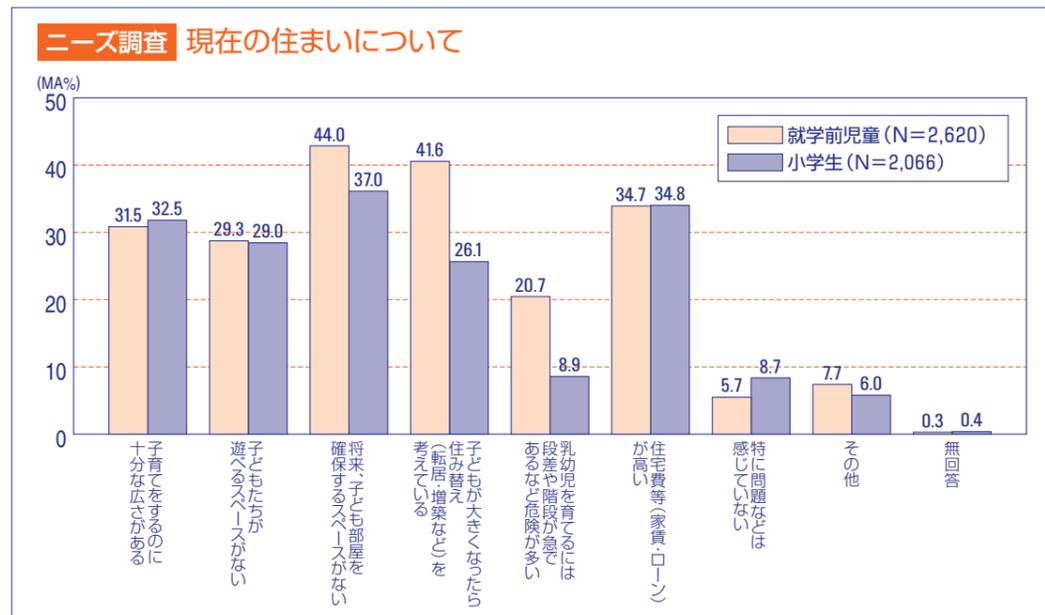
ニーズ調査においても、日中に遊ばせることが多い場所(就学前児童)、放課後過ごすことが多い場所(小学生)については、いずれも「自宅」が多数を占めている状況にあります。



また、幼い子どもとの外出について困ること(就学前児童)は「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと」や「歩道の段差などベビーカーや自転車の通行の妨げになっていること」が多くなっています。



現在の住まいについては、「将来、子ども部屋を確保するスペースがない」や「子どもが大きくなったら住み替えを考えている」が、特に子どもの年齢が低いとき(就学前)に多くなっています。



子育てしやすい環境の整備は、子育て支援の大きな要素の一つであり、これらの環境整備が求められます。

**施策を展開する今後の方向性**

高齢者や障害のある市民にとってやさしいまち、子育てにとってやさしいまちでもあり、誰もが住みよく活動しやすいまちづくりが求められます。今後、「すべてのひとにやさしい、ひとづくり、ものづくり、まちづくり」を基本とする「ユニバーサルデザイン」の理念に基づき、子育てしやすい生活環境の整備が必要です。

《重点施策》

**110 「ユニバーサルデザイン」の理念に基づき、子育てしやすい生活環境の整備(新規)**

幼い子どもたちを連れて外出しやすい環境づくりなど、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

**111 児童館の整備の推進(再掲:140頁)**

**112 宝が池公園「新・子どもの楽園」の整備**

《推進施策》

**113 都市公園の整備**

**114 ちびっこ広場の運営助成**

**115 児童厚生施設「桂坂野鳥遊園」の運営**

**116 保育所・幼稚園などの子育て支援施設の地域への開放の一層の推進(再掲:91頁, 125頁)**

**117 公共的施設に授乳コーナーやベビールーム、トイレ内ベビーシート等の設備の拡充**

**118 公共的施設や公的な催し、会議等に保育コーナーを設置**

**119 子育て世帯、中堅ファミリー世帯向けの住宅供給の促進**

**120 多様な世代のニーズに対応した市営住宅等の供給**

**121 シックハウス等の住まいの衛生対策として情報提供や実態調査等の実施**

#### (4) 子育てに必要な経済的負担のあり方

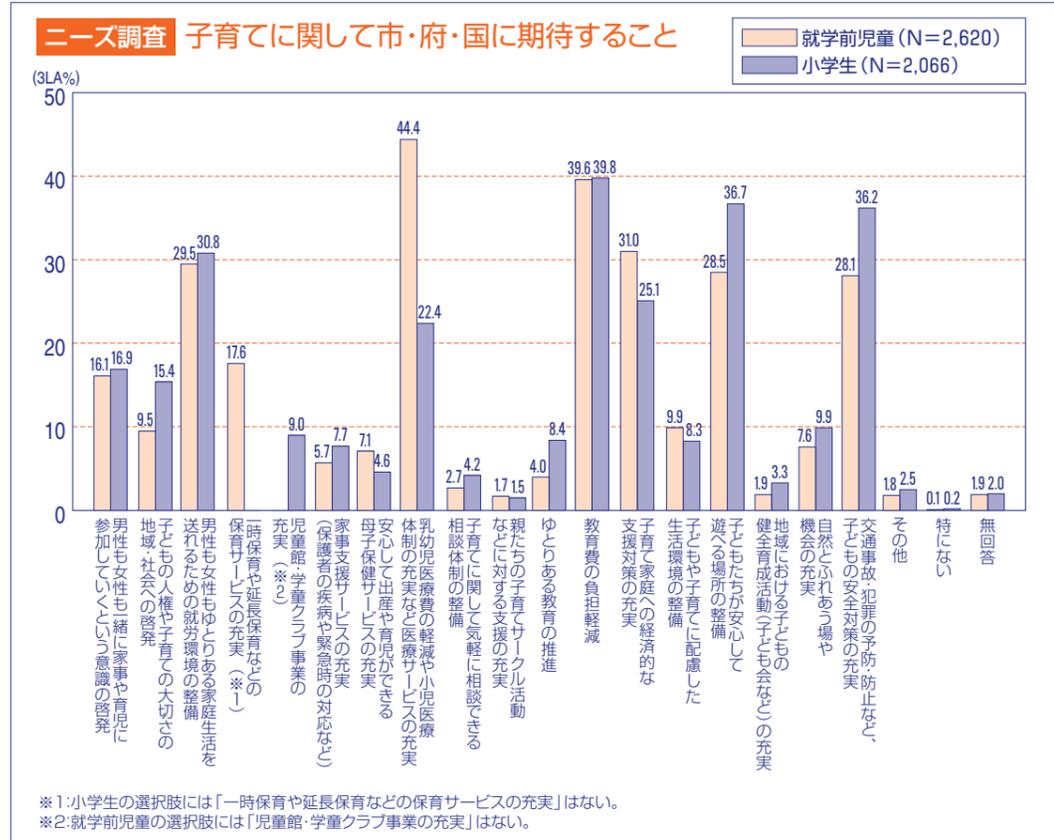
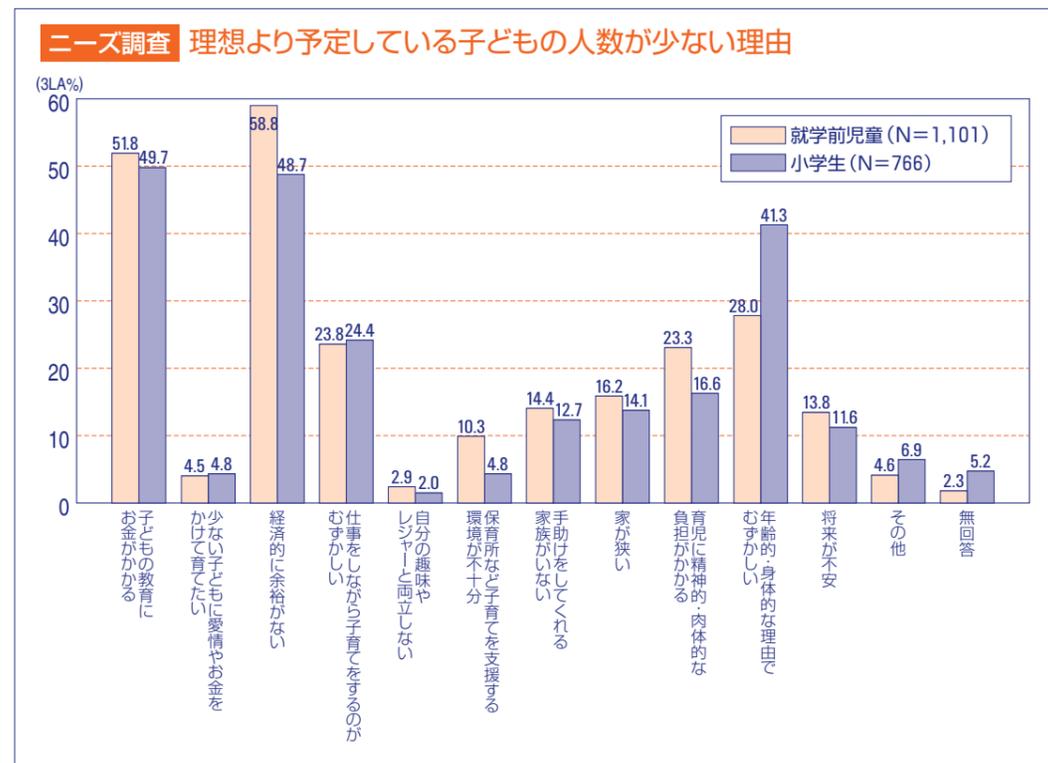
##### 現状と課題

子育て世帯の経済的支援策として国の制度の柱となっている「児童手当」では、2004(平成16)年度から対象年齢が小学3年生にまで拡大されました。

また、京都市の施策としての、保育所や学童クラブ事業などについては、所得に応じた料金設定をするほか、医療費についても乳幼児医療費支給制度等により子育て世帯について一定の配慮がされるなど、諸施策について各種の軽減策が実施されています。

しかし、ニーズ調査によると、理想より予定している子どもの数が少ない理由として、「経済的に余裕がない」、「子どもの教育にお金がかかる」が上位を占めており、また、保育所、幼稚園、学童クラブ事業などについても、「保育料・教材費などの軽減」が上位を占め、子育て費用に関する負担感の強さが伺われます。

現在、自治体の財政状況は極めて厳しい状況にあります。子育て世帯への施策実行が求められている中で、利用者負担のあり方については慎重な検討が望まれます。



##### 施策を展開する今後の方向性

地方自治体をめぐる財政状況は極めて厳しい状況にあり、各自治体ともに施策の財源捻出に苦慮している状況にあります。保健福祉施策は、少子・長寿化や長引く景気の低迷などにより、保育所や児童館など子育て支援施策のほか、介護保険、生活保護、老人保健など、市民の安らぎのある暮らしを進めていくにあたって、なくてはならない義務経費を中心に、その予算は増加の一途をたどっています。このような状況の中、「今、何を推進し、何を維持し、何を見直すのか」を十分に検討し判断していくことが望まれます。

今回のニーズ調査においては、子育て全般にかかる経済的負担軽減の要望の割合が多くなっていますが、厳しい経済情勢とあいまって、表面化しているものとも考えられます。しかし、一方で子育て支援サービスの質的・量的な充実についても数多くの要望が寄せられており、これらとのバランスを取ることも重要です。そして、**受益と負担の関係や世代間の負担のあり方を慎重に検討して、対応していくことが望まれます。**

また、児童手当、児童扶養手当、乳幼児医療費支給制度など、国制度として、あるいは全国的に広く実施されている子育て支援施策については、そのあり方について、国への要望などを適切に行っていくことも必要です。

現行の主な施策は以下のとおりです。

- 教育費の負担の軽減に向けた取組
  - ・私立幼稚園就園奨励費及び教材費の助成
  - ・教育扶助資金
  - ・交通遺児新入学就学援助金
  - ・就学援助費
  - ・養護育成教育就学奨励費
- 保育料の負担の軽減に向けた取組
  - ・多子世帯などに対する保育料の軽減
- 医療費の負担の軽減に向けた取組
  - ・乳幼児医療費支給制度
  - ・母子家庭等医療費支給制度
  - ・未熟児養育医療給付
  - ・小児慢性特定疾患治療研究事業
  - ・特定疾患治療研究事業
  - ・不妊治療への助成
  - ・重度心身障害者医療費支給制度
  - ・身体障害児育成医療
- その他の支援
  - ・児童手当
  - ・児童扶養手当
  - ・特別児童扶養手当
  - ・障害児福祉手当
  - ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳交付者に対する公共交通機関の運賃の減免
  - ・重度障害者タクシー料金助成事業
  - ・交通遺児奨学金
  - ・児童福祉施設負担金の軽減

※ 京都市基本計画第2次推進プランでは、「乳幼児医療費助成制度の拡充の検討」、「不妊治療費助成制度の拡充」、「私立幼稚園の保護者等の負担軽減」を行うこととしています。

(5) 多様で柔軟な保育サービスの提供

□保育所の役割

保育所の基本的機能は、保護者の労働などによって家庭での養育が困難な児童に対して養護と教育を一体とする保育を実施することであり、乳幼児期の児童の健やかな成長を保障するとともに、保護者家庭への支援、女性の社会進出などに寄与してきました。

近年、女性就労の増大や就労形態の多様化などを反映して保育需要も多様化しつつ増大しており、通常保育のみならず、延長保育や夜間保育、障害児保育、乳児(0歳児)保育、一時保育、休日保育、病後児保育といった通常保育の時間帯や保育内容などの範囲を拡大した保育への対応が求められています。

また、家庭や地域における養育環境が変化し、保護者の子育てに伴う負担感が増加する状況の中、乳幼児の保育に関するノウハウが蓄積され、地域住民にとって身近な児童福祉施設である保育所が地域の子育て支援の拠点的な役割を果たすことがなお一層期待されています。

これらの保育サービスの提供は、保護者の子育てと仕事の両立支援、保育を必要とする乳幼児の福祉の推進、地域の子育て力の向上にとって欠くことのできない施策であり、少子化対策の基本的な柱立ての一つとして、認可保育所の整備・充実が必要とされています。

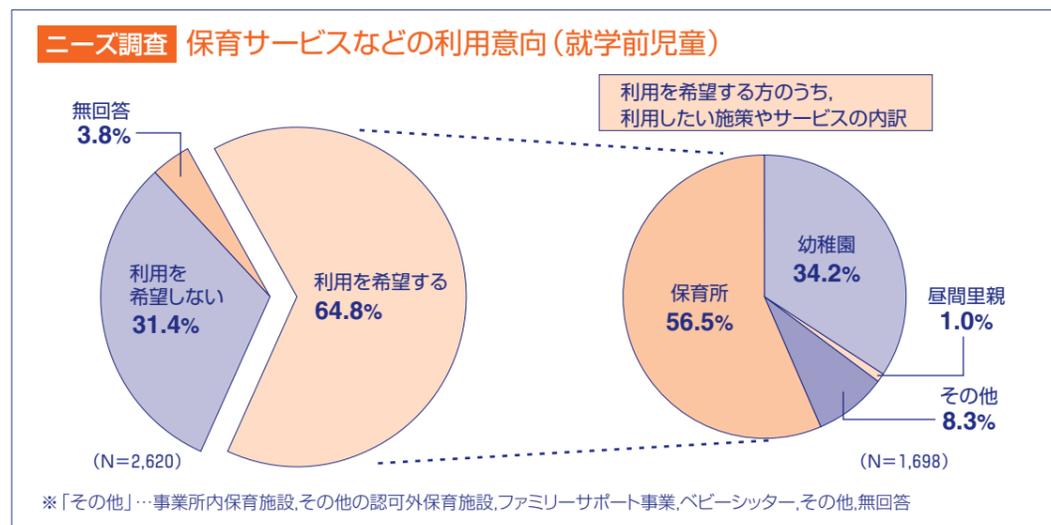
□ちゅうかん さとおや昼間里親(京(みやこ)・ベビーハウス)の役割

昼間里親は、1950(昭和25)年11月の制度発足以来、産休明けから3歳未満までの児童を家庭的な雰囲気の中で保育をする制度として、認可保育所に準じて京都市の委託事業として実施されてきました。認可保育制度とあいまって、待機児童解消対策としての一翼を担っており、特に、年度途中での保育需要への柔軟な対応が期待されています。

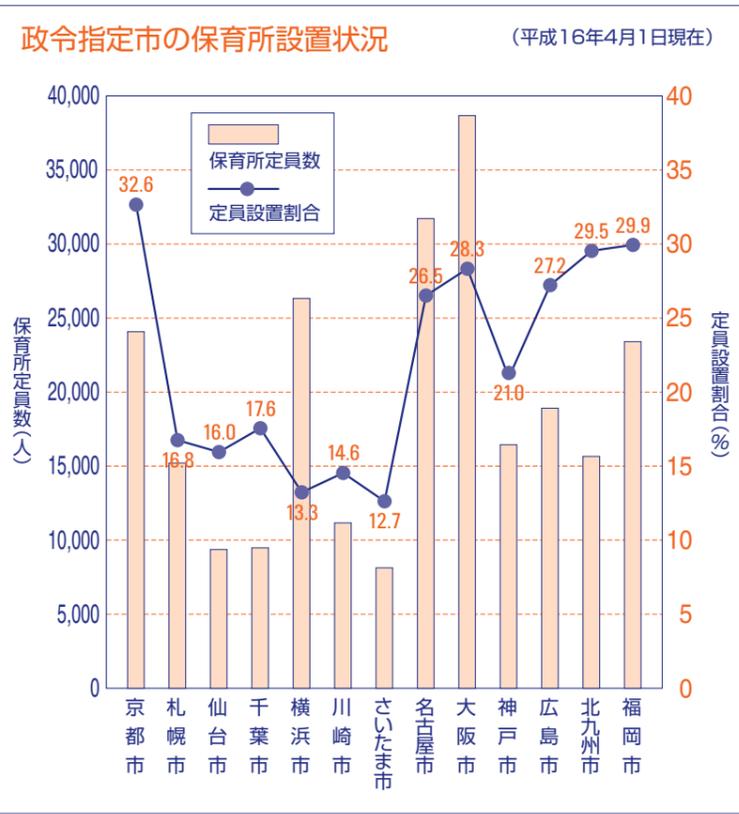
## ア 保育所待機児童の解消

### 現状と課題

近年、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などによって、保育を必要とする子どもたちが年々増加しています。今回のニーズ調査においても、平日の保育サービスの利用を希望する方は全体の64.8%、うち保育所の利用を希望する方が56.5%(全体の36.6%)を占めており、多数の方が保育所での保育サービスの提供を希望しています。



京都市においては、子育て支援施策を京都市の重要施策と位置付け、保育所の整備・拡充を進めてきた結果、2004(平成16)年4月1日現在で保育所数は250箇所(市営28箇所、民営222箇所)、保育所定員は23,865名となっており、就学前児童数に対する保育所定員の設置割合は政令指定都市の中でも最も高い状況にあり、保育所に入所しやすい環境を確保しています。



京都市における就学前児童数は2000(平成12)年度を境に減少傾向に転じ、少子化が進行しているものの、前述したとおり共働き世帯の増加や就労形態の多様化等により、保育所入所児童は年々増加し、一部の地域では待機児童が生じています。待機児童の解消に向けては、マンション、住宅建設等により、保育需要が増加することが見込まれる地域について、新たに保育所を整備するとともに、既存保育所の定員増や、定員の弾力的な運用(定員外入所)等の取組を積極的に行ってきました。この結果、2004(平成16)年4月1日現在の入所児童数は25,073人にまで増加し、待機児童も順次解消しつつあり、217人となっています。

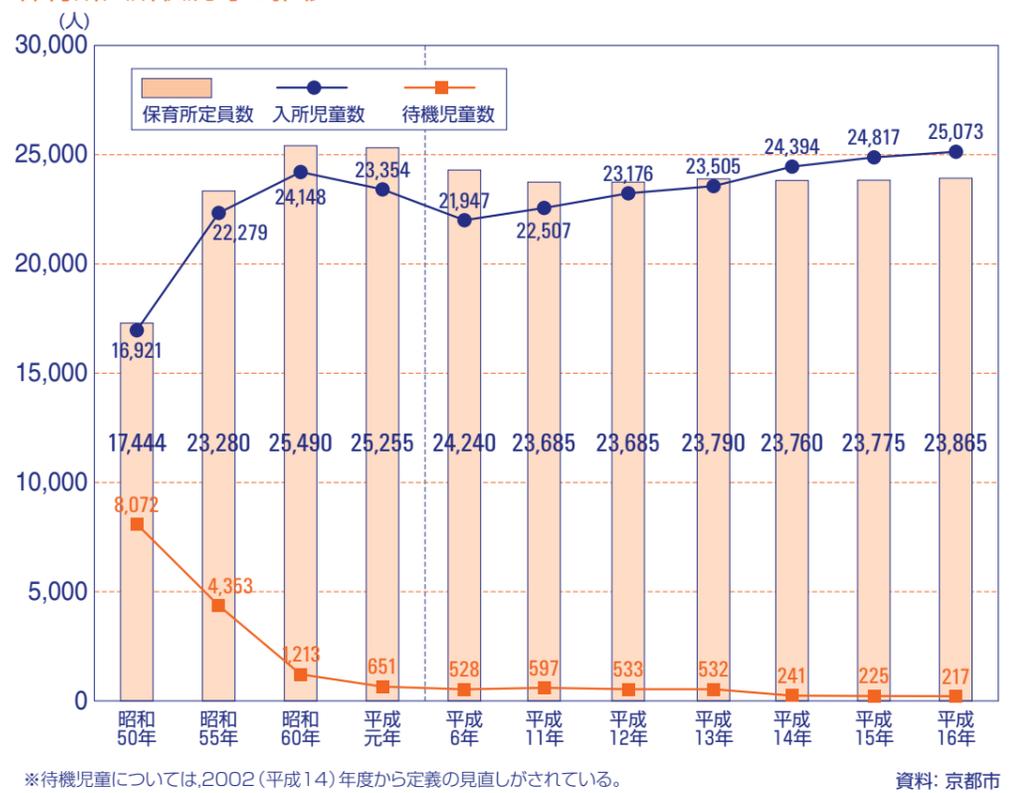
しかしながら、今後とも保育需要の増加が見込まれる中、待機児童の解消に向けた一層の取組が必要となっています。

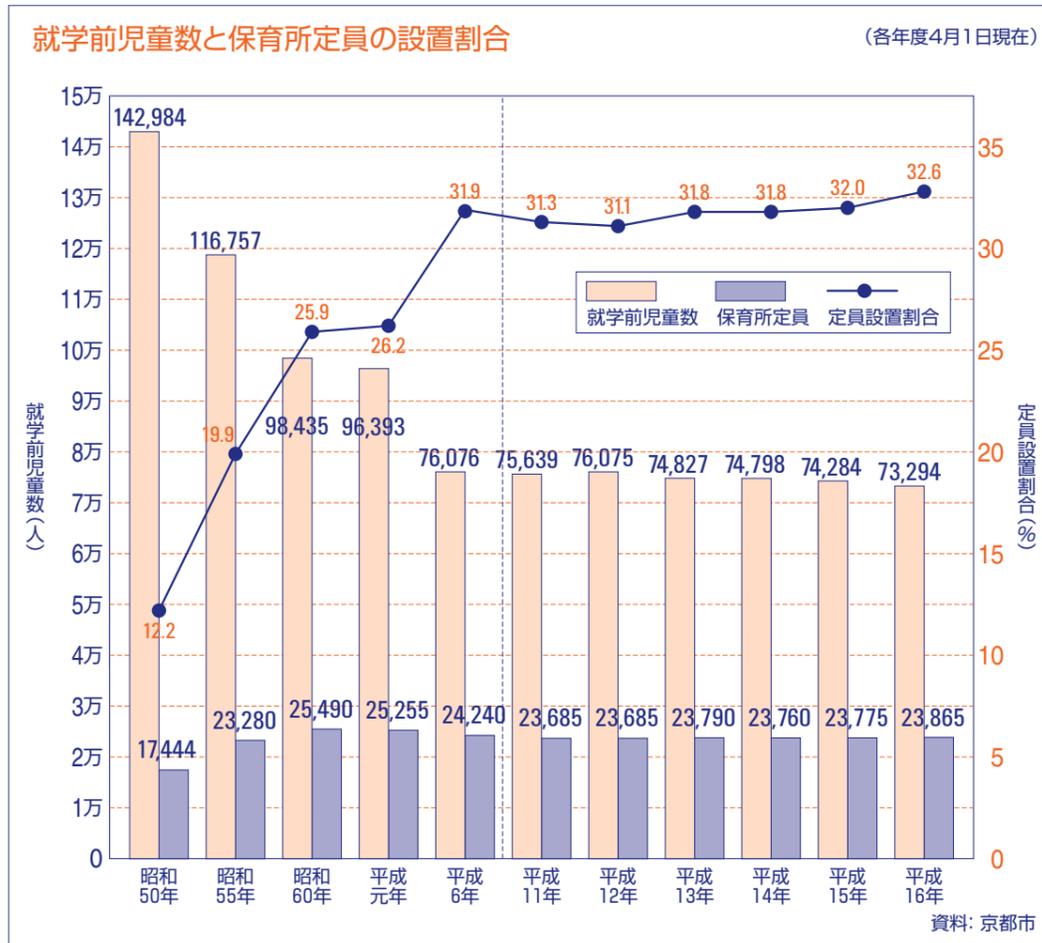
### ※待機児童

保育所への入所申込みを行ったにもかかわらず、入所できなかった児童で、入所要件があり、かつ引き続き保育所への入所を希望している児童をいう。また、2002(平成14)年度から従来の要件に加えて、次の児童を除外したものをいう。

- ①他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している児童
- ②地方単独施策(本市の場合「京都市昼間里親制度」が該当)において保育を実施している児童

### 保育所入所状況等の推移





行政区別待機児童の状況 (平成16年4月1日現在)

北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南
8	0	12	9	0	18	0	5
右京	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	合計	
20	87	12	39	7	0	217	

a 定員の弾力的な運用 (定員外入所) について

定員の弾力的な運用については、1998 (平成10) 年度から実施され、2003 (平成15) 年度からは現在の「年度当初定員の15%、5月以降25%以内まで」と受入枠の拡大が図られた結果、2004 (平成16) 年度当初には1,826人の定員外入所があり、年度途中入所も含めた受入児童数の確保に大きく寄与しています。

しかしながら、2004 (平成16) 年度当初の入所率が105.1%となるなど、施設規模における許容の面からも、保育環境を損なわない範囲での定員の弾力的な運用による受入児童数の拡大は限界に近づいています。

定員の弾力化の実施状況 (各年度4月1日現在)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
入所児童数	22,188	22,507	23,176	23,505	24,394	24,817	25,073
定員内	22,188	22,281	22,531	22,758	23,030	23,079	23,247
定員外		226	645	747	1,364	1,738	1,826
年度当初		定員の5% 5人以下	定員の10% 10人以下	定員の15% 15人以下	定員の15%		
年度途中 (5月以降)	定員の10% 10人以下	定員の15% 15人以下	定員の20% 20人以下	定員の25%			

b 保育所定員の調整について

地域の子育て家庭が減少し定員割れが生じている保育所や、保育需要が増加している地域で定員増を実施することが可能な保育所について、地域の保育需要に応じて、定員の増減調整 (定員調整) を行っています。

しかし、定員調整については、施設充実を伴わなければならない場合もあって、柔軟な対応という面からは課題を抱えています。

なお、定員割れの保育所においては、年度途中の緊急の受入れに寄与しているという側面もあることから、定員調整については今後の需要予測や施設の状況を含め慎重に対応していくことが必要です。

c 保育所の新設、既存保育所の施設整備による保育所定員の拡大

京都市では、財政状況の厳しい中ではありますが、保育所未設置地域での新設や既存保育所の施設整備による保育所定員の拡大を図ってきました。当然のことながら、新設、既存保育所の施設整備については、将来の保育需要を的確に十分に把握したうえでの対応が必要となります。

d 昼間里親について

昼間里親については、年度途中入所児童を数多く受け入れている実績があり、待機児童解消に有効に機能しています。

しかしながら、昼間里親の制度の対象年齢が3歳未満児に限定されるため、3歳以降は必然的に保育所への移行が必要であることや、地域的な偏在があること、午後6時以降の保育需要に応えられていないなどの課題があります。

e 認可外保育施設について

認可外保育施設については、夜間の保育ニーズや認可保育所に入所できなかった等により利用されている実態があると考えられます。2002 (平成14) 年10月か

ら届出制が導入されており、一定水準の保育を確保していく観点からも、実態把握と適切な指導監督を継続して実施していく必要があります。

※保育所

保育所とは、国・都道府県・市町村が設置する、もしくは、社会福祉法人等、国・都道府県・市町村以外のものが認可を受けて設置する、乳幼児を保育する施設をいう。

※認可外保育施設

児童福祉法にいう認可外保育施設は、認可を受けずに経営する保育施設をいう。

認可外保育施設届出状況(平成16年3月31日現在)

種別		施設数	利用人数
届出対象	保育ママ	0	0
	ベビーホテル	19	297
	その他	21	314
	小計	40	611
届出対象外	院内	24	537
	事業所内	10	46
	小計	34	583
合計		74	1,194

※保育ママ…保育者自身の居宅において、主として低年齢児の保育を行うもの

※ベビーホテル…①午後8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かり(利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上占めている場合)のいずれかを常時運営している施設

※院内、事業所内…病院(院内)や企業(事業所内)などにおいて、主にその従業員の乳幼児を対象として保育を行う施設

施策を展開する今後の方向性

京都市では、2005(平成17)年度までに保育所待機児童の解消を図るため、様々な取組を進めています。待機児童の解消に当たっては、保育の実施について児童福祉法の理念を踏まえ、児童の最善の利益が求められることから、保育サービスを安定的、かつ、継続的に提供できる認可保育所及び認可保育所に準じた昼間里親により対応していくことが基本であり、**保育所及び昼間里親に入所しやすい環境づくり**を目指し、子育て支援の一層の充実に努めることが求められています。

待機児童の解消に向けた取組には、保育環境を損なわない範囲での定員の弾力的運用による受入児童数の拡大が限界にきつつあり、保育所の新設、施設整備、定員調整及び昼間里親の活用という4つの手法を複合的かつ効果的に実施します。

《重点施策》

122 施設整備による保育所定員の拡大

今後の保育需要を的確に把握したうえで、保育所未設置地域における新設や分園の設置、又は既存保育所の施設整備を行い、保育所定員を拡大します。

目標:2004(平成16)年度 23,865人 ⇒ 2009(平成21)年度 24,500人

123 一時保育の拡大(再掲:90頁)

概ね週3日程度の就労等の保育需要に対応するため、一時保育の実施箇所を拡大します。

《推進施策》

124 保育所定員の調整

保育需要の地域偏在を解消するため、今後の保育需要の動向を見極めたうえで、定員調整を実施します。

125 定員弾力化による受入の推進

保育の実施は、原則として定員の範囲内で行う必要がありますが、本市においては、市民のニーズに対応するため、年度当初から定員を超えて保育の実施を行っており、引き続き、定員弾力化を実施します。

(受入上限 年度当初 定員の15%、年度途中 定員の25%)

126 昼間里親事業の推進

年度途中入所や地域の保育需要に柔軟に対応できる昼間里親事業を積極的に推進します。

## イ 多様な保育サービスの提供

### 現状と課題

京都市における保育サービスは、児童福祉の理念である「児童を心身ともに健やかに育成する」ことを目的として、今日まで、乳児(0歳児)保育や障害児保育、夜間保育や延長保育など、その時々様々保育需要に対応して、全国的にも高い水準の保育サービスを提供しています。

近年、女性の就労者が増加するとともに、就労形態も多様化する中、多様な保育サービスがますます求められています。また、保育所には、保護者の就労や傷病等により保育を必要とする乳幼児を保育するための施設としての機能のほかに、地域住民に対して保育に関する情報提供や助言、相談を行う役割が求められています。

京都市においては、前プランで延長保育や一時保育について具体的な数値目標を設定し、計画の着実な推進のため様々な保育サービスの提供に取り組んでいます。こうした保育サービスについては、その利用が増加し、また、市民ニーズ調査においても必要性が高いことが確認されており、さらなる充実が求められています。

### 保育サービスの実施状況

事業名	8年度	16年度	前プラン 目標(18年度)
延長保育	47箇所	131箇所	131箇所
一時保育	0箇所	25箇所	36箇所
夜間保育	7箇所	7箇所	
休日保育モデル事業	0箇所	2箇所	

### 【ニーズ調査抜粋】

<保育所を利用している方の要望について>

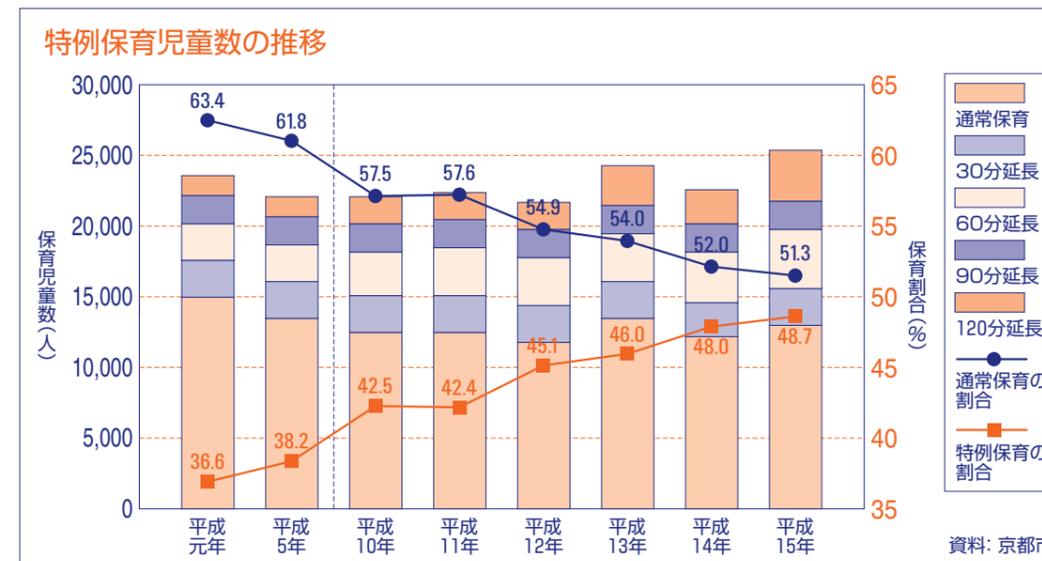
預かり時間の延長	23.8%
施設や設備の充実	17.2%
休日・祝日の保育の実施	18.0%

<利用したい事業、施策について(利用したい割合)>

一時保育	41.5%
休日保育	33.5%
地域子育て支援ステーション	35.3%
保育所等での園庭開放	60.3%
保育所等での子育て相談	49.0%

## a 特例保育

京都市では、保育所の基本保育時間を午前8時30分から午後5時までとしつつ、保護者等の就労実態及び生活実態により、やむを得ない場合には、特例保育として基本保育時間の前後1時間の保育を実施しています。近年、経済不況の影響もあって保護者の就労時間が長時間化し、特例保育の対象者数は増加の一途をたどっています。この制度については、ほとんどの保育所においてその取組がなされており、多くの市民が利用している施策といえます。



## b 延長保育

「特例保育」時間を超えた「延長保育」の需要も近年増加の一途をたどってきています。そのため、市民の需要に対応するべく前プランにおいて数値目標(131箇所)を定め、制度の普及に取り組んできました。

現在では計画目標を達成し、多くの保育所で実施されるようになっていますが、1箇所当たりの年間利用者数では、2001(平成13)年度の約11.0人から2003(平成15)年度には約12.8人まで増加し、その需要は今後も増加が見込まれ、さらなる実施箇所の拡大が望まれます。

また、実施箇所の地域的な偏在がみられるようになっており、市民利用の利便性から、今後、実施箇所の拡大とともにバランスのとれた配置が求められます。



### c 夜間保育

京都市では、就労形態の多様化に伴う夜間保育需要の増加に対応するため、夜間、保護者の就労等のため保育所での受入れが真にやむを得ない児童について、1982（昭和57）年2月から国の夜間保育制度を実施し、2004（平成16）年度現在7箇所で開催しています。また、現在、通常保育時間（午前11時～午後10時）を延長（午前9時以降）した保育を行っています。



### d 一時保育

保育所における一時保育については、パート就労などの非定型的利用や緊急一時的利用、また、保護者のリフレッシュを図るための一時的保育に対応しています。近年、利用者は増加の一途をたどっており、市民の需要の高い制度のひとつになっています。非定型的利用(表中「非定型」)



や、緊急一時的利用(表中「緊急」)については大きな増加はないものの、とりわけ、リフレッシュを図るための一時的保育の利用(表中「私的」)は著しい伸びを見せており、孤立しがちな在宅保育を側面から支援する制度として、地域における保育所の果たす役割の一つとして機能しつつあります。

この制度については、今後とも需要の伸びに対応し、身近な場所に対応できるよう実施箇所のさらなる拡大が求められます。

### e 休日保育モデル事業

保護者就労の多様化は、現在、保育所で提供している月曜日～土曜日までの保育だけでは対応できなくなっており、休日の保育も含んだ保育需要が増加しつつあります。京都市では現在2箇所の保育所において、モデル的に休日保育を実施していますが、比較的遠方からの需要もあって徐々に利用者が増加しつつあります。

しかし、現在市内2箇所のみの実施であり、その利用については、市民の利便性から、また、通所に際しての児童の負担の面からも課題を抱えています。2000（平成12）年度からの実施で数年を経過し保育についてのノウハウの蓄積も進んでいることから、本格実施の方向を目指すことを検討することが望まれます。その際、市民の利便性からも、市内における配置についてバランスのとれたものとなるよう配慮することが必要です。

#### 休日保育モデル事業の利用状況

事業名	12年度	13年度	14年度	15年度
実施箇所数(箇所)	1	2	2	2
規定開所日数(日)	34	67	67	67
延べ利用者数(人)	80	328	920	933
1日当たり(人)	2.4	4.9	13.7	13.9

### f 障害やアレルギー疾患のある等配慮を要する児童の保育

京都市では、肢体不自由、知的障害、情緒障害等の障害のある児童であって、保育を必要とする状態にあり保育所の集団生活が可能で入所に適する児童を保育所で受け入れています。障害のある児童が障害のない児童とともに生活する「統合保育」は、障害のある児童の発達を促すという効果があるだけでなく、障害のない児童にとっても、障害のある児童とのふれあいを通じて豊かな人間性を育む効果もあります。

また、アレルギー疾患のある児童については、保育所においては、食べる喜びを共有できるよう、アレルギーを起こす食材を除去した給食の提供や食物アナフィラキシーの対応についても取り組んでいます。

これら配慮を要する児童の保育所での受入れについては従来から積極的に推進していますが、それらの児童は年々増加し、特に、アレルギー疾患のある児童については、その程度にかかわらず保育上の配慮が必要となっています。また、こうした児童の受入れについては、クラス編成等の関係から希望する全ての児童について対応できない等の課題があります。さらに、保育所や保育所職員の理解や対応についても差異があると考えられます。

障害児保育の実施状況

年度	種別 保育所箇所数 (箇所)	障害児保育 実施箇所数 (箇所)	入所児童数① (人)	障害児保育 児童数② (人)	実施率(%) ②/①
12年度	251	168	24,363	607	2.5
13年度	251	181	24,852	635	2.6
14年度	249	182	25,574	637	2.5
15年度	249	180	26,089	691	2.6

g 地域の子育て支援施策

核家族化の進行や地域の協力・共同関係の希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化していますが、とりわけ乳児期については、在宅での育児が中心となっているため、地域や近隣関係において適切な養育環境を確保することが重要となっています。しかし、このような子育て家庭にとっては、地域住民や他の親子と気軽に交流できる場が少ないこともあって、孤立した子育てを強いられることが多くなっています。このような状況を踏まえ、地域においては「子どもネットワーク」を立ち上げ、幅広い子育て機関が児童問題について相互に議論・調整されてきているところであり、また、「子育てサロン」などの子育て活動が芽生えつつあり、さらに、自主的な「子育てサークル」も徐々に増えてきています。「地域」を基軸とし、地域ぐるみで子育てを支えあう支援活動が今後の子育てを考えていくうえで有用であり、より一層の活性化が求められています。

従来から、保育所は「地域子育て支援ステーション事業」をはじめ保育所各自が地域に開かれた施設づくりに努めてきていますが、今後とも、このような地域での子育て支援については、全ての保育所がその持っている知識・経験・場所などの資源を地域の財産として「家庭」や「地域」で活用できるよう提供し、また、地域の一員としてより積極的に参画し、地域での子育て支援の拠点としての機能を果たすことが求められます。

地域子育て支援ステーション指定状況

事業名	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
指定箇所数(箇所)	85	100	110	120	130
うち、保育所分(箇所)	66	81	88	95	102

保育サービスの行政区別実施状況 (平成16年4月1日現在)

行政区	就学前 児童数 (人)	定員数 (人)	入所 児童数 (人)	保育所 箇所数 (箇所)	延長 保育 (箇所)	夜間 保育 (箇所)	一時 保育 (箇所)	休日 保育 (箇所)	ステー ション (箇所)
北	5,637	2,005	2,105	21	13		2		12
上京	3,006	1,210	1,320	13	8	2	2		7
左京	7,254	2,375	2,422	31	13	1	3		10
中京	4,234	1,410	1,462	14	8	1	2		5
東山	1,222	795	803	10	8		3		7
山科	7,454	2,460	2,692	20	15	1	2	1	8
下京	3,116	860	809	10	4		1		6
南	5,147	2,225	2,293	31	16	1	2		9
右京	10,078	2,505	2,671	27	11	1	1		8
西京	6,741	1,350	1,400	15	7		1		6
洛西	3,177	870	907	7	3		1		3
伏見	10,157	3,310	3,573	28	12		2	1	11
深草	2,688	600	658	6	3		1		3
醍醐	3,383	1,890	1,958	17	10		2		7
総計	73,294	23,865	25,073	250	131	7	25	2	102

施策を展開する今後の方向性

京都市では、保育所において先駆的に**乳児(0歳児)保育**が実施され市民の保育需要に対応しています。また、京都市独自の昼間里親制度においても乳児保育を提供してきており、この面においては豊富な経験や知識を蓄積してきています。今後とも、これらの取組を**一層推進**していくことが必要です。

近年、就労形態の多様化に伴い、保育所の開所日や保育時間等について多様な保育が要望されており、また、児童の処遇についても、障害やアレルギー疾患のある児童などに対応できる体制が求められています。

京都市においては、これまで**延長保育・一時保育・休日保育・障害児保育など多様な保育需要に対応する保育**を提供してきていますが、これらの取組を**一層進め、利用者にとって利用しやすい保育所制度を構築**することが求められます。しかし、この課題はすべての保育所の課題として捉え、特定の施設に偏ることのない実施が必要であり、これらの取組について各保育所の力量を高めるための研修や相談体制の確立が求められます。

また、こうした保育サービスは、サービスの受け手である児童にとって最善の利益となるよう提供される必要があり、豊かな人間性を持った子どもを育成できる

よう、一人ひとりの子どもの特性や置かれている状況等を十分考慮し、子どもの活動や人権を大切に、児童の視点(立場)に立った保育が提供されることが求められます。このため、保育の質の向上とともに、利用者のニーズと子どもの発達に与える影響を考慮した、保育サービスを提供することが必要となります。

なお、保育所や昼間里親制度のいわゆる公的保育制度においては、あらゆる人々の多様な保育需要のすべてに対応できるものではないため、認可外保育施設での対応が予測され、児童の安全確保の観点からも、一定水準の保育の水準が維持されるようこれら施設への指導監督を継続していく必要があります。

さらに、全ての保育所が、地域社会の一員として、**施設の持っている知識・経験・場所などの資源を「家庭」、「地域」で活用できる取組を一層推進**するとともに、地域レベルにおける「子どもネットワーク」等の組織には積極的に参画し、地域の子育て支援の拠点としての機能を果たしていくことが求められます。

このため、多様な保育サービスの提供については、こうした保育所の基本機能を踏まえたうえで、子どもを生き育てたいと思う人が安心して子育てをすることができるよう、今後一層拡充します。

## 《重点施策》

### 127 延長保育の拡大

就労時間帯の多様化等による保育需要の増加に合わせ、通常の保育時間(基本保育時間：午前8時30分～午後5時、特例保育時間：基本保育時間の前後1時間)を上回る延長保育について、市内の設置バランスを考慮したうえで1時間延長を基本として実施保育所を拡大します。

目標：2004(平成16)年度 131箇所 ⇒ 2009(平成21)年度 190箇所  
(夜間延長保育含む。)

### 128 時間延長の拡充

現在の延長保育は、30分及び1時間延長を基本(夜間保育所のみ2時間延長)としていることから、児童に与える影響を考慮しつつ、実施時間の更なる延伸及び昼間里親事業における延長保育制度の導入について検討します。

### 129 一時保育の拡大

保護者の断続的・短時間就労に伴う一時的な保育(非定型)や、保護者の傷病などによる緊急時の保育(緊急一時)、保護者のリフレッシュを図るための保育といった様々な保育需要への対応が可能で、また未就園児童への子育て支援サービスの提供に今後も大きな役割を果たすことが期待できることから、市内の設置バランスを考慮したうえで実施保育所を拡大するとともに、夜間時間帯での実施についても検討します。

目標：2004(平成16)年度 25箇所 ⇒ 2009(平成21)年度 42箇所

### 130 休日保育の拡大

日曜・祝日に勤務する保護者等に対する保育サービスとして市内2箇所で試行的に実施している休日保育モデル事業を、ますます増加する保育需要に対応するため、本格実施するとともに、市内の設置バランスを考慮し、実施保育所を拡大します。

目標：2004(平成16)年度 2箇所 ⇒ 2009(平成21)年度 5箇所

### 131 障害やアレルギー疾患のある等配慮を要する児童の保育の充実

全ての保育所が障害やアレルギー疾患のある等配慮を要する児童を受け入れ、一人ひとりの児童に配慮した保育の提供に努めるとともに、必要な職員体制の整備を行い、また適宜巡回相談等を実施し保育の質の向上に努めます。併せて、保育所関係職員に対する研修を充実します。

### 132 保育所、昼間里親における地域子育て支援施策の充実

全ての子育て家庭への支援のため、全ての保育所・昼間里親が、地域の子育て支援の拠点としてその持っている知識・経験・場所などの資源を「家庭」、「地域」で活用し、子育て相談、講座、園庭開放等子育て支援施策を充実します。また、保育所機能を活用して、ネットワークを充実します。

## 《推進施策》

### 133 低年齢児保育の推進

今後も需要の増加が見込まれる産休明け・育休明け保育をはじめ、保育所及び昼間里親における低年齢児(0～2歳児)保育を推進します。

### 134 夜間保育事業の推進

今後も、夜間の保育ニーズに応えられるよう夜間保育事業を推進します。

### 135 保育所関係職員の研修の充実

全ての子育て家庭への支援に対応できるよう、多様な保育サービスを提供するための保育所職員の研修を充実します。

### 136 認可外保育施設に対する指導の強化

児童福祉の観点から、安全・衛生面や保育の水準を確保するため、届出制の活用により認可外保育施設の実態把握と指導の強化を図ります。

### 137 乳幼児健康支援デイサービス事業の推進(再掲：116頁)

### 138 「保育フェスタ」の実施

## (6) ひとり親家庭の自立促進

### 現状と課題

#### ア ひとり親家庭をめぐる動き

近年、離婚の増加などひとり親家庭をめぐる社会状況は大きく変化しています。

1952(昭和27)年に戦争未亡人対策から始まり、50年の歴史を持つ母子寡婦福祉対策を根本的に見直し、ひとり親家庭の自立を促進し生活の安定と向上、さらに児童の福祉の増進をめざすという新しい目的に的確に対応できるよう制度を再構築するため、2002(平成14)年3月に「母子家庭等自立支援対策大綱」が制定され、それを受け2003(平成15)年4月には改正「母子及び寡婦福祉法」が施行されました。

改正の主眼は、ひとり親家庭に対する「きめ細やかな福祉サービスの展開」と、母子家庭の母等に対する「自立支援」となっています。

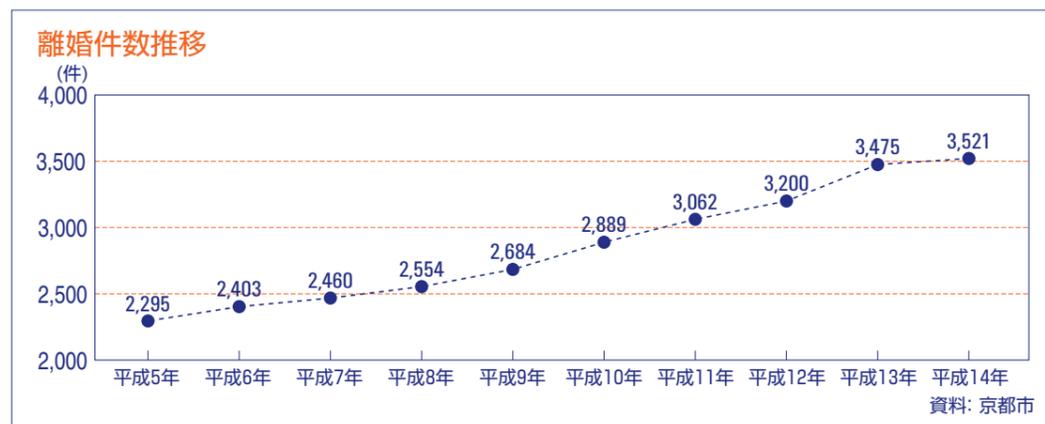
#### イ ひとり親家庭の増加

京都市のひとり親家庭の数については、国勢調査から推定すると、平成15年度現在、母子家庭数は16,615世帯、父子家庭数は2,251世帯となっています。

京都市における離婚件数は、2002(平成14)年においては3,521件となっており、この10年間で約1.5倍と急増しています。全国的にも2002(平成14)年度の離婚件数は約29万件と過去最高を記録しています。

1998(平成10)年度に実施した「京都市ひとり親家庭実態調査」(以下、「ひとり親家庭調査」という。)では、ひとり親家庭になった理由として、母子家庭については、「離婚」が全体の69.3%、父子家庭については55.9%となっており、また、母子家庭のうちいわゆる「未婚の母」は、1993(平成5)年度の5.8%から増加し、9.5%となっています。このように、現在においてはひとり親家庭になった理由としては、「死別」ではなく、離婚等「生別」によるものが多数となっている状況にあります。

そして、離婚件数の増加に伴い、児童扶養手当の受給権者件数も急増し、2002(平成14)年は12,014件と、10年前の約1.5倍になっています。

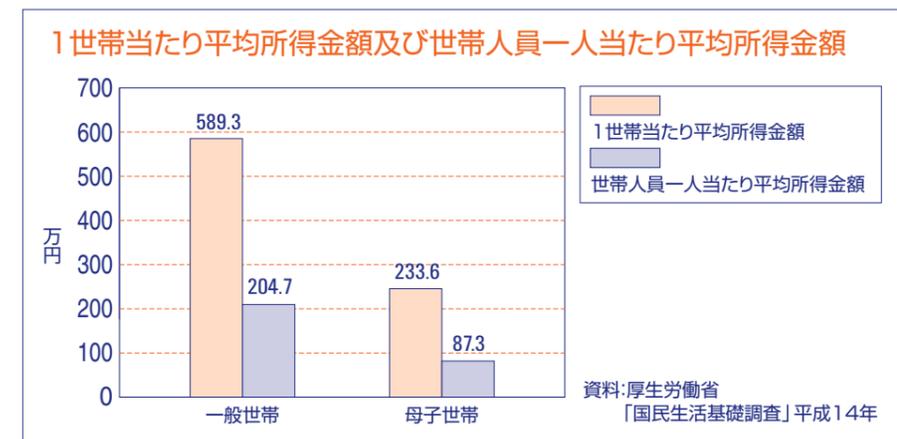


※児童扶養手当

父母の離婚等により、父と生計を同じくしていない児童の母や、父に一定の障害のある児童の母、又は母に代わってその児童を育てている人に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

#### ウ ひとり親家庭の収入の状況等

2002(平成14)年の母子家庭の1世帯当たり平均所得金額は233.6万円と、一般世帯の589.3万円の約40%にとどまっています。(厚生労働省「国民生活基礎調査」2002(平成14)年)また、「ひとり親家庭調査」でも、約半数の母子家庭が年収200万円以下となっており、所得水準が非常に低いことがわかります。



そのため、多くの母子家庭が現在の暮らしについて「大変苦しい」「やや苦しい」と感じており、「安定した生活を送るための経済的支援」についての要望が60%台と最も多い状況にあります。([ニーズ調査])

これらを背景に、京都市においては、生活保護を受給している母と児童からなる世帯は年々増加しており、2003(平成15)年4月現在2,841世帯となっています。

このように、母子家庭については経済的に大変困難な状況におかれており、生活

の安定に向けた適切な経済的支援策が求められています。

現在、公的年金や児童扶養手当制度が母子家庭の収入を補う役割を担っていますが、児童扶養手当については、児童1人の場合全額支給であっても年額50万円余と、一般世帯との平均所得金額の差額からみると厳しい状況といえます。

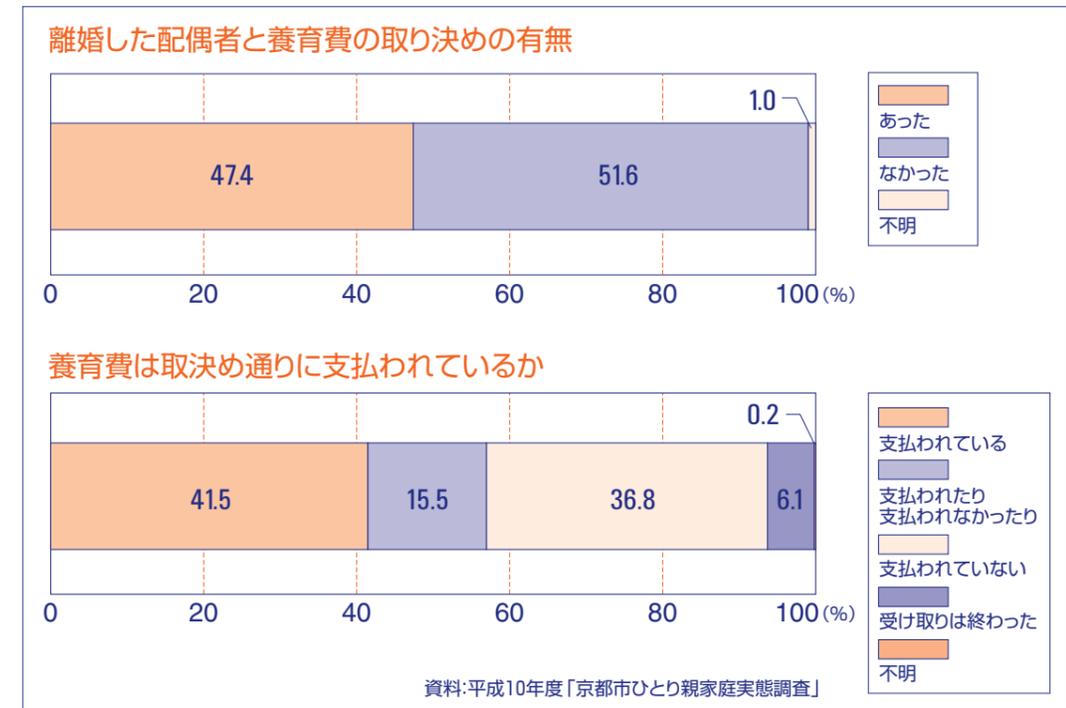
また、母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付が実施されており、徐々に制度充実が行われてきています。現在13種類の貸付金があり、その扶養している児童の「修学」及び「就学支度」に係る資金を中心に、京都市においては年間約1200件の貸付を行っています。この制度は母子家庭等の自立支援に大きな役割を果たしていますが、「保証人」の確保については、母子家庭の生活実態から困難な点もみられ、今後、この制度のより実態に見合った点検、見直しが求められます。

#### 母子寡婦福祉資金資金別貸付件数

年度	平成11年 (件)	平成12年 (件)	平成13年 (件)	平成14年 (件)	平成15年 (件)
事業開始	4	2	2	1	4
事業継続	5	6	6	0	3
修学	726	767	810	838	815
技能習得	18	29	24	10	11
修業	27	16	20	18	14
就職支度	1	0	1	0	1
医療介護	3	1	1	4	3
生活	22	26	30	9	7
住宅	3	3	6	2	3
転宅	40	39	29	34	26
就学支度	273	243	254	255	274
結婚	0	0	0	0	0
児童扶養	9	4	4	1	
特例児童扶養資金	—	—	—	34	27
計	1,131	1,136	1,187	1,206	1,188

さらに、「養育費」については、離婚した配偶者と養育費の取決めをした上で予定どおり支払われている場合は20%に満たない状況となっています。（「ひとり親家庭調査」）低収入の母子家庭にとって「養育費」の履行は大きな意味を持つものであり、監護しない親（児童の父）の扶養義務の履行を求める施策の展開が必要となっています。

改正「母子及び寡婦福祉法」では、児童の親は養育費の確保に努めること、国及び地方自治体はそのための適切な措置を講ずるよう努めることが規定されており、今後、この面での取組の充実が求められます。



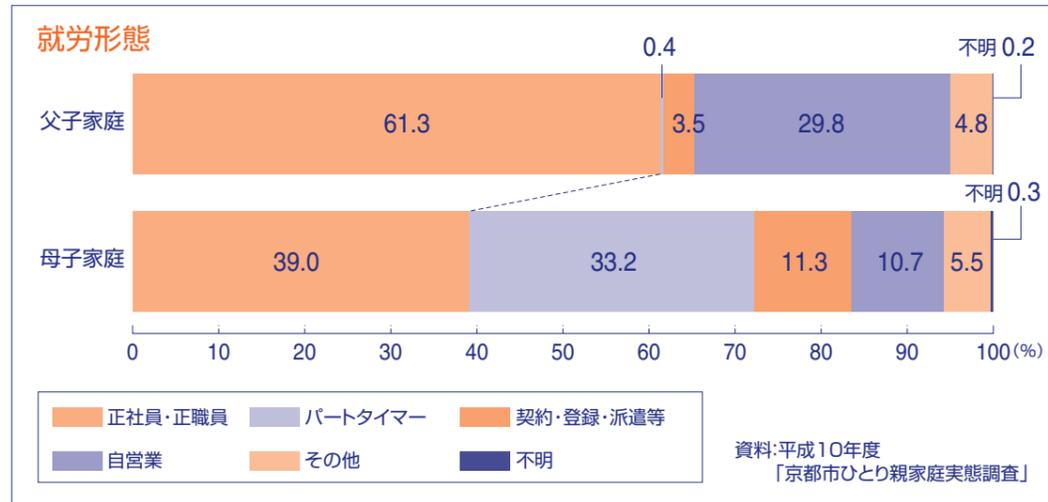
なお、母子家庭の現在の住居は、「借家」が28.8%と最も多く、次いで「持ち家」26.4%、「実家や親戚の家に同居」13.1%となっています。（「ひとり親家庭調査」）収入の低い母子家庭にとって、低家賃で良質な公営住宅に居住することは安定した生活の基盤として引き続き重要です。

#### エ 就業の状況

ひとり親家庭になった時点では、母子家庭の母の約半数が不就業の状況となっています。しかし、「現在、仕事をしている人」の比率は80%を超えており、その後就職している様子が伺えます。なお、父子家庭についてはひとり親になった時点から93%以上の人が就業しています。（「ひとり親家庭調査」）

就労の形態については、母子家庭の場合、「正社員・正職員」が38.0%、「パートタイマー」や「アルバイト」などの臨時職が44.5%と、正職よりも臨時職の比率が高くなっており、収入が低く不安定であることが伺えます。なお、父子家庭については、「正社員・正職員」と「自営業主」を併せると約90%の人が正職についています。（「ひとり親家庭調査」）

このように、母子家庭の母の経済的な自立に向けては、まず就労を開始するという課題、さらに臨時職から正職へ転換するなどして安定的で高い収入を確保するという2段階の課題があるといえます。



改正「母子及び寡婦福祉法」では、母子家庭等の自立を促進するため、母子家庭の母等の雇用の促進、就業支援及び自立支援給付金などの就業支援策が定められています。京都市においても、2003(平成15)年度の就業・自立支援センターの開設、2004(平成16)年度からの自立支援給付金事業の開始など、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため新たな取組が始まっていますが、これら施策のより一層の推進が求められます。

### オ 子どもの養育の状況

ひとり親家庭の子どもの養育については、「昼間、幼児の世話をしている」のは、母子家庭父子家庭共「保育所」が最も多く(母子家庭68.1%, 父子家庭54.5%), 次いで、母子家庭では「本人」が、父子家庭では「同居の家族」や「実家や親戚」が養育に当たっており(「ひとり親家庭調査」)、子どもの養育について保育所の果たしている役割が大きくなっています。また、母子家庭については、母親の就労開始の要件としての保育所入所のもつ意味は大きなものがあり、今後、保育所に入所しやすい環境づくりと、多様な保育サービスの提供が必要と考えられます。

一方、父子家庭については、「ひとり親になった当時」も「現在」も、困ったことは「子どものこと」次いで「家事」が多くを占めており、父子家庭については子育てや家事についての支援が大きな意味を持つと考えられます。(「ひとり親家庭調査」)

さらに、小学校低学年の児童の養育については児童館や学童クラブの利用も多く、また、他に頼る同居の親族が少ないひとり親家庭においては、出張や残業、病気などのために一時的に養育が困難な場合には子育て支援短期利用事業(ショートステイ、トワイライトステイ)に頼らざるを得ない場合が多く、これら施策のより一層の充実が必要と考えられます。

### 子育て支援短期利用事業実績

	ショートステイ		トワイライトステイ	
	利用日数(日)	うち、ひとり親家庭(日(対全体%))	利用日数(日)	うち、ひとり親家庭(日(対全体%))
12年度	1,681	1,478(87.9%)	38	33(86.8%)
13年度	2,760	2,514(91.1%)	165	165(100%)
14年度	3,693	3,087(83.6%)	380	167(43.9%)
15年度	4,771	3,876(81.2%)	614	410(66.8%)

### カ 母子生活支援施設について

借金等経済的な困難、児童の養育についての不安や困難、傷病や体調不良、さらに親族や地域からの孤立感など難しい課題を数多く抱え、安定した生活を営むことに大きな困難が予想される母子家庭については、安全で安心できる生活の場を迅速に確保し、子育てや生活の維持についての具体的な援助を受けることができる母子生活支援施設の役割は非常に重要です。

現在市内には3カ所の母子生活支援施設が設置されていますが、離婚に伴う母子家庭やドメスティック・バイオレンス被害者の増加により、その定員は常時不足気味となっており、保護を必要とする母子家庭に迅速に適切な対応を行うことが困難な状況になっています。また、その地理的な偏在も市民の利用の利便性からも課題となっており、全市的な観点からその受入れ枠の拡大が求められます。

また、入所者対応についても、その自立に向けては、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、保育所などさまざまな関係機関が連携して支援することが必要であり、この観点からこれら機関のより一層の連携の強化が求められます。

### キ ドメスティック・バイオレンスについて

ドメスティック・バイオレンス(DV)については、その被害者の多くは女性とその子どもであり、社会的に大きな問題となっています。

2001(平成13)年度に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)が定められ、一般の暴力と異なる特別の施策が規定されました。同法の改正(2004(平成16)年12月2日施行)によって、被害者の自立支援についても明確化されています。

京都府婦人相談所(京都府配偶者暴力相談支援センター)に寄せられたドメスティック・バイオレンスに関する相談については、2003(平成15)年度月平均のべ件数が500件を上回り、また一時保護の月平均のべ件数も26件にのぼっており、京都市の今後の対応が課題となっています。

## ク ひとり親家庭の相談や交流の拠点について

ひとり親家庭については、社会的偏見がいまだに根強く残っている中、社会との接点を持ちにくいこともあり、また、同居の親族が少ないこともあって、近くに気軽に相談する相手を確認することが困難となっており、生活や子育てのうえで孤立することが多いと考えられます。そのため、ひとり親家庭が、就労や収入に関すること及び子どもの養育に関することなど生活全般にわたる様々な問題に直面したときに、身近に相談を行う場があり、気軽に支援を受けられる体制を整備することが必要となっています。

現在、京都市においては、母子福祉センター「米岡荘」が設置されていますが、その規模及び施設内容からして、こういった対応への機能が十分に発揮できない状態となっています。

ひとり親家庭相互の相談や交流の機会を提供することは、公的なサービスだけでは対応できない部分を補い、自立へ向けて効果を発揮するものと思われ、今後、この面からも、これらの相談支援活動の核となる母子福祉センターの再整備と機能の充実が強く求められます。

また、2004(平成16)年度、京都市においては福祉事務所の機構改革が行われ、ひとり親家庭の様々な問題について総合的に対応できるよう、児童扶養手当も含めてひとり親家庭の施策利用の窓口を統合しており、今後とも、より丁寧で的確な対応が必要です。

さらに、よりきめ細やかで充実した相談や支援を行うためには、福祉事務所、母子福祉センター、就業・自立支援センター、母子生活支援施設、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所等関係する機関等の連携の強化による総合的な対応や、情報発信と啓発が求められます。

### 施策を展開する今後の方向性

離婚の増加等ひとり親家庭をめぐる社会状況の変化の中で、ひとり親家庭の「自立」に向けて総合的で一貫した支援が求められています。特に、母子家庭については、就労等による安定した収入と生活を確保するための援助、父子家庭については、家事や育児など日常生活面での援助を中心に、関係する機関及び団体等が一体となって効果的な取組を進めることが重要です。

ひとり親家庭の子育てと就業の両立については、保育所、児童館、及び子育て支援短期利用事業など子育て支援策全般のさらなる拡充が必要であり、あわせてひとり親家庭が利用しやすいものにしていくことが求められます。さらに、ひとり親家庭の自立の基盤として安定した日常生活を送ることができるよう、生活の面での支援を進めていくことが求められます。

就業支援策としては、ひとり親家庭(特に母子家庭の母親)が十分な就労収入

を得て自立して生計を営むことができるよう、就業支援体制を整備し、職業能力向上に向けた取組及び就職情報等の効果的な提供など、一貫した就業支援サービスの提供が求められます。

経済的な支援のために、児童扶養手当等の制度についての周知を図り適切な利用を促進するとともに、養育費の確保については、情報提供、相談支援体制の充実が必要です。

ひとり親にかかる支援を総合的に実施していくためには、相談や支援を行う機関の充実強化を図ることが重要です。そのために、これらの機関の中核となる母子福祉センターの充実や母子生活支援施設の拡充を図り、関係機関の連携と機能の向上に努める中で、より一層きめ細かく丁寧な相談と支援を行う体制が確保されることが求められます。

また、ドメスティック・バイオレンス被害者の自立に向けての支援については、国等の動向にも留意し、関係機関・団体との連携を強化する中で、必要な支援について検討し実施していくことが望まれます。

## 《重点施策》

### 139 母子家庭の母親等の就労支援

就業・自立支援センター機能の有効な活用と職業訓練等関係制度の活用及び公共職業安定所等関係機関との連携により、母子家庭の母親等の就労支援をさらに進めます。

### 140 母子生活支援施設の整備【新規】

保護を要する母子家庭に、安全で安定した生活を行うことができる場を必要に応じて提供することができるよう、一時保護機能も備えた母子生活支援施設の市内バランスを考慮した拡充整備を図ります。

### 141 母子福祉センターの再整備【新規】

ひとり親家庭に関する相談から支援事業の実施まで総合的に取り組む拠点であり、ひとり親家庭が利用しやすい相互交流の場として、母子福祉センターの再整備を行い、機能の充実を図ります。

### 142 関係機関の連携とドメスティック・バイオレンス被害者への自立支援【新規】

ひとり親家庭に関わる機関の連携の強化を基盤として、研修等の更なる充実により、ドメスティック・バイオレンスについての理解と被害者の自立支援に向けたより適切な対応を図ります。

また、被害者の保護等の充実を図るため、民間シェルター(緊急一時避難施設)を支援します。

《推進施策》

＜子育て・生活の支援に向けた取組＞

- 143 保育所や昼間里親の定員の拡大による入所しやすい環境づくりの推進  
(再掲:83頁)
- 144 延長保育, 一時保育, 休日保育といった多様で柔軟な保育サービスの充実  
(再掲:90頁, 191頁)
- 145 子育て支援短期利用事業の実施施設の拡大と事業内容の拡充(再掲:59頁)
- 146 学童クラブ事業の拡充(再掲:141頁)
- 147 乳幼児健康支援デイサービス事業の推進(再掲:116頁)
- 148 ファミリーサポート事業の推進(再掲:59頁)
- 149 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設の設置について検討
- 150 公営住宅優先入居に関する情報提供の推進
- 151 ひとり親家庭日常生活支援事業の充実【新規】  
※ひとり親家庭日常生活支援事業  
疾病や就学等のために一時的に生活援助, 保育サービスを必要とする場合に, 家庭生活支援員を派遣するなどして, ひとり親家庭の生活の安定を図るもの
- 152 ひとり親家庭生活支援事業の父子家庭を中心とした拡充(生活支援講習会等事業の検討, ひとり親家庭情報交換事業の拡大)  
※ひとり親家庭生活支援事業  
ひとり親家庭が抱える様々な問題の解決や精神的な安定を図るため, 子育てや生活についての講習会, 相談事業及び情報交換事業などを行うもの
- 153 ひとり親家庭(特に父子家庭)の相互交流の促進

＜就業の支援に向けた取組＞

- 154 就業相談から就職情報の提供までより効果的に実施するため, 就業・自立支援センターの体制及び機能の充実【新規】
- 155 公共職業安定所等関係機関との連携の強化
- 156 各種施策情報の提供と利用援助の推進(特に公共職業訓練及び雇用促進施策等)
- 157 就職セミナー, 就業支援講習会事業及び特別相談の推進

- 158 自立支援教育訓練給付金事業及び高等技能訓練促進費事業の推進【新規】

※自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援するため, 指定の教育訓練講座を受講し修了した場合に, 受講に必要な経費の一部を支給するもの

※高等技能訓練促進費

母子家庭の母が就職や生活の安定に有利な資格を取得するため, 養成訓練期間の生活の負担の軽減を図るための費用を支給するもの

- 159 母子寡婦福祉資金貸付金の活用(技能習得資金, 就業資金及び生活資金)
- 160 母子家庭の母等の就業に関して企業等の理解と協力を求め求人開拓を行うなど, 就職促進活動の推進

＜経済的支援及び養育費の確保を進めるための取組＞

- 161 児童扶養手当, 母子寡婦福祉資金等の各種制度施策情報の周知徹底
- 162 母子寡婦福祉資金制度のより効果的な運用
- 163 養育費に関する啓発活動の実施
- 164 養育費の確保に関する情報提供と特別相談(法律相談)の推進
- 165 母子家庭等医療費支給制度の推進  
※母子家庭等医療費支給制度  
母子家庭の母及び児童の医療保険の自己負担割合分及び薬剤一部負担金を助成する制度
- 166 奨学金, 生活保護等関係制度施策についての情報提供の推進

＜相談・支援機能の充実強化に向けた取組＞

- 167 福祉事務所職員等の研修の充実等と資質の更なる向上
- 168 ひとり親家庭にかかわる関係機関の連携の強化(福祉事務所, 母子福祉センター, 就業・自立支援センター, 母子生活支援施設, 婦人相談所, 配偶者暴力相談支援センター(婦人相談所)等)
- 169 福祉事務所等関係機関のドメスティック・バイオレンスについての理解と適切な対応の実施に向けた研修の充実
- 170 ホームページ, パンフレット等を活用した情報の発信と啓発の実施

### 3 子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり

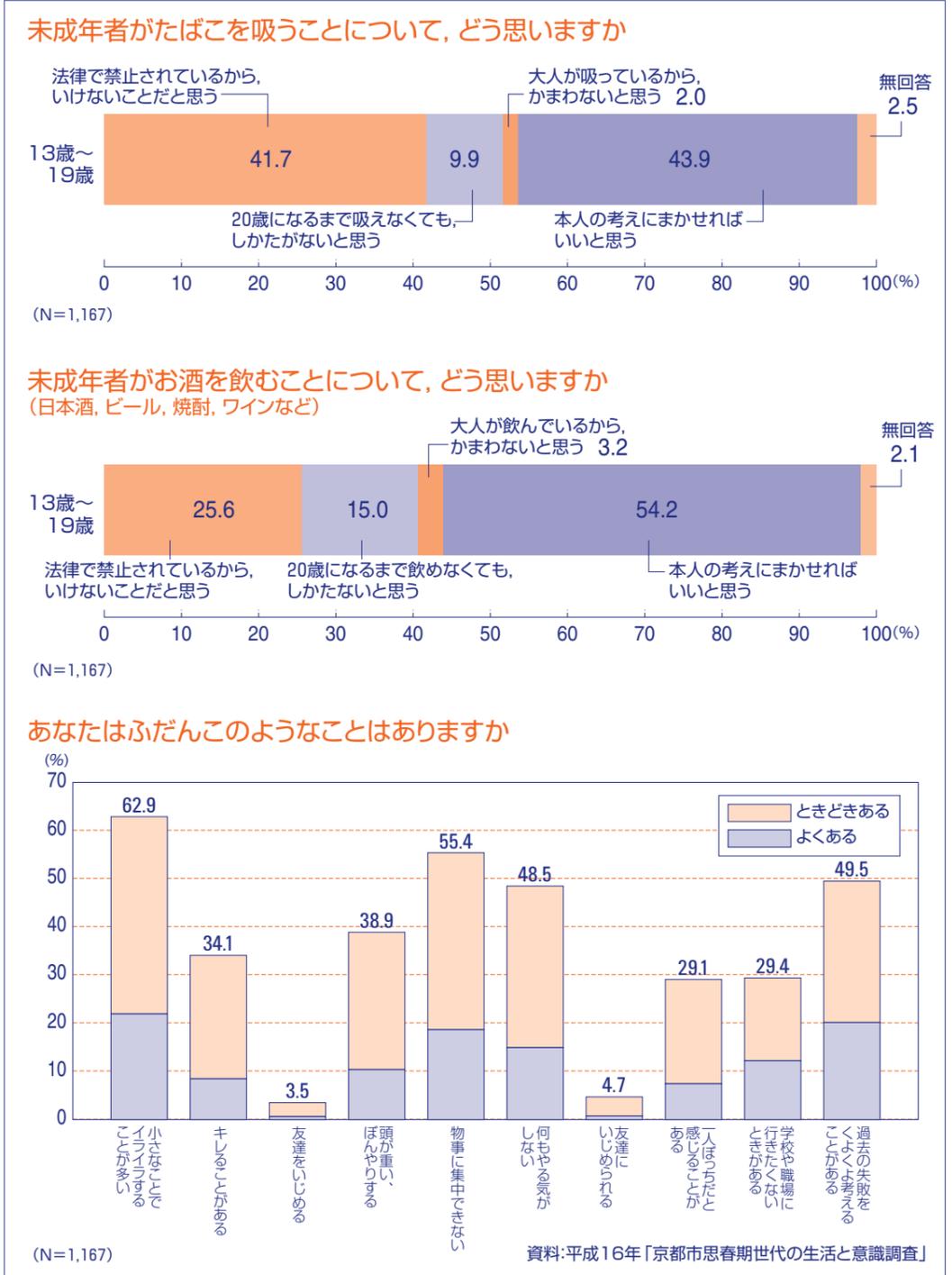
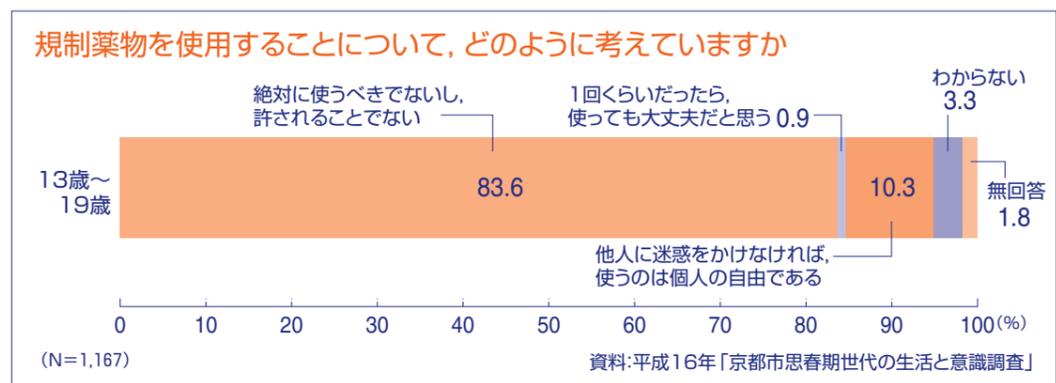
#### (1) 思春期のこころとからだの健康づくり

##### 現状と課題

思春期は、生命を次代に伝え、育む基礎づくりを行う重要な時期です。子どもから自立した若者へと成長する過渡期であり、心身ともに成長が著しく、こころとからだのアンバランスを来たしやすい複雑な時期にあります。

近年、思春期における性行動が活発化していることを背景に、望まない妊娠、人工妊娠中絶、性感染症が増加しています。また、薬物乱用、喫煙、飲酒、過剰なダイエット等の問題も指摘されています。さらに、不登校、引きこもり、摂食障害や心身症など思春期特有のこころの問題も深刻になっています。これらの背景には、子どもだけの問題ではなく、周囲の大人社会の環境も大きく影響していると考えられます。

厚生労働省の統計や京都市統計によると、10代の妊娠、出産、人工妊娠中絶、性感染症は年々増加傾向にあります。薬物乱用、喫煙、飲酒の問題については、「京都市思春期世代の生活と意識調査」（13歳以上20歳未満の市民5,000名を対象に実施した調査、2004（平成16）年8月）によると、薬物の使用についての意識は、83.6%が「絶対に使うべきでないし、許されることでない」と答えている一方、「1回くらいだったら、使っても大丈夫だと思う」、「他人に迷惑をかけなければ、使うのは個人の自由である」を合わせると11.2%となっています。未成年者の喫煙については、「法律で禁止されているから、いけないことだと思う」が41.7%となっており、健康に及ぼす影響については、77.8%が「害があるから絶対にいけないことだと思う」と答えています。飲酒については「法律で禁止されているからいけないことだと思う」が25.6%となっており、健康への影響については28.3%が「害があるから絶対にいけないことだ」と答えています。ふだんの精神状況については、「よくある」と「ときどきある」を合わせると「小さなことでイライラすることが多い」が62.9%、「物事に集中できない」が55.4%の順となっています。



これら思春期における問題は、本人の生涯にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、将来、親になる者として次世代に影響を及ぼす問題であり、積極的な取組が必要です。

施策を展開する今後の方向性

思春期の子どもが、こころとからだの健康について自ら考え、行動できるよう支援します。

思春期は、様々なストレスや悩みを持ちやすく、思春期特有のこころとからだの健康問題(性行動、薬物乱用、喫煙、飲酒など)を抱えやすくなります。

さらに、思春期は、今後の自分の人生の方向付けや目標づくりをする大切な時期であることから、本人が種々の問題に適切に対応でき、自分を大切にしながら自己決定能力を身につけて、心身ともに健やかに成長できるように支援することが必要です。

そのため、家庭や学校、地域だけでなく保健、医療、福祉分野の関係機関が連携して、適切な情報の提供と、思春期の健康問題に関する正しい理解を深めるための健康教育を行います。学校においては、スクールカウンセラーを配置し、子どもが抱えるストレスや悩みの相談を行うとともに、家庭における教育力の向上を目指して、親に対して思春期の問題に関する学習の機会を提供します。

思春期の子どもとこころとからだの健康づくりのためには、行政をはじめ、思春期に関わる機関が連携して取り組むことが必要です。

《重点施策》

171 思春期の性に関する教育の推進

地域保健、学校保健、子育てに関わる機関等が連携して、子どもたちが今後の自分の人生の方向付けや目標づくり、将来、親となる気持ちを育めるよう支援するとともに、命の大切さや、性に関する教育を行います。

(主な取組)

- 学校で行う教育
- 中高生と赤ちゃんふれあい交流事業の充実(再掲：141頁)

172 性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒に関する正しい情報提供の充実

子どもが正しい情報に基づいて自ら考え、自分を大切にしながら行動できるように性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒に関する専門的知識や正しい情報の提供を強化します。また、親に対しても必要な情報を提供します。

(主な取組)

- 関係する専門機関によるそれぞれの役割に応じた正しい情報の提供  
保健所、こころの健康増進センター、京都府警察(少年サポートセンター)、保健医療関係団体等
- 地域団体、民間団体による専門機関と連携した正しい情報の提供

《推進施策》

173 思春期の健康づくりに関する教育

生涯にわたり健康な生活を送るため、子どもや親に対して、バランスのとれた食生活、歯の健康づくり、適度な運動、十分な休養や睡眠など健康的な生活習慣が確立できるように関係機関が協力して健康づくりに関する教育を行います。

174 思春期のこころの健康に関する取組の推進

専門職による健康教育を実施し、正しい情報の提供を行います。また、子どもや親が気軽に相談できる機会を設けます。

子どもが抱えるストレスや悩みなどの相談を行い、不安を軽減するとともにこころの問題(不登校、引きこもり、摂食障害、心身症等)を早期に発見し、治療に結びつけるなど個々の問題に応じた支援を行います。

(主な取組)

- こころの健康増進センターで行う思春期外来や相談
- 保健所で行うこころの相談
- 学校で行うスクールカウンセラーによる相談
- 京都府警察(少年サポートセンター)で行う相談
- 医療機関で行う相談
- こども相談センター パトナで行う相談

175 思春期に関わる関係機関の連携の強化

学校、保健所、こころの健康増進センター、医療機関、警察等の関係機関が連携を強化し、思春期のこころとからだの健康づくりについて社会全体で支援します。



## (2) 安心して妊娠、出産できる環境づくり

### 現状と課題

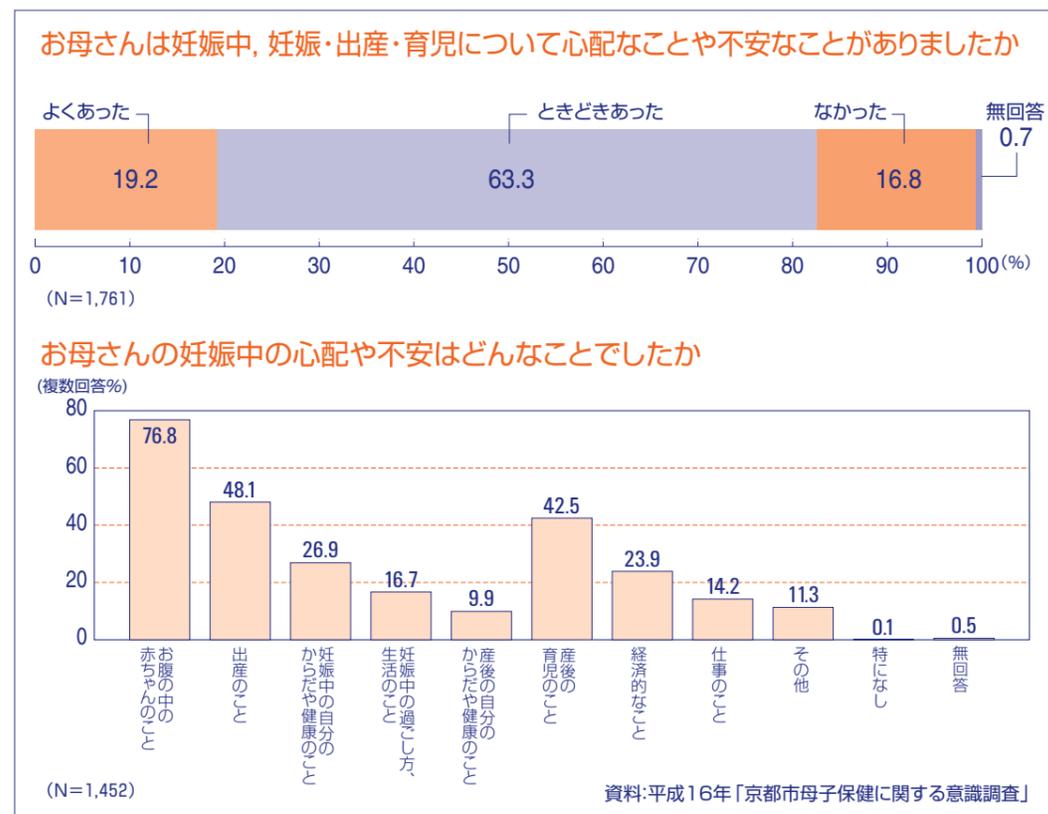
妊娠、出産を通して、女性は心身の変化が著しいことに加えて、子育てについての様々な不安や悩みを抱え、精神的にも不安定な状態に陥りやすくなります。

「京都市母子保健に関する意識調査」(保健所の乳幼児健康診査を受診した子どもの母親を対象に実施した調査、2004(平成16)年7~8月)によると、妊娠中に何らかの心配や不安なことがあったのは、「よくあった」「ときどきあった」を合わせると82.5%となっています。また、心配や不安の主な内容は「お腹の中の赤ちゃんのこと」が76.8%、「出産のこと」が48.1%、「産後の育児のこと」が42.5%の順となっています。出産後は、「精神的に落ち込むことやイライラを感じるがあった」が半数以上となっています。

この時期は、母子の愛着形成など今後の親子関係の基礎を築く重要な時期であり、不安を和らげて、安心して妊娠、出産し、今後の子育てに取り組むためにも、社会的・精神的支援が重要です。

また、妊産婦の母体保護や安心して外出できる環境の整備も必要となっています。

さらに、現在、増え続けているといわれている不妊の問題については、第三者の精子・卵子を使用した体外受精や代理母等への対応等の課題はありますが、誰もが個人の希望に応じて必要な治療や相談ができるようにすることが必要です。



### 施策を展開する今後の方向性

安心して妊娠、出産できる環境づくりを進めます。

妊娠から出産までを健康で快適に過ごすことが、自信を持って子育てに臨み、育児を楽しむことにつながります。**妊産婦の心身の健康を保持増進し、妊婦や家族が望む出産ができるような支援**を行います。また、安心して妊娠、出産できる家庭・職場・地域社会など妊産婦を取り巻く環境づくりを進めることにより、妊娠、出産に関する生活の質の向上を目指します。

妊産婦の健康管理は、周産期に関わる医療機関がその多くを担っています。妊産婦死亡の減少や子どもの障害の原因の発生予防のため、周産期医療の充実が重要です。**母子健康手帳の交付から関わる保健所と、妊娠の確定から関わる医療機関の支援の連携の強化**に努め、出産前後の支援の連続性を図ります。

妊娠、出産後の女性は、短期間に心身に大きな変化があることに加えて、子どもがいる生活へと変化する時期にあり、そのため、この時期から、**妊産婦に対する周囲の配慮**が大切です。

**不妊の問題**については、子どもを望む夫婦などが主体的な選択によって**必要な治療や相談を受けられるように支援**します。

安心して妊娠、出産できる環境づくりを進めるために、行政をはじめ妊産婦に関わる機関が連携して取り組むことが必要です。

### 《重点施策》

#### 176 不妊への支援の充実

不妊に悩んでいる夫婦などが必要な相談と治療を受けられるように、相談の場を保健所以外にも確保し、精神的な支援と経済的な支援に努め、相談しやすい体制を整えます。

また、性感染症が不妊の原因になることから思春期からの取組を進めます。

(主な取組)

- 保健所等で行う不妊相談や交流会
- 不妊治療費の助成
- 不妊治療を行う医療機関や不妊相談を行う機関についての情報の提供
- 医療機関で行う不妊治療についての専門的な情報の提供
- 思春期からの性、性感染症に関する教育

#### 177 マタニティブルーズ、産後うつ病の早期発見と対応の充実

保健所と医療機関との連携を強化し、出産後のマタニティブルーズや産後うつ病を早期に発見し、こころのケアなど継続的な支援を行います。

(主な取組)

- 保健所と医療機関との連携の強化
- 母子健康手帳発行時の相談
- 新生児等訪問時の相談
- 保健師、精神保健福祉相談員による訪問指導

### 《推進施策》

#### 178 妊産婦の健康の保持増進のための支援

妊産婦が心身ともに健康で、妊娠、出産、産後を快適に過ごすことができるように、健康診査、健康相談の機会を設け必要な情報を提供します。

(主な取組)

- 母子健康手帳の交付による自己の健康管理の促進
- 保健所で行う妊産婦健康相談、訪問指導、電話等による相談
- 保健所で行う妊婦の栄養教室、両親教室
- 妊婦の喫煙防止の支援
- B型肝炎の母子感染防止対策
- 医療機関で行う妊産婦の健康診査、健康相談の実施

#### 179 妊娠、出産、産後に生じる様々な不安、ストレスの軽減や解消

妊婦が孤立せず仲間づくりができるように交流の場づくりに努め、妊娠、出産、子どもの発育・発達などに関する正しい情報を提供します。

また、妊産婦がこころの健康について相談ができるようにします。

(主な取組)

- 保健所で行う両親教室
- 医療機関で行う妊産婦の交流、相談
- 保健所やこころの健康増進センターで行うこころの健康相談

#### 180 妊産婦に優しい環境づくりの推進【新規】

妊婦に優しい環境づくりを進めるためのシンボルマーク「プレママ・マーク」を活用し、妊婦への配慮ある社会を目指します。

また、受動喫煙の防止や分煙について、普及啓発に努めます。

(主な取組)

- 周囲に妊娠中であることを示すプレママバッジの交付、プレママ・マークの普及啓発
- 母性健康管理指導事項連絡カード※の周知  
※働く妊産婦が通勤緩和や勤務時間の短縮、勤務内容の変更などが必要な場合、主治医から指導を受けた内容を伝えるため事業主に提出するカード
- 受動喫煙防止の普及啓発

#### 181 出産について妊婦や家族が望む出産ができるような情報の提供

妊婦や家族の希望に応じた分娩方法や医療機関等が選択でき、十分な説明により納得した上で、出産に望むことができるよう必要な情報を提供します。

#### 182 妊婦への歯科相談、歯科健診の受診勧奨

生涯を通じた歯の健康づくり「<sup>ハチマルニイマル</sup>8020運動」※の実現のためには、早い段階からの歯科保健の取組が必要です。妊娠中の歯周病は早期出産につながる恐れがあり、妊娠中からの歯科相談や健診の受診を勧めます。

※80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標にした運動

(主な取組)

- 妊産婦の歯科相談、健診、指導
- 保健所で行う両親教室



### (3) 子どもの健やかな発達と育児不安を軽減するための支援

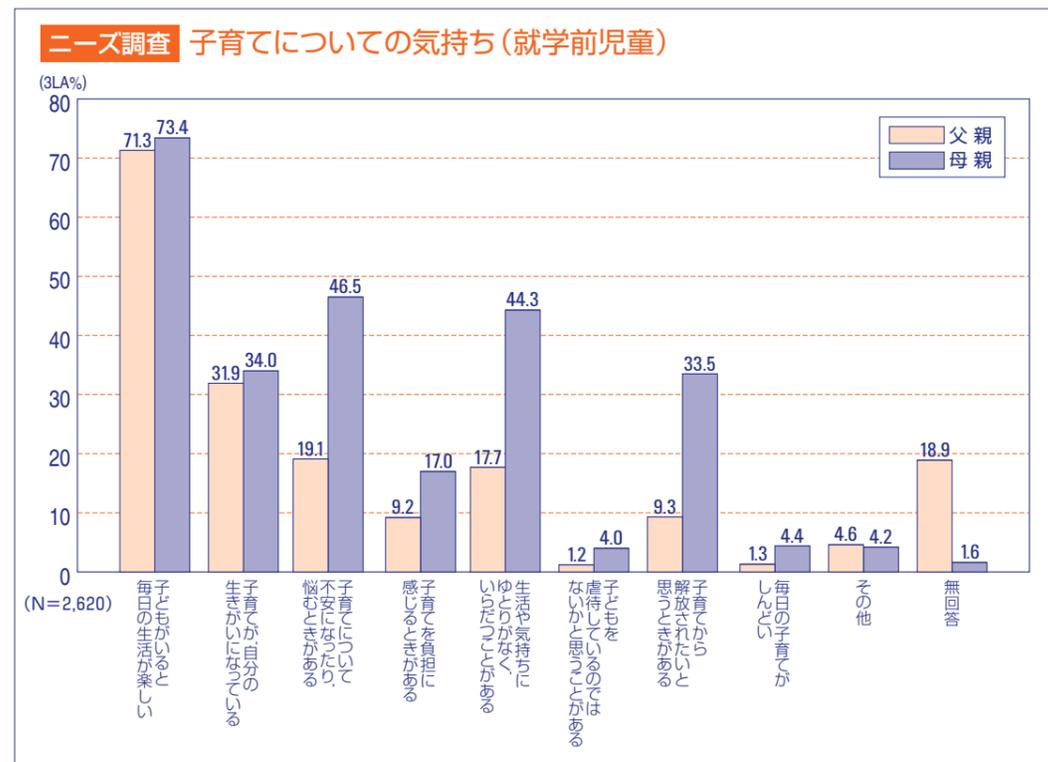
#### 現状と課題

本市における乳幼児の健康づくりについては、従来から保健所を拠点に、疾病の予防、早期発見・早期治療及び早期療育を目指して、乳幼児健康診査での健康状態や発達の確認、新生児や乳幼児の家庭訪問による相談・指導、栄養改善対策、歯科保健対策などを総合的に実施し、乳児死亡率の改善など一定の成果をあげてきました。

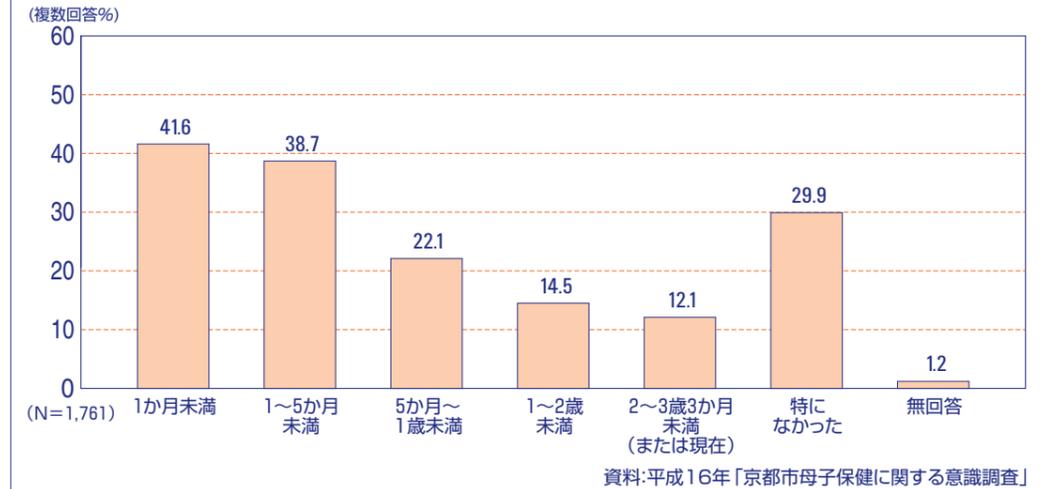
しかし、近年、子育てを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの弱体化等大きく変化し、子育てに関する負担感の増加や不安、悩みが顕在化し、親子のこころの健康に関する支援が必要となっています。

「ニーズ調査」の結果、就学前の子どもを持つ親の子育てに関する気持ちで最も多かったのは、「子どもがいると毎日の生活が楽しい」とする回答で、両親ともに7割程度ありましたが、母親については「不安になったり、悩むときがある」、「ゆとりがなくいらだつことがある」、「解放されたいと思うときがある」という回答も多くなっています。また、「育児・家事を主にしている人」は、どの項目も主に母親となっており、母親の育児や家事の負担は大きく、父親の育児参加については、少ないことがうかがえます。

「京都市母子保健に関する意識調査」の結果、母親が育児期間の中で特に悩みや不安が大きかった時期は、生後1か月未満41.6%、生後1か月～5か月未満38.7%、5か月～1歳未満22.1%となっています。



#### これまでの育児期間の中で、特に悩みや不安が大きかった時期はいつですか



#### 施策を展開する今後の方向性

**子どもの健やかな発達を進め、親が自信を持って子育てを楽しめるよう支援します。**

子どもの健やかな発達を進めるために、関係機関との連携を深め、これまでから取り組んできた母子保健施策を充実することにより、乳幼児期の健康の保持増進に努めます。

さらに、子どものこころの発達は、一番身近な親の影響を受けやすいため、親の育児不安や負担感によるストレスを軽減し、解消することが必要です。そのためには、育児不安等の軽減や孤立化の防止、子どもの心身の健全育成を進め、自信を持って子育てに臨み、育児を楽しめるような育児環境づくりを進めます。現在、社会問題となっている虐待の未然防止にもつながることから、さらなる充実が必要です。

子どもの健やかな発達を促進し、親が自信を持って子育てを楽しめるように、行政をはじめ、子育てに関わる地域、民間団体等の関係機関が連携して子育て支援に取り組んでいきます。特に地域ぐるみの取組が必要です。

#### 《重点施策》

#### 183 乳幼児健康診査未受診者等養育上の問題を抱える家庭への支援【新規、再掲:41頁】

養育上の問題を抱えている場合が多いと言われている乳幼児健康診査未受診者家庭や育児支援が必要な家庭(発育や発達に遅れのある子ども、未熟児や多胎児、親の精神疾患など)をできる限り妊娠初期の早期から把握し、保健師等の家庭訪問により保健指導を行い、必要なサービスを紹介します。

(主な取組)

- 育児支援家庭訪問事業の実施(再掲：41頁)
- 精神疾患を持つ親へのこころのケア

### 184 すくすく育児・サポート教室の充実

講話による子どもの病気やけがの対応等子どもの健康についての知識の提供だけでなく、親子のこころの支援の観点から、保健所や地域で交流や相談を実施し、充実します。

### 185 乳幼児健康診査の充実

これまで培ってきた乳幼児健康診査の健診体制を活用し、疾病を早期発見するとともに乳幼児の健康の保持増進を図り、親子のこころの支援の観点から乳幼児健康診査を充実し、受診率の向上に努めます。

目標：1歳6か月児健康診査受診率  
2003(平成15)年度 92.9% ⇒ 2009(平成21)年度 97%

#### 《推進施策》

#### 186 必要な育児情報の提供

育児情報の収集・整理に努め、育児の基本(母乳育児、離乳、清潔の保持、アトピー性皮膚炎、あやし方など)をはじめとする、必要な情報を提供するとともに、子どもの心身の発達段階に応じた相談や指導を行います。

(主な取組)

- 保健所で行う乳幼児健康診査、新生児や乳幼児への訪問指導、地域に出向いて行う健康教室や健康相談、電話等による相談
- 京都市子ども保健医療相談・事故防止センター「京(みやこ)あんしんこども館」で行う相談や情報の提供
- こどもみらい館、子ども支援センター、地域子育て支援ステーション、保育所、幼稚園等での相談や情報の提供
- 医療機関での相談や情報の提供
- 民間団体、地域での相談や情報の提供

#### 187 母親の心身の健康の確保

母親が不安や悩みをひとりで抱え込み、孤立化しないように交流や仲間づくりの場を設けます。

また、精神疾患など、こころの問題を持つ親に対するケアを行います。

(主な取組)

- 保健所で行う育児不安や心理的負担感が強い親を対象にした親子のこころの健康支援教室

- 地域子育て支援ステーションや児童館で行う交流の場
- 保健所やこころの健康増進センターで行うこころの相談

#### 188 父親の育児参加の推進

父親が育児への関心を高め、育児方法や子どもの発育・発達について学ぶとともに、母親の持つ不安や悩みを共有できる育児参加を進めます。

(主な取組)

- 保健所で行う各種保健事業における普及啓発
- 栄養教室、プレママ・パパクッキングの実施

#### 189 親子のふれあいの機会や場の提供

子育てに関わる機関は、子育てを楽しくするために、親子のふれあいの機会や場を提供します。乳児健康診査の場を利用して、こどもみらい館で養成されたボランティアにより、赤ちゃんの時から絵本の読み聞かせを行います。

(主な取組)

- 絵本ふれあい事業

#### 190 望ましい食べる力を育むための環境づくり【新規、再掲：145頁】

食べることは、生後すぐからの授乳にはじまり、生涯、切り離すことができません。特に、子どもは発育・発達過程に配慮した望ましい“食べる力”を育むことが必要であることから、「食育」の推進を社会全体で取り組みます。

#### 191 乳幼児期の歯科相談の充実【新規】

乳幼児期は歯が生え始め、咀嚼機能の発達につながる大切な時期です。

また、歯みがきの習慣づけや正しい食生活などを身に付ける重要な時期で、生涯を通じた歯の健康づくりへの効果が高いことから、親が子どもの歯の健康づくりに積極的に取り組めるよう、相談できる機会を設けます。

(主な取組)

- 乳幼児の歯科相談、健診、指導

#### (4) 子どもが健やかに育つための安全な環境づくり

##### 現状と課題

少子長寿化社会において、生まれた子どもを安全な環境で健やかに育てていくことは主要な課題となっています。

子どもは、身体的機能が未熟であり、免疫力も弱いいため、急な発熱や体調の変化を来たしやすく、容易に重症化しやすい特徴があります。

そのため、子どもの急変時に必要な医療が受けられるように、小児の救急医療体制の整備が必要です。

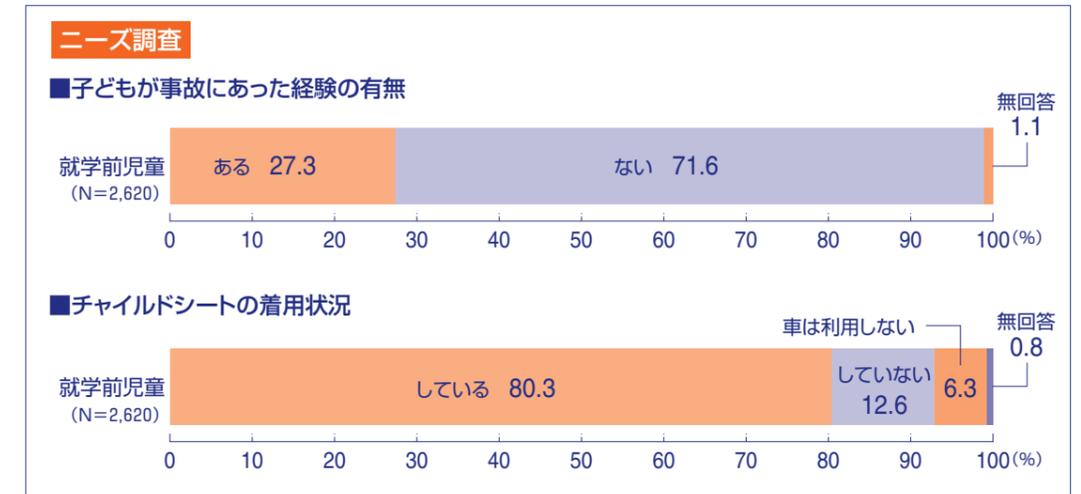
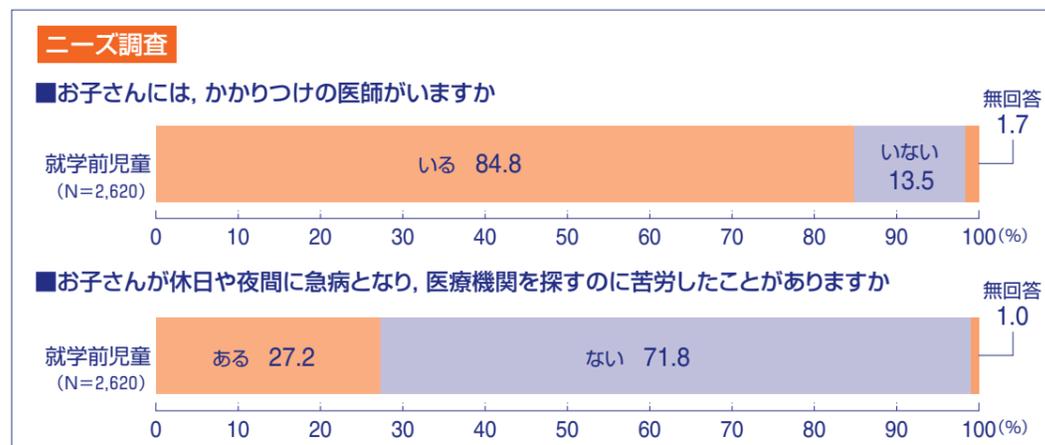
「ニーズ調査」によると、就学前児童では、かかりつけの医師がいるのは84.8%となっています。さらに、急病時に医療機関が見つからずに困ったことがあった保護者は27.2%となっています。一方、救急医療に関しては、少子化、核家族化の中、保護者が病気や症状について適切に対応できず、不安を助長して、救急時の正しい判断が困難な状況にあるとも言われています。

また、子どもの事故については、死亡に至るのは極少数ですが、不慮の事故は日常的に起こっています。事故にあった経験があるのは、27.3%あります。また、チャイルドシートの着用状況は、就学前の子どもで80.3%となっています。このような不慮の事故は、不幸な出来事で仕方がないというものではなく、適切な対応により予防できるものと考えられます。

「乳幼児死亡の防止に関する研究班調査(厚生労働省, 1997(平成9)年)」によると、事故の発生場所は家庭内が約6割で、事故発生時に子どもの近くにいた保護者は約8割です。事故防止の可能性については約4割が予防できると答えています。

また、子どもの病気に関しては、感染症は今でも健康を脅かす病気であり、予防接種により麻疹(はしか)をはじめとする感染症を予防することが必要です。

さらに、障害のある子どもが、医療水準の向上などから、地域で生活することが可能となってきていますが、心身障害や慢性疾患など心身の健康や発達に関して課題のある子どもたちの生活の質に配慮した支援も必要になっています。



##### 施策を展開する今後の方向性

**子どもの病気の重症化や事故を防止し、安心して子どもを育てることができるよう支援します。**

日々の子どもの変化に気づくのは、毎日子どもと接している親や家族です。子どもの変化への対応をどうしたらよいのか、救急時はもちろんのこと、発育・発達面においても、**親や家族が適切な判断、対応ができ、子どもの健やかな育ちを見守っていけるように支援します。**

**子どもの発達段階に応じた事故防止を進めるとともに、小児の救急医療体制を整備し、安心して子どもを育てることができる安全な環境づくりに努めます。**

さらに、心身の発達に関して課題のある子どもの生活の質に配慮した支援も進めます。

そのためには、行政をはじめ、子育てに関わる関係機関が連携して取り組むことが必要です。

##### 《重点施策》

##### 192 小児救急医療体制の充実

容態の急変しやすい小児の救急医療に対応していくため、初期救急医療における診療体制の充実に努めます。

また、家庭や地域において子どもの病気や症状について適切な判断、対応ができるように必要な知識や技術の提供に努めます。

(主な取組)

- 平日準夜帯の医療体制整備

### 193 子どもの事故防止に関する取組の充実【新規】

乳幼児期における事故の大部分は、親をはじめとする周囲の大人の配慮により防ぐことができるため、家庭と地域に対して事故防止のための方法を啓発します。

事故防止に有効な知識を体験型で習得できる京都市子ども保健医療相談・事故防止センター「京(みやこ)あんしんこども館」を活用し、事故防止について市民への積極的な普及啓発に努めます。

(主な取組)

- 京都市子ども保健医療相談・事故防止センター「京(みやこ)あんしんこども館」における市民に対する相談、指導、情報の提供
- 京都市子ども保健医療相談・事故防止センター「京(みやこ)あんしんこども館」における子育てに関わる機関の職員に対する研修
- 保健所で行う母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査、両親教室、訪問指導における相談、指導、情報の提供
- 保育所や幼稚園など子どもを預かる施設における事故防止に向けた環境整備と子どもへの指導
- 警察が行う交通安全教室等

### 194 病気回復期の子どもを持つ親への育児支援の充実

乳幼児を対象として、市内の5か所の医療機関において、病気回復期にある子どもを家庭で保育できない方のために一時的な保育を実施しています。利用者のニーズに合わせて、対象者を拡大します。

(主な取組)

- 乳幼児健康支援ダイサービス事業

### 195 難病等慢性疾患や障害のある子どもの療養生活の支援

慢性疾患や障害のある子どもが、地域で安心して暮らせるように医療給付を行うとともに、日常生活等の問題に関する相談等を行い、親の不安や悩みの軽減を図ります。

また、家庭訪問などによる相談、指導を行い、療養生活を支援します。

(主な取組)

- 小児慢性特定疾患治療研究事業
- 特定疾患治療研究事業
- 身体障害児育成医療給付
- 未熟児養育医療給付
- 長期療養児に対する療養相談、指導(ピアカウンセリング等)
- 保健師による指導

### 《推進施策》

#### 196 乳幼児突然死症候群(SIDS)予防の推進

発生頻度を高める要因(うつぶせ寝、親の習慣的喫煙、低出生時体重等)や常に親や周囲の者が子どもの様子に気を配るなど、発生を防ぐための知識を普及し、情報の提供に努めます。

(主な取組)

- 保健所で行う母子健康手帳の交付、新生児訪問指導、乳幼児健康診査、両親教室における相談、指導、情報の提供

#### 197 予防接種の取組の推進

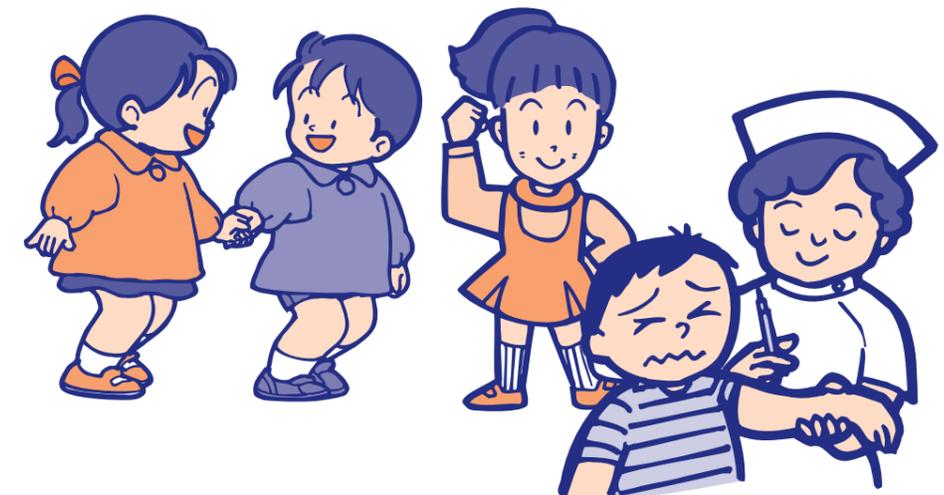
予防接種による免疫効果や安全性などの情報提供を行い、予防接種を勧奨し、接種率の向上に努めます。

#### 198 応急手当の知識、技能の普及の推進

家庭や地域、保育の現場において、いざという時のために心肺蘇生法などの生命を救う知識と技能の普及に努めます。

(主な取組)

- 応急手当講習会の開催



## (5) 子どもの安全な生活が確保される安心してらせるまちづくり

### 現状と課題

子どもの健やかな育成を行う基盤として、安全で安心できる環境を確保することが最も重要であり、地域における様々な取組が行われています。

しかし、近年の少子化や核家族化の進行といった急激な社会情勢の変化は、地域の協力・共同関係を希薄にし、日常生活における児童の安全確保が脅かされる一因にもなっています。

このような状況の中で、地域住民の相互信頼関係を基にした、だれもが安心して暮らせるまちづくりを継続して進めるために、住民自ら地域の安心安全を願う安全意識を共有し、日頃から互いに力を合わせ、助け合っていけるような関係の構築を図るとともに、地域住民や学校などの関係機関が連携を取り合い、一体となって、地域の安全確保に取り組む地域横断的なネットワークを構築する必要があります。

### 施策を展開する今後の方向性

子どもの安全確保については、家庭・地域・学校・各種団体等が連携を深め、大人一人ひとりが積極的な行動を起こす必要があります。保護者や地域がパートナーシップの下、地域ぐるみで子どもの安全を守る取組は、人と人の豊かな関わり合いを中軸にすえた新しい地域コミュニティの構築につながります。

このため、「京都市安心安全ネット戦略プラン（仮称）」において、地域の安心・安全な暮らしを実現するための重要な取組として位置付けている「地域の安心安全ネットワーク形成事業」を通して、子どもを安全に育む、地域ぐるみの安全支援ネットワークづくりを目指します。

### 《重点施策》

#### 199 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもや保護者に対し、安全意識の高揚を図ることにより、子どもを交通事故などから守る取組を推進します。

#### 200 子どもの安全を含む地域の総合的なネットワークづくり【新規】

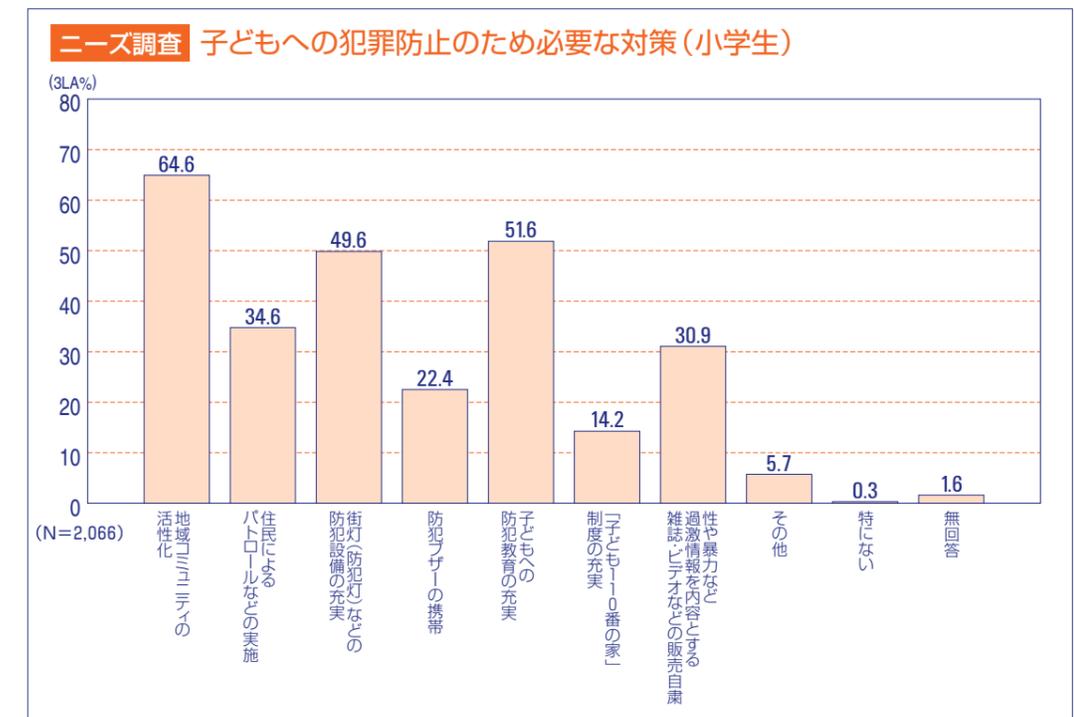
「京都市安心安全ネット戦略プラン（仮称）」において、地域の安心・安全な暮らしを実現するための重要な取組として位置付けている「地域の安心安全ネットワーク形成事業」を通して、子どもを安全に育む、地域ぐるみの安全支援ネットワークづくりを目指します。

2004（平成16）年度は、4行政区（4小学校区）でモデル地域を選定して取り組みスタートしましたが、できるだけ早期に全行政区に拡大します。

### 《推進施策》

#### 201 市公用車「安心・安全のあたたかいまなざしプロジェクト」の推進【新規】

市公用車約1200台に、「こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール中」のステッカーを貼付して走行することにより、子どもたちをねらう犯罪をはじめ事件や事故が起こりにくいまちの環境を作り出す取組（平成16年度から開始）を推進します。



## 4 次代を担う子どもたちが心豊かに生きる力をはぐくむことができるまちづくり

### (1) 生きる力をはぐくむ教育環境づくり

子どもたちの持つ可能性を最大限に引き出し、すべての子どもたちが自らの個性と能力を発揮し、社会の発展に貢献できる大人に育てることは、いつの時代においても変わることのない大人社会の課題です。

とりわけ、先行き不透明な今日の社会においては今までにも増して、子どもたちが心豊かにたくましく、主体的・創造的に生きることができるよう、育成することが求められています。

このため、学校教育においては、形式的平等に偏りがちであったこれまでのあり方を転換し、「生きる力」の育成を目指し、基礎・基本の学習内容の確実な定着とともに、学習意欲や知的好奇心・探究心、公共心や思いやる心などの豊かな人間性、たくましい体を育む取組を推進しています。

また、幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、幼稚園教育では、幼児の自発的な活動としての「遊び」を通じて、情緒的・知的な発達、社会性の涵養を図っています。

しかしながら、教育の成果は学校はもとより、家庭・地域の教育力の総和に規定されるものであり、学校のみで完結するものではありません。

教育の原点である家庭やその集合体である地域は、基本的な生活習慣や社会のルールなどを身に付ける場であると同時に、自然体験や社会体験、ボランティア活動、スポーツ活動、世代を超えた交流活動などの重要な「学び」と「育ち」のフィールドです。

幸いにも、京都市では、明治初年の町衆による番組小学校の創設を契機として学校を拠点に「地域の子は地域で育てる」伝統が根付いており、「子どもたちのために」という温かい教育風土を有する都市であり、奥深い文化や歴史の蓄積、山紫水明の豊かな自然、伝統産業の継承や先端技術を生み出すものづくりの土壌、大学・博物館などの多様な学習資源など京都ならではの特性があります。

こうした恵まれた京都の教育風土を生かしつつ、地域ぐるみ・市民ぐるみで様々な施策を推進していくことが大切です。

### ア 開かれた学校づくりと地域ぐるみ・市民ぐるみの教育の推進

#### 現状と課題

教育改革の一環として開かれた学校づくりの取組が定着する中で、学校は常に家庭、地域を結びつける要としての役割を果たしながら、今後さらに地域ぐるみの教育の牽引者としての役割を充実させていくことが必要です。

京都市では、まずは学校を知ってもらうことを開かれた学校づくりの出発点として、「自由参観」の実施や研究発表の公開、学校だよりの地域回覧、ホームページの全校での開設など、情報発信に取り組んでいます。

2001（平成13）年度には、すべての市立学校・幼稚園に「学校評議員」を配置（政令指定都市初）し、様々な形で意見をいただき学校運営や教育活動に生かすなど、保護者や地域の方々の学校運営への参画を進めています。

また、授業でのゲストティーチャーや図書館・学校行事の運営ボランティアなど、様々な形で保護者や地域の方々のご支援をいただいております。

こうした取組を通して、学校・家庭・地域には情報と課題意識が共有されつつあり、さらには行動を共有化する関係を築く必要があります。そのため、平成15年から、すべての市立学校・幼稚園に、外部評価を含む「学校評価システム」を導入しました。

同時に、家庭・地域には長年にわたり、PTA活動や地域の各種団体の活動が進められてきた実績があります。その基盤のうえに、この間、地域生徒指導連絡協議会の活動、日々の教育活動を支援する学校支援ボランティアのネットワーク化、大学のまち京都ならではの取組としての大学との連携による学生ボランティア学校サポート事業などに取り組んでいます。さらに放課後の子どもの居場所づくりのあり方についても研究を進めます。また、幅広い分野にわたる93の団体により組織された人づくり21世紀委員会では、すべての大人の課題として子どもたちを健やかに育む社会づくりに努めています。そして、2004（平成16）年度から「まち全体を子どもたちの学びと育ちの場に」との願いのもと、「みやこ子ども土曜塾」事業を展開し、開かれた学校づくりとともに地域ぐるみで子どもを育ていく環境が醸成されています。

#### 施策を展開する今後の方向性

開かれた学校づくりと地域ぐるみ・市民ぐるみの教育は、京都の教育の根幹となる柱であり、家庭・地域が学校を高め、学校が家庭・地域を高める双方向の関係を築き、多くの皆様に支えていただきながら、施策を展開します。

### 《重点施策》

#### 202 人づくり21世紀委員会

榊本市長の提唱により、学校・家庭・地域の連携の下「大人として、今、子どもたちのために何ができるかを共に考え行動する」ため、1998（平成10）年2月に発足しました。現在、PTAをはじめとする教育、保育、青少年、女性、文化、スポーツ、経済、マスコミ、NPO等幅広い分野から93団体が参画し、子どものいのちを守り、大人社会の責任として健やかに育むための話し合い活動をベースに「人づくりフォーラム」の実施や「人づくりニュース」の発行など全市民的な取組を進めています。ま

た、各行政区においても「行政区別人づくりネットワーク実行委員会」による日常的な行動につながる幅広い取組が実施されています。

### 203 まち全体を学びと育ちの場とする「みやこ子ども土曜塾」 【新規】

土曜日、日曜日・祝日や夏休みなど学校休業日に、京都ならではの多様な学習資源を生かし、子どもたちの様々な学びと育ちの場を創出します。実施に当たっては、NPO、大学、企業、ボランティアなど幅広い市民や団体に参画を呼びかけ、子どもたちを育む市民ぐるみの運動として展開します。また、情報誌やインターネットを通して多彩な情報を発信し、自らの意欲・興味関心に応じて主体的に学べる条件づくりに努め、生涯学習のきっかけづくりを通して、子どもたちの生きる力を育みます。さらに、放課後の子どもの居場所づくりのあり方についても研究を進めます。

### 204 学校運営協議会【新規】

京都市では、学校運営協議会制度を、保護者や地域の方々の学校教育への参画意識を高め、ボランティアなどによる学校への支援を充実させるための「核」と位置付けており、本年11月に御所南小学校、高倉小学校及び京都御池中学校を指定しました。今後、指定の拡大を図りながら、その成果を本市教育の充実につなげていきます。

### 205 学校評議員制度と学校評価システム

保護者や地域の方々などから学校運営に関する様々なご意見をいただく学校評議員制度と、保護者や地域の方々による外部評価を含む学校評価システムを全学校・幼稚園で導入しており、両制度を活用して教育活動の充実を図っています。

### 206 保・幼・小・中連携の推進【新規】

保育所、幼稚園と小学校、さらに中学校の間で、子どもたちの発達の連続性を考慮しながら円滑な接続を図るため、合同研修会を実施するとともに、中学校区を単位として相互の連携を進め、子どもたちの健全育成を地域ぐるみで推進します。

### 207 学校支援ボランティア

様々な職業や分野についての豊富な知識や技能を有する地域の人たちのグロスターチャーをはじめ、図書館や学校行事などに、ボランティアとして学校を支援していただいております。なかでも広域で活動していただける方については登録制度により、学校からの申請に基づき派遣しています。

### 208 大学との連携による学生ボランティア学校サポート事業

市内外の大学・短期大学と連携し、教職を目指す学生等が市立学校・幼稚園でボランティアとして教育活動を支援しています。一人ひとりの子どもに対するきめ細かな指導が充実し、大好評を得ています。

## 《推進施策》

### 209 地域生徒指導連絡協議会

PTAや地域の各種団体及び学校を構成員として、すべての中学校区毎に組織されており、地域における子どもたちの健全育成や問題行動の未然防止を図る取組を展開しています。

## イ 子どもたちの安全の確保

### 現状と課題

子どもの数が減少し、多くの子どもが集団で活動することで機能していた自衛能力が低下してきていることも背景の一つとして、子どもが犯罪に巻き込まれる事件も増えてきています。また、社会問題化している児童虐待など子どもの生命・身体の安全の確保は大きな課題となっています。

そのため、「子ども安心安全ネットワーク」の構築を目指し、京都市子ども安全会議の設置や警察・少年補導委員会など関係機関・団体との連携を図るなかで、地域住民のボランティアによるパトロールの実施など、地域ぐるみで子どもたちの安全の確保が図られています。

また、児童虐待については、教職員用の手引書や研修資料を作成し、関係機関との連携のもと学校での早期発見・防止に取り組んでいます。

### 施策を展開する今後の方向性

子どもたちの安全確保については、関係機関・団体と連携しつつ、特に、PTA・人づくり21世紀委員会とも情報を共有し共に行動する体制の充実を図ります。さらに、子どもたちのインターネット等の利用については、その利用の現状と課題を分析し、学校教育・家庭教育における活用・ガイドラインを作成し、推進します。

## 《重点施策》

### 210 京都市子ども安全会議の設置【新規】

学校・PTA、人づくり21世紀委員会等の代表の参画を得て、2004(平成16)年4月に「京都市子ども安全会議」を創設し、地域ぐるみで子どもを守る取組を推進するとともに、市民一人一人が安心・安全に暮らせる地域づくりを目指した「京都市版・安心安全ネットづくり」と連携し、子どもの安心安全ネットワークを構築していきます。

**211 子どもの安全を含む地域の総合的なネットワークづくり**  
【新規、再掲：118頁】

**212 子どもたちのインターネット等の「活用指針」検討プロジェクト**

子どもたちの間に、インターネットや携帯電話などが急速に普及する一方、ネット上のトラブルが原因の事件なども発生している中、子どもたちのインターネット等の利用の現状と課題を分析し、学校教育、家庭教育における活用の指針・ガイドラインを作成し、推進します。

《推進施策》

**213 「子ども110番のいえ」の活用**

教職員による「子ども110番のいえ」巡りなどを行い、地域の防犯推進委員会等との連携を強化し、学校・家庭・地域が連携して子どもの安全を確保できる体制づくりを行います。

**214 関係機関・団体と提携しての「安全マップ」の充実**

各学校で、通学路や学校周辺の危険箇所を点検し、危険内容と箇所を地図に明記した「安全マップ」作成し、児童・生徒に周知します。また、家庭・地域の協力や教職員の巡回により、「安全マップ」を常に更新します。

ウ 家庭への働きかけ

現状と課題

家庭は教育の原点です。とりわけ近年、核家族化や地域の協力・共同関係の希薄化が進む中、家庭を支え、その教育力を高める積極的な働きかけが重要になってきています。

そのため、悩みを抱える保護者の交流の場づくりや各種の子育て講座、家庭教育学級の実施、家庭教育新聞「あしたのために」の発行などを行っていますが、「参加して(読んで)ほしい人が参加し(読ま)ない」という状況があることも事実です。そこで、市民参加による家庭の教育力向上サポートチームでの議論の成果として様々な具体的な取組が進められており、「わが子の父親から地域のおやじへ」を目指した「おやじの会」の活動を通して父親の家庭や地域での子育てへの参加意欲が高まるとともに、「子育てサポーター」を核としたネットワークも広がっています。また、子どもたちの健やかな成長を目指すPTAが、家庭や地域の教育力向上を図るため、学校・家庭・地域の連携を深める様々な取組を進めています。さらに身近な教育相談の場としての、私立・市立幼稚園における就学前の子どもをもつ保護者を対象にした相談事業などを通して、家庭教育支援の充実を図っています。

また、子育て支援の中核施設であるこどもみらい館では、教育・福祉・医療の専門家と市民ボランティアが子育てをバックアップするとともに、幼稚園・保育所、私立・市立・国立の垣根を越えた共同機構の取組を進めています。

施策を展開する今後の方向性

家庭への働きかけについては、行政からのアプローチには限界があり、現在様々な施策の中で活躍されているボランティアの力が一層発揮されるよう考慮しつつ、施策を展開します。

《重点施策》

**215 「おやじの会」**

学校単位での「おやじの会」による様々な活動を通して父親たちの家庭教育や地域活動への参加を促進します。2003(平成15)年10月3日(とうさんの日)には、榊本市長を名誉顧問とし、京都「おやじの会」連絡会が発足し、キャンペーン活動や全国的な交流事業等を通して全市ネットワークの充実・強化を図っていきます。

**216 子育てサポーター養成事業**

親への子育てに関する助言や子育て交流事業の企画・推進をはじめ、地域における子育てネットワークの構築などの活動を担う人材(子育てサポーター)の育成を図っていきます。

**217 地域に開かれた子育て支援推進事業**

市立幼稚園において、共に遊ぶ場の提供、子育ての悩み相談会など、子育てを支援するための事業を行うことで、地域に開かれた幼稚園づくりを推進しています。

**218 地域子育て相談事業**

2001(平成13)年度から、私立幼稚園が未就園児の保護者の子育て相談活動や、園行事等の地域開放等を積極的に行い、地域における子育てネットワーク構築の場を創出するなど社団法人京都市私立幼稚園協会が各園で「地域子育て相談事業」に取り組んでおり、京都市から事業充実のための助成を行っています。

**219 私立幼稚園の保護者等の負担軽減**

保護者の経済的負担の軽減と公私間格差の是正を図るため、国庫補助事業として保育料を補助しています。また、教材費補助として、国庫補助対象以外の部分についても、京都市独自に補助を実施しています。

《推進施策》

**220 家庭の教育力向上サポートチーム**

行政の関係課の職員に市民参加の推進員を加えた「家庭の教育力向上サポートチーム」を組織し、保護者同士の交流の場づくりや地域での子育て支援の取組の充実に向けた議論を進めています。

**221 行動するPTA（京都市PTA連絡協議会）**

京都市PTA連絡協議会を中心に、大人と子どもと一緒に遊び、学ぶ「PTAフェスティバル」をはじめ、市民に人権の大切さを呼びかける「人権街頭啓発パレード」や各種研修会など、様々な活動を通じて家庭・地域の教育力の向上と子どもたちの健全育成が図られています。

**222 温もりのある地域社会づくり推進事業**

子育ての悩みや生活の知恵などあらゆる相談に応じるボランティア電話相談事業「温もりの電話」や地域での様々なふれあい事業、子育て支援活動など、京都市地域女性連合会を中心に、大人から子どもまですべての人が安心して暮らせる温もりのある地域づくりのための取組を進めています。

エ 乳幼児の子育て支援の総合推進拠点「こどもみらい館」における施策推進

現状と課題

こどもみらい館は、乳幼児の子育て支援を総合的に推進するため、保育所・幼稚園、私立・市立・国立の垣根を越えた「共同機構」としての取組を行う全国に例を見ない子育て支援の中核施設として誕生し、相談、研究、研修、情報発信、さらには交流やボランティア養成を進めてきました。

開館5周年となる平成16年度からを、こどもみらい館の第二創業期と位置付け、乳幼児の子育て支援をより一層推進していきます。

施策を展開する今後の方向性

「保育・幼児教育」と「乳幼児の子育て支援」の充実を図るため、従来の機能を強化するとともに、来館者に加え、地域全体の子育て支援を視野に入れた、地域と連携した取組を充実させ、子育て支援の輪を社会全体に浸透させていきます。

- 1 共同機構として子育て支援の取組の推進
- 2 乳幼児の子育て支援の道標(みちしるべ)としての施策推進
- 3 全市的な子育て支援の土壌づくりを推進するため、同じく子育て支援の全市的な推進拠点である児童福祉センターやこども相談センターパトナ等との連携推進
- 4 福祉、教育、保健医療の三位一体で推進

《重点施策》

**223 乳幼児の子育て支援に関する専門的な調査・研究、子育て支援のための人材育成機能の拡充**

**224 親教育プログラムの開発と体系化【新規】**

子育てに必要な知識や方法、子育ての意義や親としての生き方などについて、親たちが参画し支え合いながら体系的、継続的に学ぶため、NPOや子育てサークル、市民と協働して親教育プログラムの開発と実践を行い、各種取組の体系化を進めます。

**225 子育て支援ボランティアの育成**

こどもみらい館などで活動する子育て支援ボランティアに加えて、地域の子育て支援の場を支えるボランティアを育成します。

**226 乳幼児子育てサポート推奨制度の創設【新規】**

地域での子育て支援活動づくりを支えている子育てサークル、子育て支援グループ、さらには子育て支援に取り組む企業等団体及び地域を京都市が推奨し、その取組をPRすることにより、活動の活性化やネットワークにおける連携を深めます。

**227 「子育てサポート推進チーム(仮称)」の創設【新規】**

保育所や幼稚園等の子育て支援機関をバックアップする組織として、子育てスーパーバイザーやカウンセラーを配置した「子育てサポート推進チーム(仮称)」を創設し、子ども支援センター、保健所やこども相談センターパトナ、京(みやこ)あんしんこども館等と連携して、全市的な子育て支援の底上げを図ります。

**228 他都市の子育て支援中核施設との共同連絡会議の設立【新規】**

《推進施策》

**229 乳幼児の子育て支援の道標としての役割を果たす研究機能の充実**

**230 共同機構研修事業の充実**

**231 子育て支援ボランティアの養成と子育てサークルへの支援**

**232 子育ての悩みや不安を持つ保護者のための総合的な相談事業の推進**

**233 子育て不安の解消や仲間づくりをも視野に入れた「子育て講座」の開催**

**234 子育て図書館による絵本、お話とふれあう機会づくりの推進**

**235 的確な子育て情報の発信(情報誌、インターネット、イベントなど)**

## オ 確かな学力と豊かな創造性をもつ子どもたちの育成

### 現状と課題

各教科研究会が戦後一貫して実施してきた「研究会テスト」の結果は、京都市の子どもたちの学力は良好な水準であることを示しています。

こうした京都市教育の成果をさらに発展させるため、少人数指導や習熟の程度に応じた指導、35人学級の導入など「個に応じた指導」の充実に努めるとともに、学校裁量による2期制や小学校における教科担任制の実施、さらには、全市立高校での高校改革、中高一貫教育の導入など、全国を牽引する数多くの成果を生んできました。

また、PTAや学校・園の代表はもとより様々な市民が参画した道徳・読書・理科などのプロジェクトにより、学校、家庭、地域が一体となり、市民ぐるみで創造的で個性豊かな子どもたちの育成を目指す教育の振興を図っています。

### 施策を展開する今後の方向性

今後とも、「個に応じた指導」を徹底し、基礎・基本の学習内容の確実な定着はもとより、学習意欲や知的好奇心・探究心を高め、就学前教育と小学校等の学校教育との連続性を見据えた取組を進め、21世紀を担う創造性溢れる人間の育成を目指し、施策を展開します。

### 《重点施策》

#### 236 「学習指導ステップアップ大綱」の推進【新規】

学校での指導の充実や読書・理科の市民会議の答申などを踏まえた家庭学習の充実を目指す総合的な指針として、「新小学校教育課程指導計画」、「わかる・のびす学びの事例集」、「総合的な学習の時間実践事例集」、「家庭学習の手引き(仮称)」の項目から成る「京都市立学校学習指導ステップアップ大綱」を作成し、実践に生かします。

#### 237 小中一貫教育の推進

国の構造改革特区の認定を受け、2中学校グループにおいて、小学校での英語科の新設など教育課程の弾力化を図るとともに、全ての小・中学校に「小中連携主任」を設置するなど、9年間で1つのスパンとして子どもたちの学びと育ちを高める取組を進めます。

#### 238 「理科好きな子ども」の育成をめざす理科教育の推進

「21世紀の『理科』を考える京都市民会議」の提言を踏まえ、子どもたちが科学についての正確な理解力や判断力を身につけるとともに、自然に親しみ自然のものの成り立ちを理解することを目指して、学校、家庭、地域が一体となった市民ぐるみの「理科・科学」の振興を図ることを目指します。

#### 239 「本好きな子ども」を育む「子ども読書活動推進計画」の推進

子どもの読書活動推進を図るため、学識経験者・作家・市民公募委員等に参画いただいた「京都市子ども読書活動振興市民会議」の提言を受け、京都市における子どもの読書活動の推進の施策・取組の指針となる「京都市子ども読書活動推進計画」(2004(平成16)年4月)を策定しました。今後、関係局と協議を進め、京都市の特色を生かした各施策について、2004(平成16)年度～2008(平成20)年度の5年間で具体的に実現していきます。

#### 240 実践を通して環境の大切さを学ぶ環境教育の推進

児童・生徒が豊かな地球環境を守り大切にすることについて考え行動していけるよう、「京都議定書」の発効や全国初の「地球温暖化防止条例」を契機として、現在取り組んでいる「KES学校版」の取組校を拡大し、将来的には全校で取り組むことを目指します。

#### 241 国際都市京都に相応しい小学校からの英語教育の推進

国際化が著しく進展する中、子どもたちが世界的な共通語となっている英語によるコミュニケーション能力を培うため、「小学校英語教育外国人指導員」を増員するなど、子どもたちが外国の言葉や文化などに触れる機会を創出します。

#### 242 時代のニーズに即応したIT教育・起業家教育の推進

「光京都(ひかりのきょうと)ネット」や校内LANの整備などの最新の教育環境のもと、産学公の連携により、情報を活用した教育教材を総合的・体系的に開発することを目的に設置された「21世紀型教育コンテンツ開発委員会」を中心に総合的・体系的に実施していきます。

#### 243 人権尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培う道徳教育の振興

市民ぐるみで道徳教育のあり方を考えるため発足した「京都市道徳教育振興市民会議」での様々な取組を踏まえ、2004(平成16)年7月、京都ならではの『しなやかな道徳教育』を提唱する報告が公表されました。その中で、目指すべき道徳教育を、「お互いの生き方や価値観の違いを認め合い、そのよさを伸ばしつつ、共通して守るべきものはしっかりと身に付けていく教育」ととらえ、「しなやかな道徳教育」と名付けて、その推進が提案されています。

#### 244 総合育成支援教育の推進(再掲:51頁)

### 《推進施策》

#### 245 特色ある学校づくりの新たな教育課題に挑戦する「みやこ学校創生事業」

新たな魅力ある学校を創出するため、校長を中心とした特色ある学校づくりを目指す「みやこステップアップスクール」と京都市において重点的に取り組むべき新たな課題に挑戦する「みやこパイロットスクール」の2つのタイプの学校を指定し、実践発表会や研究協議などを行い、京都市全体の取組の充実を図ります。

**246 「研究会テスト」を発展・充実させた「学力定着調査」**

一人ひとりの学力の定着状況と指導上の課題を把握するとともに、指導法の改善とわかる授業の充実を図るため、小1～中3の全ての児童・生徒を対象に主要教科で実施しています。

**247 伝統と文化を理解・尊重し、継承する子どもたちの育成を目指す伝統文化教育の推進**

京都をはじめ我が国の伝統と文化のすばらしさを理解し世界へ発信するとともに、その発展に寄与する態度を育成するため、伝統文化推進事業「京の雅探検隊」の実施校の拡大など、取組の充実を図ります。

**248 人権の大切さを理解し人権尊重を規範とした日常の行動がとれる子どもたちの育成を目指す人権教育の推進**

学校における人権教育をより総合的に推進していくための指針として、2002（平成14）年5月に『学校における人権教育を進めるにあたって』を作成しました。各学校においては、教育活動全体を通して、人権という普遍的文化の担い手の育成を目指した教育を家庭・地域とともに推進します。

**カ 心身ともに健全でたくましい子どもたちの育成**

**現状と課題**

子どもたちに道徳性の育成を図り、社会生活に必要な能力を身に付け、生涯にわたって健康で人間性豊かに生きる意欲や態度の基礎を培うことは大変重要です。

そのため、「道徳教育振興市民会議」からの提言に基づき、しなやかな道徳教育を推進するとともに、全中学校で実施している「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業など体験活動の充実により、「共に生きる」ために必要な公共心や「生きる力」を育んでいます。

また、不登校やいじめ、並びに様々な問題行動等に対応し、心理相談に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」の全中学校配置など、制度の充実を進めています。

さらに、国の特区制度を活用し、市教育相談総合センター（こどもパトナ）内に不登校生徒のための洛風中学校を開設し、授業時間数や教科等を弾力的に運用し、子どもたち一人ひとりの段階に応じたきめ細やかな学習を進めています。ここでの取組と連携させながら、各学校での不登校の子どもへの対応を推進します。

健康でたくましい子どもの育成を目指し、子どもたちのエイズを予防する能力や態度を育成するとともに、薬物乱用の低年齢化が全国的に進む中、その防止に向け、警察等関係機関と連携した取組を推進します。

また、小学校の運動部活動では、複数の種目や運動を取り入れる「総合運動部」を設置し、中学校では「合同部活動」「ブロック内選択制部活動」を実施しています。さらには子どもを対象とした体育館の建設を進めるとともに、学校・家庭・地域の連携の下、休日における地域児童スポーツクラブを創設し、中学校区を単位に順次拡大していくことで、休日における児童のスポーツ活動の充実を目指します。

**施策を展開する今後の方向性**

家庭・地域との連携のもと、主体的な道徳的実践力、正しい判断力に基づく意思決定能力、よりよい対人関係を築くためのコミュニケーション能力を育成するとともに、社会的なルールやマナーを学ぶ場として「遊び」やスポーツ（体育）、「食に関する指導」などを通して、健康な生活の営みの基盤となる基礎体力の向上や基本的な生活習慣の定着を目指し、施策を展開します。

**《重点施策》**

**249 不登校生徒のための「洛風中学校」創設【新規】**

国の構造改革特区制度を活用することで、教育課程を弾力化した独自のカリキュラム編成や基礎基本の充実・学年の枠を超えた習熟度別学習などを行い、一人一人の状況に応じたきめ細かな学習活動を実施します。

**250 休日地域児童スポーツクラブの創設【新規】**

中学校区の範囲にある小学校を対象に、地域住民が中心となり運営していく「地域児童スポーツクラブ」を設置し、休日において複数校の児童がスポーツに親しみ、新たな交流を深めるとともに地域の活性化を図ることを目的とする。将来は全市的に事業展開することとし、2004（平成16）年度はモデル事業として4中学校区で実施します。

**251 こども専用体育館の建設【新規】**

子どもの体力は長期の低下傾向にあり、深刻な問題となっている。京都の子どもたちを対象に健全育成を目的としてスポーツ活動を行っている団体が、気軽に試合等ができる条件を整え、更なる子ども達の体力向上と健全育成を図るため、宝が池公園内少年スポーツ広場北側にこども専用体育館を建設します。

**252 地産地消（知産知消）推進プロジェクト【新規】**

学識経験者、保護者代表、学校給食関係者等からなる「地産地消（知産知消）推進

プロジェクト会議」を設置し、地域の産物を積極的に活用し、食教育の充実を図る具体的な方策の検討を進めています。

### 253 スクールカウンセラー制度の充実

不登校やいじめをはじめとする児童・生徒の問題行動に対応し、子どもたちの心の居場所づくりを推進するため、心理相談に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを全中学校へ派遣し、児童・生徒の課題解決に取り組みます。

### 254 エイズ教育、薬物乱用防止対策

エイズ教育については、2002(平成14)年度に、性教育とエイズ教育を1冊にまとめた『指導資料』を全校に配布、また、文部科学省の「エイズ教育(性教育)推進地域事業」の指定を受け、取組を推進しています。薬物乱用防止対策については、子どもたちの発達段階に応じて「薬物」と「心身の健康」について指導しており、今後は、保護者にも啓発していけるよう、更なる取組の充実に努めます。

### 《推進施策》

#### 255 中学生の「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業

21世紀を担う中学生が、自らのあり方や生き方を考え「生きる力」を育むため、すべての中学校において、それぞれの興味・関心に応じた職場体験・奉仕体験活動に、約3,300事業所の理解・協力を得て3日間程度取組んでいます。

## キ 魅力ある高校づくりの推進

### 現状と課題

京都市立高校では、豊かな人間性や社会性を育むとともに、生徒一人一人の進路希望の実現を図るため、多様な学科やコースを設け、様々なクラブ活動の振興を図るなど、各校それぞれが創意工夫を凝らした教育活動を展開し、魅力ある高校づくりを推進しています。

#### 施策を展開する今後の方向性

学校長の明確なビジョンの下、各校の創意工夫を生かした特色ある教育活動、生徒の個性が輝く魅力ある市立高校づくりを一層推進していきます。

また、高校の選抜については、中学生の全日制高校進学率の維持・向上を目指すとともに、多様な中学生の進路希望の実現を図るため、京都府教育委員会と連携し、高校募集定員の適正化、選抜制度の改善、改革等を進めます。

また、2002(平成16)年度には、「エンタープライジング科」の教育内容をさらに発展させるため、併設型の「西京高校附属中学校」を設置し、6年間の一貫した教育理念に基づく中高一貫教育を進めていきます。

### 《重点施策》

#### 256 生徒の進路希望実現に向けた取組

市立高校では、2004(平成16)年3月卒業者の4年制大学合格率は、国公立・私学ともに増加し、現在の高校制度発足以来、過去最高となっています。また、就職希望者に対しても、教育委員会・各校の連携のもと、経済団体や厚生労働省とともに就職対策に取り組んでおり、2004(平成16)年3月卒業者の就職内定率は、ほぼ100%を達成しています。今後とも、生徒の進路志望に応えるため、進学補習や学習合宿、7時限授業等の実施や、大学と連携した授業・特別講演会等を積極的に企画するなど、進路啓発・学習指導に取り組みます。

#### 257 新学科と中高一貫教育の推進西京高校・西京高校附属中学校【新規】

ベンチャー発祥の地「京都」で、未来を切り拓く創造性や独創性、未知なるものへ挑戦する進取の気概を持った人材を育成するため、2003(平成15)年度、校名を「西京高校」に改称、新学科「エンタープライジング科」を設置しました。「京都」の人的・物的資源を活用し、産業界や大学との積極的な交流・連携による先進的な教育実践を展開しています。また、2004(平成16)年度には、「エンタープライジング科」の教育内容をさらに発展させるため、併設型の「西京高校附属中学校」を設置し、6年間の一貫した教育理念に基づく中高一貫教育を進めていきます。

### 《推進施策》

#### 258 市立高校改革のパイロット校堀川高校

市立高校のあり方を検討する教育長の諮問機関「京都市立高等学校21世紀構想委員会」答申に基づき、京都の高校教育の未来を担う「市立高校改革パイロット校」に指定、1999(平成11)年度には「人間探究科」「自然探究科」を設置しました。文部科学省による指定「スーパーサイエンスハイスクール」や生徒・教職員・市民の方々が共に学ぶ「コミュニティカレッジ」をはじめとする特色ある教育活動を実践し、進路実績においても全国の公立高校トップクラスを達成。今や日本全国はもとより世界からも注目を集めており、今後とも世界にはばたくリーダーの育成に努めます。

#### 259 豊かな国際センスとコミュニケーション能力の涵養紫野高校

「自由と規律」「知性と創造」「参加と協力」を教育目標に掲げる同校では、学習面・生活面で生徒の自主的な活動を推奨する、自主・自立の精神を培う指導を行っており、文化芸術活動においても、在学中に作家の登竜門「文藝賞」を受賞し、史上最年少で芥川賞を受賞した生徒を輩出、2004(平成16)年度にも、在校生徒が第7回俳句甲子園個人最優秀賞を受賞という輝かしい実績を挙げています。更に国際的に活躍する人材の育成を目標に、1993(平成5)年度に設置された普通科第Ⅱ類

「英文系」を中心に、特に「発信・交流型」総合英語活動の推進に力を入れており、2003(平成15)年度には、文部科学省から「スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール」の研究指定を受けています。今後とも、英語の基礎的能力の育成、最新の英語教材の実験的導入や海外の学生との実践的な交流などにより、先進的な英語教育の推進を図っていきます。

**260 「ものづくり」のスペシャリストの育成洛陽工業高校**

先端的な技術・技能等を取り入れた教育を重点的に行い、技能の修得法や技術の開発法、教育課程の開発の研究等を推進する高校として、2003(平成15)年度、文部科学省から「目指せスペシャリスト」の指定を受けました。産業界・大学・研究機関など京都の知的資源との連携と高度な研究につながる工業教育の促進を図り、生徒の「ものづくり」への興味・関心、学習意欲を高め、将来の産業界を担うスペシャリストの育成を目指します。さらに、この取組の実績を踏まえて、工業教育の改革・充実・発展に努めます。

**261 京都市スーパーハイスクールの指定～塔南・日吉ヶ丘・伏見工業高校～**

理数系教育、英語教育、専門教育について重点的に取り組む高校を、京都市独自で「京都市スーパーハイスクール」として指定し、教育課程の開発、大学・研究機関との連携方策、効果的な教育方法などについての研究を進めていきます。各分野の将来を担う人材の育成、教育内容の改善を図るとともに、特色ある学校づくりを推進します。

**262 全国唯一の公立美術工芸科単独高校銅駝美術工芸高校**

1880(明治13)年の創設以来、全国唯一の公立美術専門高校として、日本を代表する優れた芸術家・工芸作家を数多く輩出してきました。近年の社会情勢の変化を踏まえ、大学等での高度な専門教育への接続を一層確実なものとするため、2004(平成16)年度、従前の8学科を「美術工芸科」に統合、「文化芸術都市・京都」を世界に発信する人材の育成を進めています。

**263 全国唯一の公立音楽科単独高校音楽高校**

1948(昭和23)年、日本初の公立高校音楽科として設置されて以来、わが国を代表する優れた音楽家を数多く輩出してきた「堀川高校・音楽科」(堀音)が、1997(平成9)年度、音楽科単独高校「音楽高校」として独立し、新たなスタートを切りました。「堀音」から培った音楽への限りない情熱と半世紀を超える輝かしい歴史を大切に受け継ぎ、音楽芸術の発展に貢献する音楽家を育成していきます。

**264 定時制教育の取組**

働きながら就学を目指すなど、定時制への志望者に対して、1998(平成10)年度、洛陽工業高校「コンピュータ科」・伏見工業高校「都市建設科」の新設、2003

(平成15)年度、西京高校へ三修制導入など、学科・教育課程の再編や規模の適正化をはじめとする様々な取組により、定時制の実態に応じたきめ細やかな教育の充実を図っています。

**ク 子どもたちを取り巻く教育環境の整備**

**現状と課題**

子どもたちを取り巻く教育環境の整備については、これまでから学校施設の安全性を高める校舎の耐震診断・耐震補強工事をはじめ順次施設改修を進めるとともに、快適トイレの整備や学校グリーンベルトの整備、パソコンの設置と全学校・幼稚園のネットワーク化などに取り組んでいます。さらに、小学校1年・2年での35人学級の実施、総合教育センターでの研修による教職員の資質向上、「希望転任制(教員版FA制)」・「教員公募制」や「教育実践功績表彰」による教員の意欲喚起、「指導力判定委員会」の取組による指導力不足教員への厳正な対応などを進め、各学校・幼稚園の教職員の指導体制の充実を図っています。

**施策を展開する今後の方向性**

子どもたちを取り巻く教育環境の整備については、PFI方式の積極的な導入などにより経費節減を図るなど効率的な施設整備を進めるとともに、総合教育センターの教職員研修、指導力不足教員に対応する「指導力判定委員会」の取組などにより、教職員の資質向上を図るなどの施策を展開します。

**《重点施策》**

**265 小・中学校での30人学級の導入【新規】**

35人学級におけるきめ細かな指導の充実による、子どもたちの学習意欲の向上、基本的な生活習慣の定着等の成果を踏まえ、2007(平成19)年度までの30人学級の導入を検討しています。

**266 小・中学校普通教室冷房化推進【新規】**

小・中学校において、夏休み期間中の補充・発展学習を推進し快適な学習環境づくりを進めるために、2004(平成16)年度から5年計画で全普通教室の冷房化を行います。

**267 全校校内LAN整備【新規】**

IT環境の充実を図るため、全市立学校の普通教室等にコンピューターを配備するとともに、校内LANシステムを2004(平成16)年度から5年計画で整備します。

## 268 教員評価システムの構築【新規】

教員の一層の資質向上を図ることを目的に、教員の実績や能力、意欲を適正に評価し、処遇に反映させることができる新たな教員評価システムの構築に向けて、学識経験者、保護者代表、校長代表からなる「教員の評価に関する調査研究協力者会議」で検討を重ねています。今後、2004（平成16）年9月に教育委員会に提出された中間まとめを踏まえた試行を行い、その結果に基づきさらに、協力者会議の検討を重ね、最終報告がまとめられます。

### 《推進施策》

#### 269 NPOとの連携による小学校の校庭の芝生化の推進

NPO「芝生スクール京都」の協力の下、学校の校庭芝生化を推進することにより、子どもたちに快適で安全な教育環境を整備します。2004（平成16）年度までに小学校3校と教育委員会の1施設で芝生化を実現しています。

#### 270 学校施設の耐震診断・耐震補強の推進

新耐震基準以前に建築された学校施設の耐震化を図るため、2003（平成15）年度から8ヵ年計画で耐震診断・耐震補強工事を進め、学校施設の安全性を確保します。

#### 271 教育実践功績表彰

1985（昭和60）年度から実施してきた「教育推進者表彰」を充実発展させ、功績のある教員に優遇措置がなされていない現行給与制度のもと、教員の意欲喚起や人材育成という観点から、学校教育活動の一層の活性化を担う、若手からベテランまでの教員の熱意と努力を称える「教育実践功績表彰」を2002（平成14）年度に創設しました。選考委員会において、保護者・市民の代表をはじめ、経済界代表の参画いただき、幅広い見地から開かれた選考を行っています。

## (2) 子どもの健全育成のための環境づくり

### 現状と課題

21世紀を迎え、少子化が予想を越えて急速に進行する中、次代を担う存在として「子どもが心身ともに健やかに育つ」ことがますます重要な課題となりつつあります。

今日子どもたちは、少子化という環境の中で、地域の異年齢集団や兄弟間におけるような助け合いや確執の経験が少ないため、自主的に問題解決を図るための人間関係調整能力が低下しているといわれています。そのことが「いじめ」や不登校などの遠因になっているという指摘があります。

また、核家族化の進行や、地域のつながりが希薄になるなど、子どもたちが様々な年代や立場の人々と出会い交流するという体験の機会も少なくなり、社会性の獲得が困難な状況も生み出されています。

将来、子どもたちは21世紀を生きる主人公として、その生き方が自己責任と社会的責任の両面から問われることとなります。それは、自己をよりよく生きることと社会を構成し、支えていくことの両方の課題が存在することを意味しています。その課題の実現にあたっては、自主性と権利を尊重した子ども観に立った上で、次世代育成の考え方に基づいた「社会性の向上と自立の促進」に向けた取組の推進が必要です。

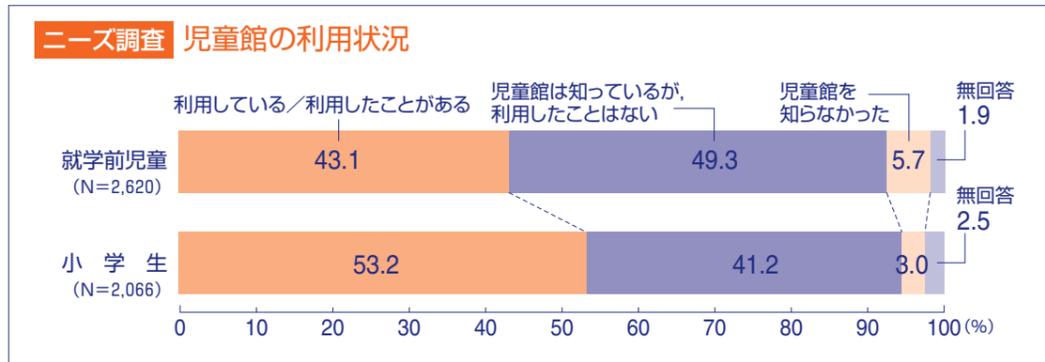
このような状況の中、京都市では地域における児童健全育成の拠点として、児童館や学童クラブ事業を中心として児童の健全育成施策を推進してきました。

### ア 児童館・学童クラブ事業

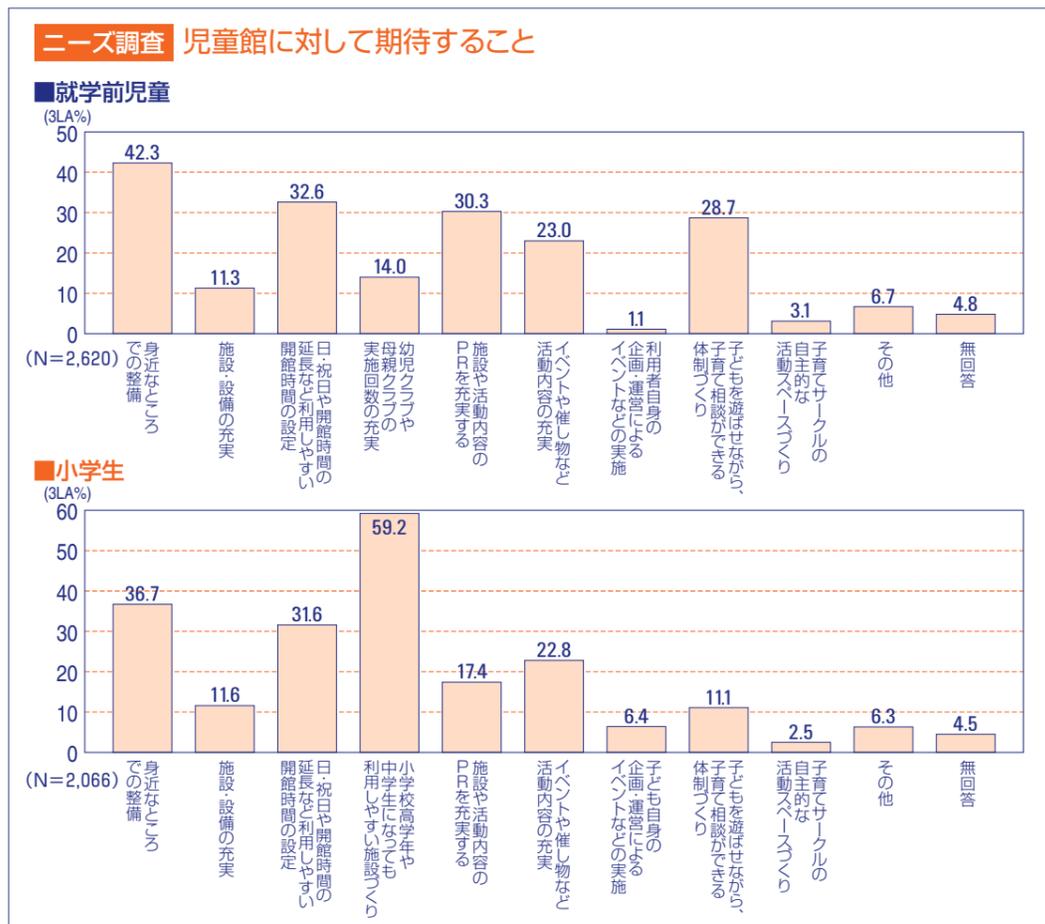
京都市の児童館は広く地域の児童を対象とした「自由来館機能」と昼間留守家庭児童を対象とした「学童クラブ機能」を有したいわゆる一元化児童館として中学校区を基本として整備してきており、地域における0歳から18歳までの児童とその保護者等を対象にした児童健全育成の拠点として、現在、101館を整備しています。

「自由来館機能」については、児童館の設置数に比例して来館者数が増加してきており、2003（平成15）年度では延約55万人の利用者があります。また、各児童館においては「幼児クラブ」や「母親クラブ」などを実施し、乳幼児やその保護者等を対象にした事業展開が図られており、在宅での子育てを側面から支援しています。

しかし、今回のニーズ調査においては、「児童館は知っているが利用したことはない」、「児童館を知らなかった」を合わせると、就学前児童で55%、小学生で44%あり、まだかなりの児童が児童館を利用していない実態もあります。



また、児童館に期待することについては、「身近なところでの整備」、「日・祝日や開館時間の延長等利用しやすい時間の設定」(就学前児童)、「小学校高学年になっても利用しやすい施設づくり」(小学生)などが多くなっています。これらのニーズを踏まえ児童館の一層の整備促進を図り、市民にとって身近なところで児童館が利用できる体制を整備するとともに、開館時間などについても市民利用の観点から今後の検討が求められます。さらに、児童館事業における「自由来館機能」は、地域密着型の事業展開を考えるうえでは、重要な意味を持っており、地域レベルでの子育て支援活動と連携をとった、より一層の推進が求められます。



2002(平成14)年度には国のモデル事業として、児童館において「中高生と赤ちゃんふれあい交流事業」が実施され、その有用性が各方面から指摘されています。核家族化の進行により家族単位が小さくなり、世代間のふれあいが少なくなる中、児童館の幅広い児童を対象とする施設特性を生かした事業展開が行われており、今後はこのような機能や特性を有効に発揮できる取組を一層進めることが必要です。

「学童クラブ機能」については、昼間留守家庭児童とその他の児童が交流を進める意味からも、これまでどおりの一元化児童館方式を継続することが望ましいと考えられます。しかし、近年、少子化にも関わらず学童クラブを希望する児童が増加する傾向にあり、登録を希望しても登録ができない、いわゆる「待機児童」は2004(平成16)年度当初において180名となっており、この「待機児童」の解消が課題となっています。このため自由来館児童の利用にも影響が出ている施設も見受けられることから、昼間留守家庭児童数の増加に対応した一元化児童館の整備の充実が求められます。

なお、学童クラブ事業における障害のある児童の受入についても、その登録児童数は年々増加する傾向にあります。受入れ対象学年についても2003(平成15)年度より小学校4年生まで拡大されたところであり、障害のない児童と障害のある児童の交流を通じた双方の健全育成(統合育成)については、今後も積極的に進めることが望まれます。しかし、児童館での受入については、施設面や介助者の確保などについて課題を有しており、これらの課題の改善に向けた取組が必要です。

また、小学校長期休業中における学童クラブの需要は、平日と比較すると大きく、今後、需要予測に基づいて実施時間の拡大等の検討が必要となっています。

#### ① 地域における子育て支援

核家族化の進行や地域の協力・共同関係の希薄化など、子育て環境が変化しており、とりわけ、乳児については在宅での子育てが中心となっている関係上、地域や近隣関係において適切な育成環境を確保することが重要となっています。しかし、このような世帯にとっては、地域住民や子育て中の他の親子が気軽に交流できる場所が少ないため、孤立した子育てを強いられることが多く、子育て不安を過剰に感じることも見受けられます。このため、地域においては「子育てサロン」、「子育てサークル」などの自主的な活動が育ちつつありますが、場所の確保などの課題を抱えており、地域レベルにおいて親子などが気軽に集い交流する場を確保することが求められています。

### 施策を展開する今後の方向性

急速に進行する少子化により、子どもの育成環境において深刻な影響が懸念されています。また、近年、子育て家庭においては、子育てに対する不安感や孤立感が高まってきており、児童虐待にいたるケースも少なからず見受けられ、支援のあり方が問われている状況にあります。このような中で地域のすべての子どもと家庭を対象とした取組が必要であり、基本的な考え方として、まず、第一に「児童の権利に関する条約」に掲げられる「子どもの最善の利益」を考慮し、「人権尊重を基礎として、健やかな育ちを保障され、より良く生きていくこと」を援助するものであること。第二に子どもたちに異世代交流や出会い・自然体験などの活動機会を提供し、次代を担い次世代を育む親になるための育成を図ること。第三に、少子化の進行に歯止めをかけ虐待を予防し、安全安心な社会の創造とより良い生活の実現のため、地域のすべての子育て家庭を支援する活動を推進する必要があります。

児童館・学童クラブ事業においては、児童館の地域での子育て支援機能がより一層求められる状況にあり、市民の身近な場所での更なる整備が必要とされています。特に、学童クラブ事業については子育てと仕事の両立支援の面からも重要な位置付けがあり、市民のニーズも高く、待機児童の解消に向けてより一層の取組が必要です。また、これらの取組とあわせて、放課後等の子どもの居場所づくりの一層の充実に向け、学校施設等のより柔軟な活用の検討が求められます。

さらに、児童館においては、これまでから地域に根ざした様々な活動に取り組んできた経過があり、自由来館機能の一層の展開を図りつつ、「幼児クラブ」や「母親クラブ」など、地域に根ざした在宅での子育てを支援する取組を進めていくことが求められます。特に、核家族化の進行により、近年、薄れつつある地域ぐるみで子育てを行ってきた京都の伝統を引き継ぐような支援策が必要であり、気軽に地域の親子などが集い交流できる場の確保により、市民相互の子育て支援活動を進めていく観点から、これらの施策展開も検討が必要です。

### 《重点施策》

#### 272 一元化児童館の整備

地域の児童健全育成センターとしての一元化児童館(学童クラブ機能を有した児童館)の整備を進めます。

目標：2004(平成16)年度 101館 ⇒ 2009(平成21)年度 130館

#### 273 子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業の実施【新規、再掲：62頁】

#### 274 学童クラブ事業の充実

学童クラブ事業においては、多様な就労形態や子育ての実態を掌握し、多様なニーズに対応できるよう事業内容を見直します。

目標：平成17年度中の待機児童の解消

#### 275 中高生と赤ちゃんふれあい交流事業の充実【新規】

中学生や高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、児童館を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を進めます。

目標：2004(平成16)年度 10箇所 ⇒ 2009(平成21)年度 30箇所

### 《推進施策》

#### 276 児童館の事業内容の充実を図るため、「京都市児童館活動指針」のより一層の推進

#### 277 児童館における障害のある児童の受入促進

障害のある児童も障害のない児童、共に健やかに育つための環境整備を図るため、障害のある児童の受入を促進します。

#### 278 児童館における自由来館機能の強化

児童の健全育成の拠点として、より一層の機能を強化するため、自由来館児童の利用実態に基づき、開館時間の延長や施設機能の検討を行います。

#### 279 児童館における土曜日及び学校長期休業中の事業充実

土曜日・日曜日・祝日や夏休みなど学校休業日に、子どもたちの様々な学びと育ちの場を創出する「みやこ子ども土曜塾」の取組と連携を図ります。

#### 280 幼児クラブ及び母親クラブ等地域組織活動のネットワーク化【新規】

#### 281 「やんちゃフェスタ」の実施

### (3) 青少年の自主性と創造力をはぐくむまちづくり

#### 現状と課題

21世紀のまちづくりの担い手として、青少年が果たすべき役割には大きなものがあり、青少年が様々なかたちで自己実現を果たしていくことを支援することや、京都のまちづくりにその若々しい力を反映させることが課題となっています。

子どもから責任ある大人へと成長する青少年を支援するためには、青少年を地域社会を構築する「若き市民」として捉え、地域社会における育成体制の確立と推進を図り、青少年の地域社会への「参加」を促進することが必要です。

青少年が生活し、成長する場として、地域社会が果たすべき役割は重要であり、地域社会は家庭や学校と連携して、青少年の社会性を育成する役割を担っていますが、近年の社会状況の変化により、人々のつながりや連帯意識が弱まり、青少年が地域社会において社会性を学ぶという仕組みが失われつつあり、また、地域社会における青少年の関わりが希薄になっていることが、地域社会の活性化にも支障を来しています。

このため、地域における青少年の多様な活動の場と機会を確保し、様々な人々との交流を促進し、青少年の成長・自立を支援するとともに、地域社会への青少年の主体的な参画を求め、地域社会の担い手である青少年の活力を生かしたまちづくりを推進していく必要があります。

また、「若き市民」として青少年を大切にする姿勢は、同時に青少年自身も地域社会の一員として責任を自覚することを意味し、例えば、青少年特有の非行などの問題行動等は、地域社会にとっても大きな損失であり、そうした行為に対しても、厳しい態度で臨むことを意味します。問題行動等への対処については、大人一人ひとりができることを自覚し、家庭、学校、地域社会がそれぞれの立場で役割を担うとともに、それぞれが連携した体制づくりを推進することが望まれます。

#### 施策を展開する今後の方向性

青少年は未来の地域社会を担う「若き市民」です。それぞれの立場で**自主的に京都のまちづくりに参加できる機会**を増やし、**市民としての自覚と自立の形成**を支援するとともに、**新たな世紀で生きる力と創造性の開発**を支援することが必要です。

そのためには、豊かな体験や人とのふれあいの機会の提供、青少年が自らの発想で作り上げていく仕組みづくり等、青少年の意見を尊重しながら、一層、取組を推進することが必要となっています。

次に、青少年に開かれた地域社会づくりを進めるためには、既存の青少年育成団体などの地域団体、児童館、青少年活動センター等の地域の機関、NPO、企業等がより積極的に活動を行い、それぞれがネットワーク化を図ることにより、地

域活動の中心となることが求められており、これらの**関係団体等を基盤としたネットワークづくりとその活性化**を図るために支援が必要です。そして、地域における青少年の活動を広げ、地域住民と青少年の主体的な地域づくりを支援するためには、その活動の核となる**人材の確保・育成、情報提供の充実**が必要となっています。

具体的には、青少年が異世代とふれあい、関わることにより、社会性を養い、人間性を高めるために、**ボランティアとして活動できる場を確保**するなどの取組が求められています。また、**児童館は、地域における中学生や高校生の活動拠点として、青少年活動センターは、青少年の自主的な活動・社会参加活動の拠点として、その積極的な受入と活動の展開**を図ることが重要です。

さらに、少年非行等の問題を抱える青少年の立ち直り支援においては、子どもネットワーク等の**関係機関の連携により地域社会全体で対応**していくことが求められています。また、青少年が課題を乗り越えるための支援として、**自らの成長を妨げるものへの関わりを学ぶ機会や相談体制を充実させて、自主的・主体的な社会参加につなげる取組**が必要です。

#### 《重点施策》

##### 282 中高生の居場所づくり推進事業

地域の児童の健全育成の拠点として児童館において、中高生の居場所を確保するため、利用ニーズに沿った事業を推進します。

##### 283 青少年活動センターにおける青少年の自主的な活動・社会参加活動の支援

青少年関係施設や育成団体などとの連携のもとに、青少年の自主的な活動・社会参加活動の拠点として、青少年の活動場所の提供、指導者の養成、各種の情報提供、相談、交流促進事業など、様々な事業を実施します。また、青少年の自己成長、文化創造、学校外活動支援、コミュニティ・ベースの交流の拠点としての機能を、センター間のネットワーク化を図り発揮していきます。

#### 《推進施策》

##### 284 青少年の意見を市政やまちづくりに反映する場の設置

##### 285 ボランティア活動の推進

多様な活動ニーズに対応した参加機会の拡大と条件整備を図ります。また、青少年自身が指導者として、年少の世代を支援する取組を推進し、能力を発揮できる機会の提供を促進します。

**286 市民活動総合センターを拠点とした青少年の活動等の推進**

市民活動総合センターでは、市民活動団体等に活動の場を提供するとともに、市民活動に役立つ情報提供、幅広い市民の交流の場の提供などを行うことにより、青少年の活動の活性化を図ります。

**287 国際的な視野を培う機会の充実**

国際社会に対応できる国際理解の取組、海外の青少年・留学生との交流を推進し、積極的に国際協力に参加する活動を支援します。

**288 地域社会への参加の促進**

地域における青少年の活動を広げ、地域住民と青少年の主体的な地域づくりを支援する取組を検討し、推進します。

**289 地域における様々な団体の連携の促進**

地域で青少年活動、育成活動に関わる団体、グループ、NPOのネットワーク形成のための支援策を検討し、推進します。

**290 指導者の養成**

様々な分野で豊富な知識や経験を有する市内の人材を活用し、指導者の養成を推進します。また、指導者の活動を推進するため、活動の機会を積極的に提供します。

**291 問題行動を未然に防ぐ積極的な施策の推進**

課題を抱える青少年に対して、日常的な場での積極的な接触を図り、悩みや相談に応じることで、課題の解決を図る取組を検討し、推進します。また、地域の団体とも連携して、社会参加活動につながることを目指します。

**292 問題行動を防止する地域の取組の推進**

地域が主体となった防止活動を支援します。また、各地域が連携し、共通する課題に対応できるように、関係団体・機関の参画と情報の相互交流の手法を検討し、社会全体での取組を推進します。

**293 総合的な相談体制の構築**

問題行動等の防止や再発の拡大を防ぐため、保護者や青少年に適切な支援・指導が行えるよう、各相談機関の機能の充実と相談機関相互の連携を強化し、総合的な相談体制を構築します。

**294 中高生と赤ちゃんふれあい交流事業の充実（再掲：141頁）**

**(4) 望ましい食べる力をはぐくむための環境づくり**

社会環境や生活様式の変化に伴い、近年、子どもを取り巻く食環境は大きく変わってきています。その中で、子ども一人ひとりが食べることを理解し、自立的に健康的な食生活を営む力を育む「食育」の推進が重要な課題となっています。そのため、子どもの発育・発達に応じて、関わりが大きい、家庭、保育所、幼稚園、学校、PTA、地域組織、保健所、保健医療機関、生産者、食品流通産業、外食産業、行政等の関係機関・団体の連携により、社会全体で取り組む食の環境づくりが必要です。

**現状と課題**

子どもの食をめぐるのは、発育・発達の重要な時期にありながら、栄養の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満の増加、思春期におけるやせの増加など問題は多様化、深刻化しており、生涯にわたる健康への影響が懸念されています。

また、「ニーズ調査」や「京都市母子保健に関する意識調査」によると、家族とそろって食事をする機会の減少や親の世代においても食事づくりに関する必要な知識や技術を十分有していないとの結果も見られ、家庭を通じて食文化を継承していく機能は弱くなっています。また、食情報の氾濫や食の外部化の増大は、安全であるべき子どもの食に多くの不安をもたらしています。

**ア 子どもの状況**

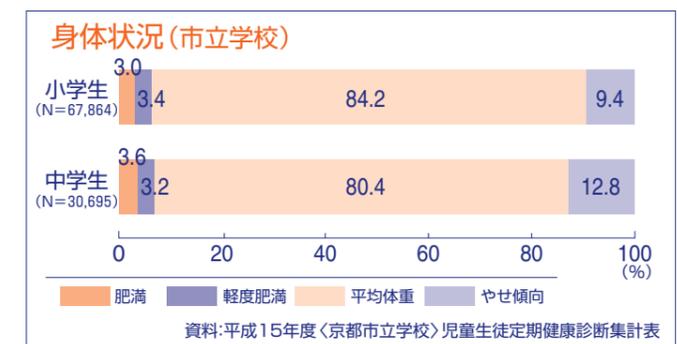
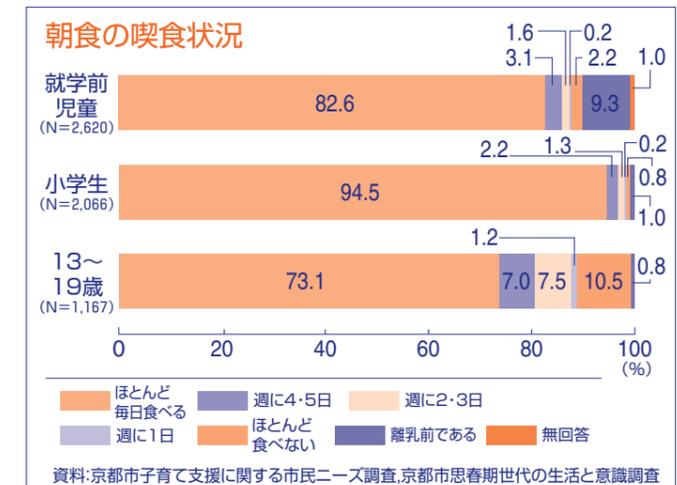
**a 朝食の喫食状況**

朝食については、「ほとんど毎日食べる」が就学前児童で82.6%、小学生で94.5%、13～19歳で73.1%となっています。

**b 肥満とやせ**

市立小学生では、肥満者の割合（平均値の120%以上）は6.4%であり、やせの者の割合（平均値の90%未満）は9.4%となっています。

市立中学生では、肥満者の割合は6.8%であり、やせの者の割合は12.8%となっています。

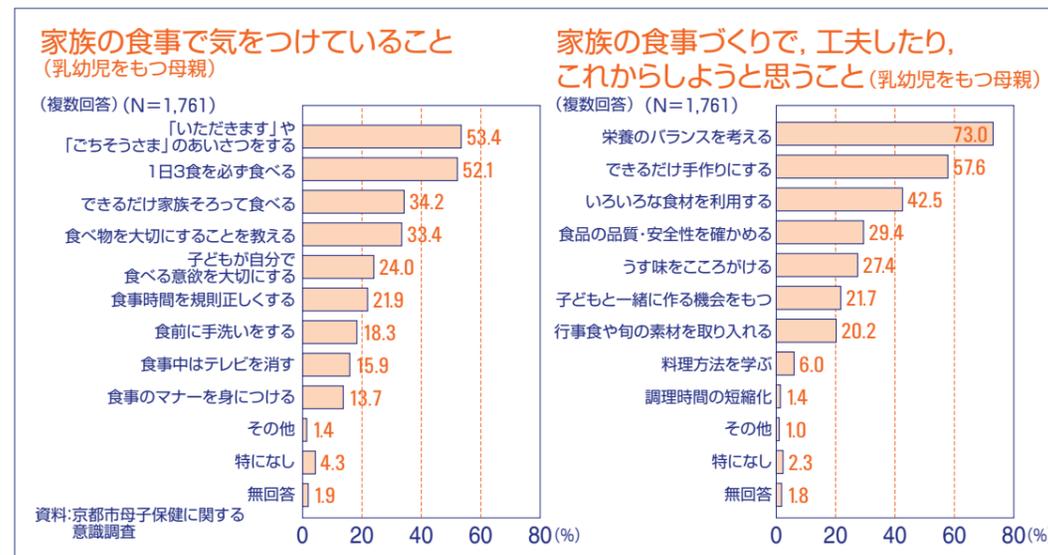


## イ 家庭の状況

### a 家族の食生活で気をつけていること

家族の食生活で気をつけていることは、「いただきます」や「ごちそうさま」のあいさつをする」が53.4%、「1日3食を必ず食べる」は52.1%となっています。一方、「子どもが食べようとする意欲を大切にすること」は24.0%となっています。

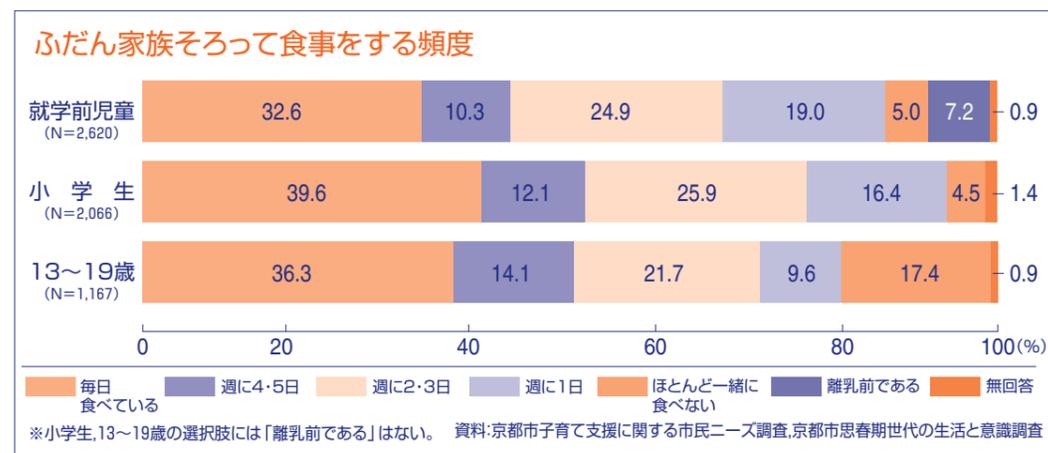
また、家族の食事づくりで、工夫したり、これからしようと思うことは、「栄養のバランスを考える」が73.0%、「できるだけ手作りにする」が57.6%、「いろいろな食材を利用する」が42.5%の順となっています。



### b 家族そろって食事をする頻度

家族そろって食事をする頻度について、「ほとんど毎日家族そろって食事をしている」は就学前児童で32.6%、小学生で39.6%、13歳～19歳で36.3%となっています。

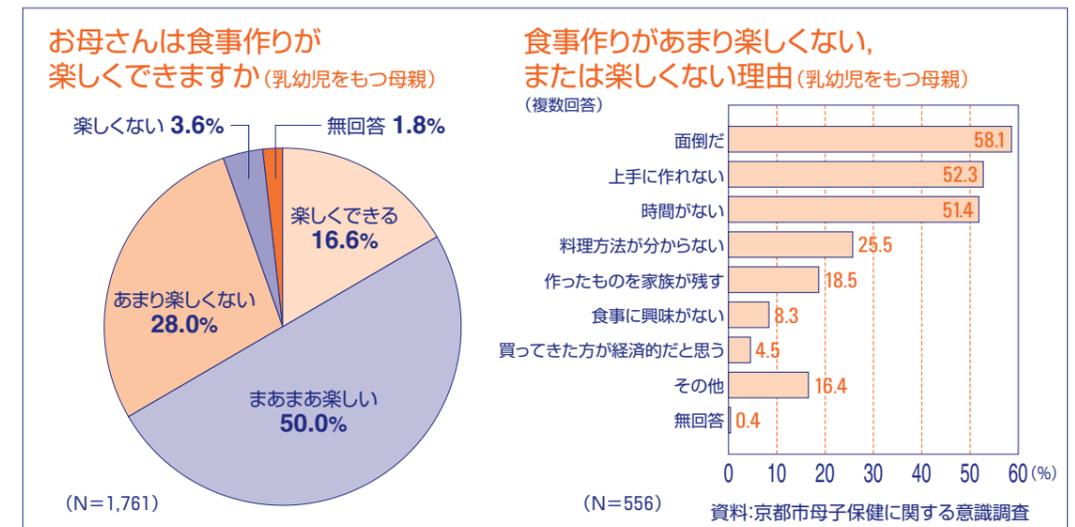
一方、「ほとんど一緒に食事をしていない」子どもが就学前児童で5.0%、小学生で4.5%、13歳～19歳で17.4%となっています。



### c 家族の食事作り

家族の食事作りが「楽しくできる」は16.6%、「まあまあ楽しい」は50.0%であり、一方、「あまり楽しくない」は28.0%、「楽しくない」は3.6%となっています。

また、「あまり楽しくない」「楽しくない」と回答した者にその理由を聞くと、「面倒だ」が58.1%と最も高く、次に、「上手に作れない」が52.3%、「時間がない」が51.4%の順となっています。



### ウ 保育・教育環境の状況

保育所は、乳幼児が1日の生活時間の大半を過ごすところであり、保育所における食事の意味は生涯の味覚、嗜好の発達、人間関係づくりの土台に果たす役割が大きく重要です。

乳幼児期の発達・発育には個人差がありますが、給食や保育、保護者の相談等を通じて、アレルギー児の増加、偏食の増加、咀嚼力や食べる意欲の低下等が見受けられます。

また、学校における児童生徒に対する健康教育は、発育・発達の著しい時期であることから、重要な意義と役割を持っています。食生活を取り巻く社会環境の変化により、朝食の欠食率の増加や偏った栄養摂取、孤食(ひとり食)、肥満の増加や過度のダイエット志向などによるやせの増加など、食に起因する健康課題が多くなってきており、児童生徒の心身への影響も指摘されています。

### エ 生産・流通環境の状況

社会経済情勢がめまぐるしく変化中、ライフスタイルの多様化が進み、ファーストフード、コンビニエンスストア等流通の発展により、食料の消費や供給構造が大きく変化しています。これまでの家庭で食材を調理する家庭食(内食)から調理されたものを家に持ち帰って利用する中食、さらには外食の利用など食の外部化が進んでいます。

その中で、過食や食べ残し、廃棄量の増加といった問題も指摘されています。

また、米の消費量が減少し、畜産物や油脂類の消費量が増加傾向にあり、さらには、食料自給率が低下し、食料資源の多くを海外に依存せざるを得ない中で安全な食をどう確保していくかも大きな問題となっています。

生産と食べるということの間につながりが乏しくなり、「食を手に入れる」感覚が希薄になってきています。

**施策を展開する今後の方向性**

**すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、望ましい“食べる力”を育むための環境づくりの推進**

食べることは、生後すぐからの授乳にはじまり、生涯、切り離すことができません。特に、子どもは発育・発達過程に配慮した望ましい“食べる力”，即ち、「食事のリズムがもてる」「食事を味わって食べる」「一緒に食べたい人がいる」「食事づくりや準備に関わる」「食生活や健康に主体的に関わる」等を育むことが必要です。

また、子どもは次代の親となるものとの認識の下に、**食育を通じて豊かな人間性を形成**し、育まれた健全な食の営みが、さらに、次世代への食育として引き継がれるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成に社会全体で取り組む必要があります。

**《重点施策》**

**295 京(みやこ)・食育行動指針(仮称)の策定【新規】**

発育・発達段階に応じた「食べる力」を育むためには、子どもの食に関わる家庭や保育所、幼稚園、学校等とそれらを取り巻く生産者や食品流通関係産業、外食産業等との協働による幅広い観点から検討を行う必要があります。食育は、内容が多岐にわたっていることから、どのようなことを、どのように育ていっていいかを共有するため、「京(みやこ)・食育行動指針(仮称)」を策定し、それぞれの行動目標を設定します。

**296 わくわく京(みやこ)・食探検ガイド(仮称)の作成と普及啓発【新規】**

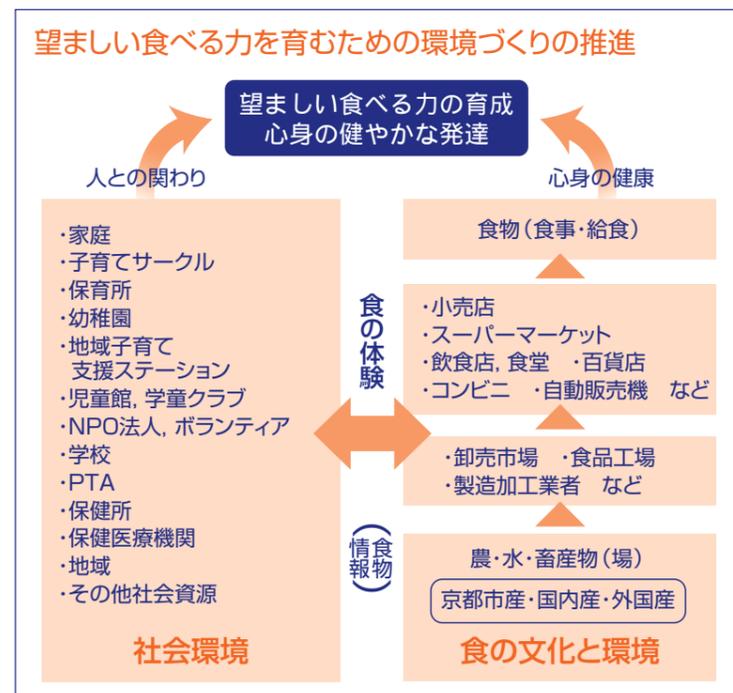
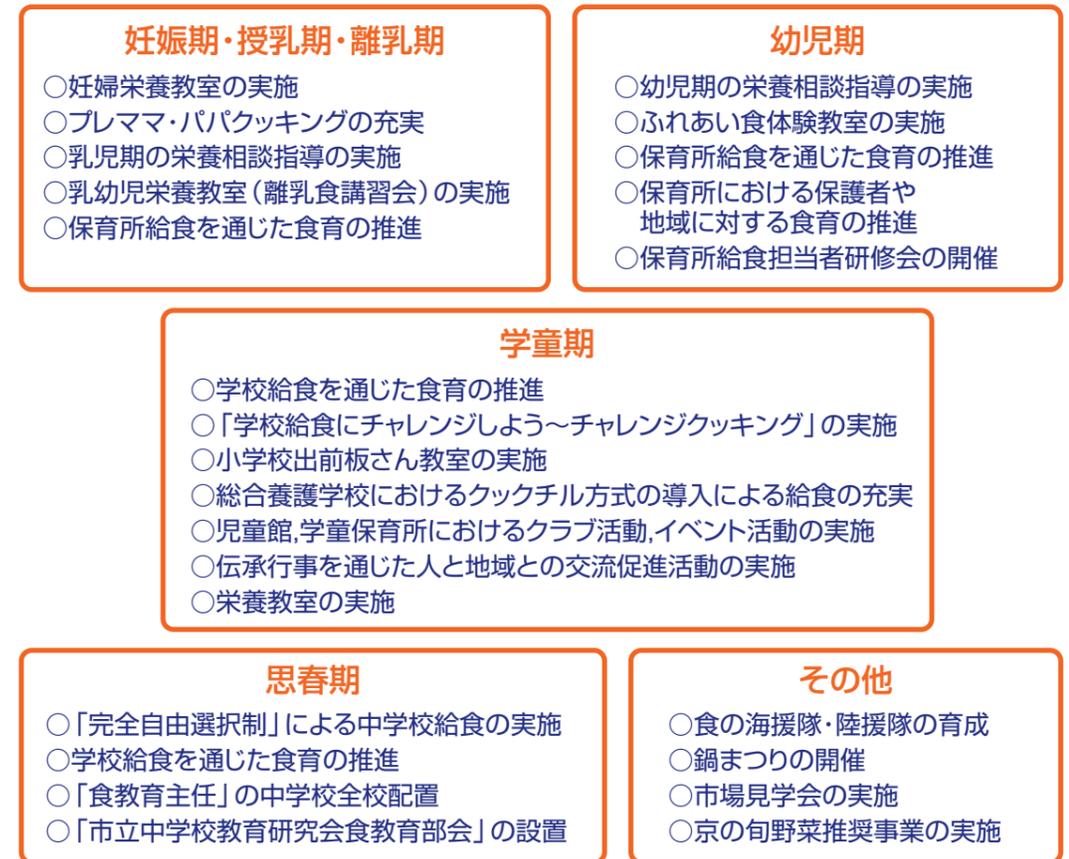
食事のリズムの基礎を作る重要な時期であり、また、食への興味や関心が広がる幼児期の子どもを対象とする、幼児向け指導媒体「わくわく京(みやこ)・食探検ガイド(仮称)」を関係機関・団体等との協働により作成します。

**297 地産地消(知産知消)推進プロジェクト会議【新規、再掲:131頁】**

学識経験者、保護者代表、学校給食関係者等からなる「地産地消(知産知消)推進プロジェクト会議」を設置し、地域の産物を積極的に活用し、食教育の充実を図る具体的な方策の検討を進めています。

**《推進施策》**

**298 発育・発達段階に応じた食育**

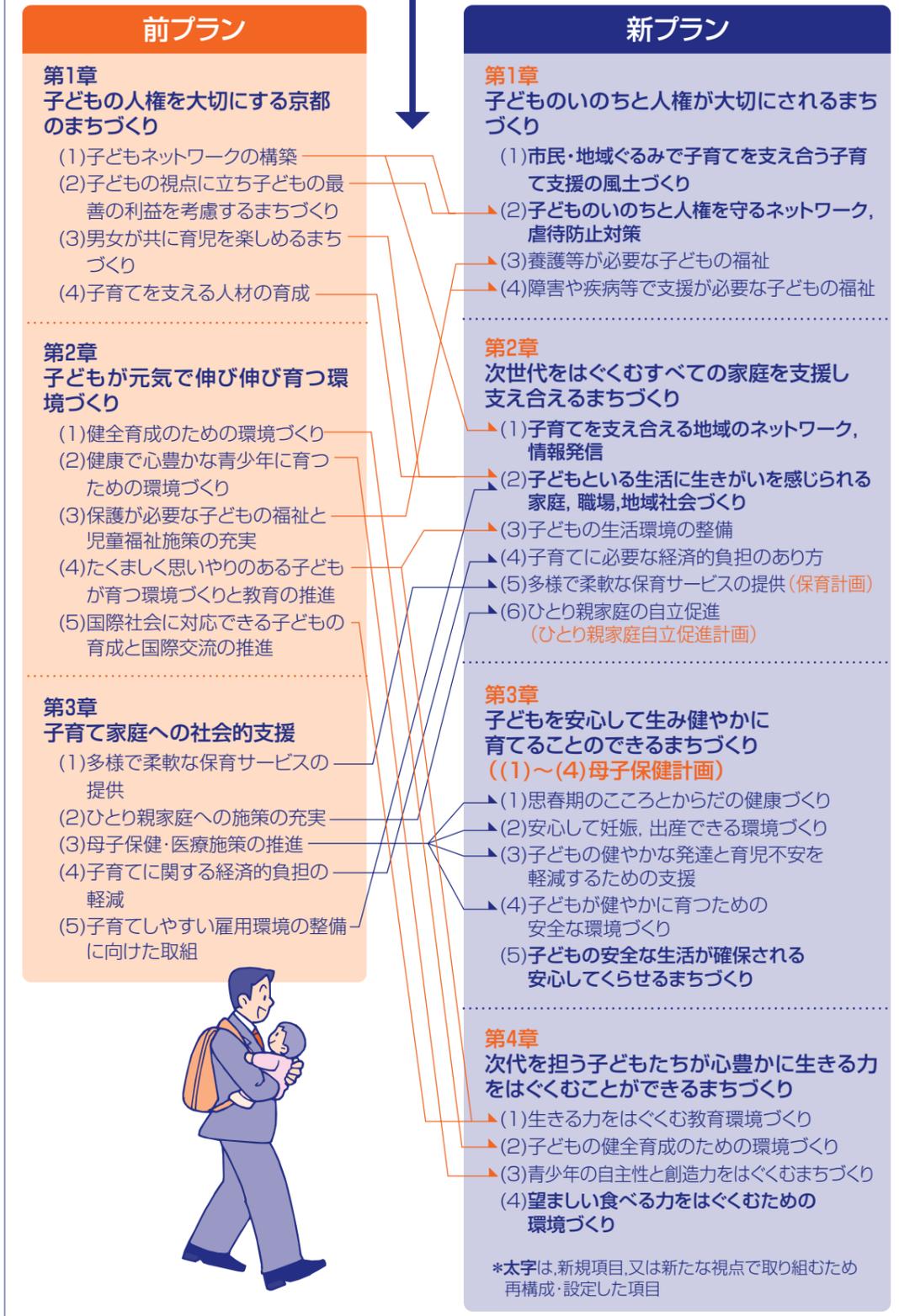


[数値目標設定施策]

施策名	16年度	21年度
子育て支援活動いきいきセンター (つどいの広場)	0箇所	20箇所
保育所定員	23,865人	24,500人
延長保育 (夜間延長保育含む)	131箇所	190箇所
一時保育	25箇所	42箇所
休日保育	2箇所	5箇所
1歳6か月児健康診査(受診率)	(15年度) 92.9%	97%
一元化児童館 (学童クラブ機能を有した児童館)	101箇所	130箇所
中高生と赤ちゃんふれあい交流事業	10箇所	30箇所

「新プラン」と「前プラン」の施策構成の比較

施策構成の比較(概要) ※前プランの施策が主に含まれる項目を矢印で示しました。





## 第Ⅳ部

# 計画の推進体制等



## 第Ⅳ部 計画の推進体制等

### 1 「京都子どもネットワーク連絡会議」

この計画の推進に当たっては、京都市だけでなく、子育て支援施策に関係する保健福祉、教育、地域活動、労働などの幅広い分野の機関、団体等が協力、連携しながら、様々な社会資源を効果的に活用して、取り組んでいく必要があります。

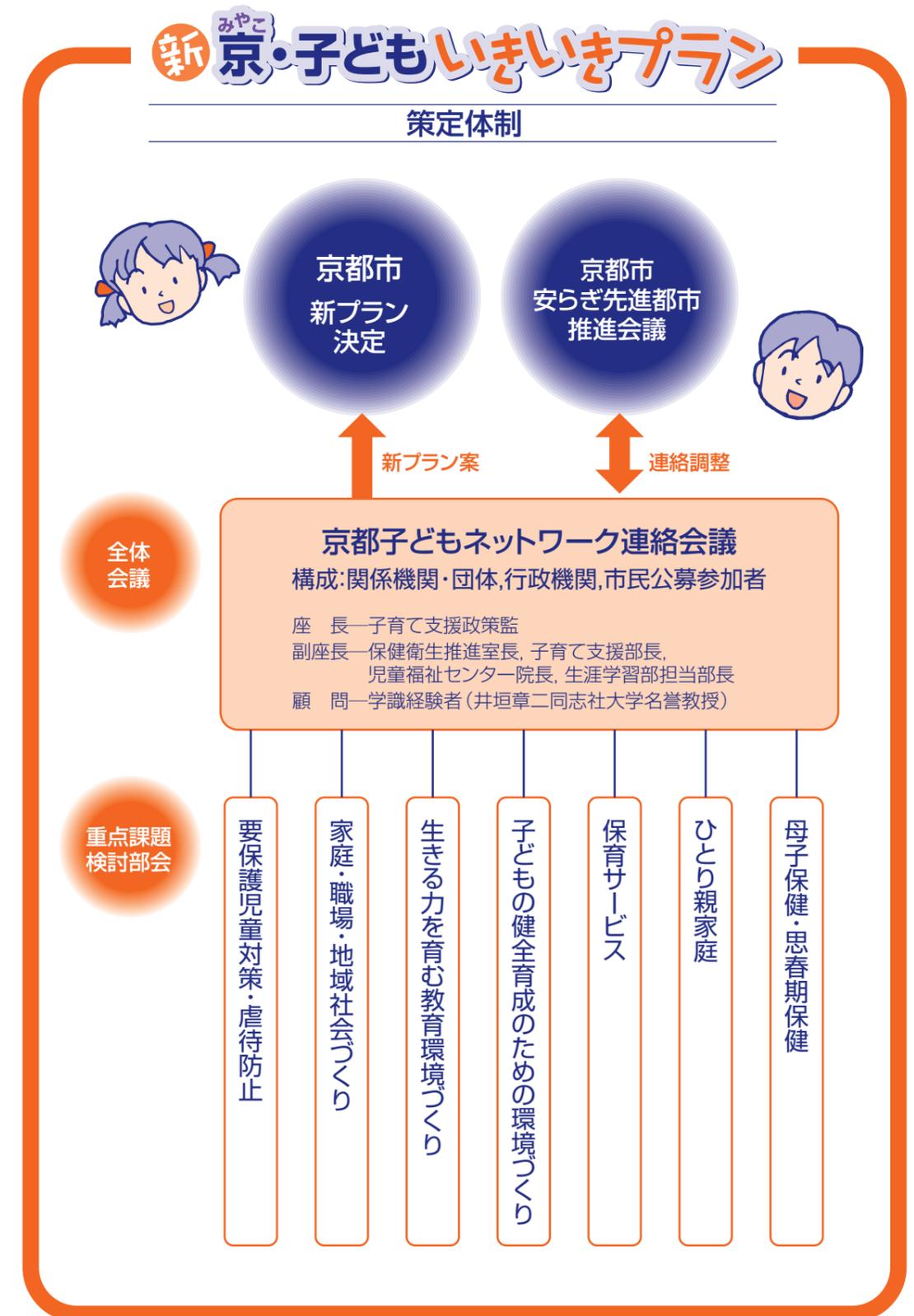
この計画は、子どもと家庭に関わる行政機関、民間団体等で幅広く構成する、「京都子どもネットワーク連絡会議」において、計画(案)が取りまとめられ、京都市がその計画(案)に基づいて策定しています。

計画の推進にあたっては、この「京都子どもネットワーク連絡会議」において、社会・経済情勢の変化や国の動向などを踏まえ、施策の進捗状況の把握や課題の分析等に基づいた、協議、点検を行い、市民の意見を反映させながら、効果的に取り組んでいきます。

### 2 「京都市安らぎ先進都市推進会議」

京都市においては、市長を議長として、市民が安らぎをもって暮らすことができるまちづくりについて、各局が相互に連絡し、調整を行うことにより、その円滑かつ総合的な推進を図るため、全庁的な組織として設置されている「安らぎ先進都市推進会議」で、計画の総合的かつ効果的な推進を図っていきます。

## 《計画の策定経過》



「京都子どもネットワーク連絡会議」における新プラン案検討状況等

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全体会議等	全体会議 5月14日					ワークショップ* 10月9日	シンポジウム 11月27日	全体会議 12月27日
市民ニーズ調査結果 (3/31~4/12)		速報 6月28日				最終結果 10月20日		
	※は第2部会主催 パブリックコメント 11月29日~12月17日							
重点課題検討部会		6月	7月	8月	9月	10月	11月	開催回数
1 要保護児童対策・虐待防止			7月9日 7月30日	8月20日 8月27日		10月20日		5回
2 家庭・職場・地域社会づくり			7月2日	8月4日	9月1日 9月22日	10月27日		5回
3 生きる力を育む教育環境づくり				8月2日	9月24日 (小委員会)		11月8日	3回
4 子どもの健全育成のための環境づくり			7月5日 7月26日	8月23日		10月5日	11月2日	4回
4 子どもの健全育成のための環境づくり (食育の推進)								1回
5 保育サービス		6月28日		8月5日	9月2日	10月7日 10月28日		5回
6 ひとり親家庭		6月29日		8月3日 8月24日			11月1日	4回
7 母子保健・思春期保健			7月2日	8月6日	9月3日	10月8日 10月29日		5回
								合計 32回

「京都子どもネットワーク連絡会議」の  
構成員及び重点課題検討部会参加状況

(関係機関・団体・市民参加者)

	関係機関・団体等名称	部会名							
		要保護・虐待	家庭等づくり	教育環境	健全育成	健全育成(食育)	保育	ひとり親	母子保健
1	京都家庭裁判所	○							
2	京都府警察本部生活安全部少年課	○							○
3	京都府医師会	○							○
4	京都人権擁護委員協議会	○							
5	京都弁護士会	○							
6	京都市社会福祉協議会		○		○				
7	京都市民生児童委員連盟	○	○						
8	京都市少年補導委員会			○					
9	京都市保育園連盟		○			○	○		○
10	京都市児童館学童連盟		○		○				
11	京都障害児者親の会協議会	○							
12	京都児童養護施設長会	○							
13	京都母子生活支援施設協議会							○	
14	京都知的障害者福祉施設協議会	○							
15	京都市PTA連絡協議会			○		○			○
16	京都市私立幼稚園協会		○	○		○			○
17	京都市立幼稚園長会		○	○					○
18	京都市小学校長会	○		○	○	○			○
19	京都市立中学校長会			○		○			○
20	京都市立高等学校長会			○					
21	京都市立総合養護学校長会	○		○					
22	京都商工会議所		○						
23	京都経営者協会		○						
24	京都労働者福祉協議会		○						
25	京都労働局雇用均等室		○					○	
26	京都子育てネットワーク		○						
27	子育て支援コミュニティおふいすパワーアップ		○						○
28	京都市ユースサービス協会				○				
29	昼間里親連絡会						○		
30	京都市日本保育協会						○		
31	京都市営保育所長会						○		
32	京都市保育士会						○		
33	京都市母子寡婦福祉連合会							○	
34	京都市女性協会							○	
35	京都府歯科医師会								○
36	京都府看護協会								○
37	京都府助産師会								○
38	京都府薬剤師会								○
39	京都市保健協議会連合会								○
40	竹内香織(市民参加者)		○						
41	足立陽子(市民参加者)				○				
42	小田喜代子(市民参加者)						○		
43	京都府私立中学高等学校連合会					○			
44	京都府栄養士会					○			
45	NPO地域予防医学推進協会					○			
46	京都市中央卸売市場協会					○			
47	近畿農政局					○			
小計		11	13	8	5	10	6	4	14

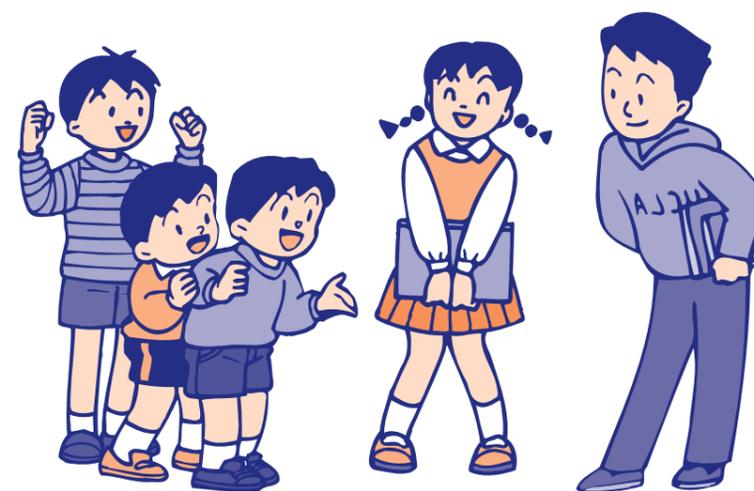
## 「京都子どもネットワーク連絡会議」の 構成員及び重点課題検討部会参加状況

(京都市)

	機関名称	部会名							
		要保護・虐待	家庭等づくり	教育環境	健全育成	健全育成(食育)	保育	ひとり親	母子保健
1	児童福祉センター総務課長	○							
2	児童相談所長	○							
3	保健福祉局子育て支援部児童家庭課長	○	○	○	○	○		○	
4	保健福祉局子育て支援部保育課長		○	○		○	○		○
5	保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課長	○							
6	保健福祉局生活福祉部地域福祉課長		○						
7	保健福祉局保健衛生推進室健康増進課長	○				○			○
8	教育委員会指導部 地域教育専門主事室副室長	○		○	○				
9	教育委員会指導部学校指導課長			○					
10	教育委員会指導部生徒指導課長			○	○				
11	教育委員会指導部総合育成支援課長	○		○					
12	教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援課長		○		○				
13	教育委員会生涯学習部社会教育課長		○	○					
14	教育相談総合センター企画事業課長			○					
15	子育て支援総合センター こどもみらい館総務課長・事業課長	○	○	○	○		○		
16	文化市民局共同参画社会推進部 男女共同参画推進課長		○					○	
17	文化市民局共同参画社会推進部 勤労福祉青少年課長		○		○				
18	区役所福祉部支援(保護)課長	○					○	○	
19	保健所長	○				○			○
20	産業観光局商工部産業振興課長		○						
21	保健福祉局保健衛生推進室地域医療課長								○
22	こころの健康増進センター相談援助課長	○							○
23	都市計画局住宅室住宅政策課長		○						
24	教育委員会総務部企画課長		○	○			○		
25	教育委員会指導部教育計画課長			○					
26	教育委員会指導部 体育健康教育室保健課長			○					○
27	教育委員会指導部 体育健康教育室子ども安全課長				○				
28	教育委員会指導部 体育健康教育室給食課長					○			
29	教育相談総合センター カウンセリングセンター長								○
30	教育相談総合センター カウンセリングセンター担当課長	○							
31	中央卸売市場第一市場業務課長					○			
32	産業観光局農林部農業振興整備課長					○			
	小計	12	11	12	7	7	4	3	7
79	合計	23	24	20	12	17	10	7	21

## 「京都市安らぎ先進都市推進会議」における 新プラン検討状況等

開催日	会議名	内容
平成16年		
4月28日	安らぎ先進都市推進会議	新プラン策定を連絡・調整事項とし、円滑かつ総合的に進めていくことを確認
6月21日	安らぎ先進都市推進会議 幹事会	新プラン策定方針・体制等について報告、協議
12月6日	安らぎ先進都市推進会議 幹事会	新プラン案検討状況、「中間まとめ」等について報告、協議
平成17年		
1月18日	安らぎ先進都市推進会議 幹事会	新プランの内容について協議、確認
1月20日	安らぎ先進都市推進会議	新プランの内容について協議、確認



IV

計画の推進体制等

## あ

### ○親子ヒーリング(癒し)ルーム

虐待された児童, 虐待した親や虐待のおそれのある親に対して, 児童福祉センターの機能を生かした専門職によるチームを編成し, 個々の親と子に応じた支援プログラムを策定し, こころの癒し(ヒーリング)と親子関係の改善に向けての支援を行う。

### ○NPO

利益の追求よりも, その社会的な使命の実現のために活動する民間非営利組織をいい, 一般的には特定非営利活動法人(NPO法人)をいう。

## か

### ○学習障害(LD)

知的発達に遅れはないものの, 読字, 書字, 計算などの学習に特異的困難がある障害

### ○協働

ある目的の達成のために複数の個人や団体が協力していく関係をいう。

### ○共助

個人や家庭, 公共的団体や行政等がそれぞれ相互に関係し, 支え合う関係をいう。

### ○公共的団体

社会福祉法人, 事業者, NPO, 株式会社等をいう。

### ○合計特殊出生率

15歳~49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので, 1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

### ○公助

行政による福祉サービスをはじめ, 介護保険サービスなど事業者やNPOなどによるサービスも含めた公的サービスをいう。

### ○子育てサロン

民生委員・児童委員, 学区社会福祉協議会, 自治会, ボランティア等が中心となって, 子育て中の親子にふれあいと交流の場を提供している取組(主に保育所や幼稚園に通っていない3歳未満の乳幼児とその親が対象)

### ○子育てサークル

子育て中の親子(主に保育所や幼稚園に通っていない3歳未満の乳幼児とその親)が, 自主的に子育てに関する情報交換, 遊びを通じた交流などを行っているグループ

## さ

### ○産後うつ病

産後数週から数か月以内に現れるうつ病。出産後の女性の10~15%に発症し, そのうち10~20%は重症といわれる。短期間に軽快するマタニティブルーズと異なり, 治療が必要である。

### ○自助

「自分でできることは自分で」に見られるように, 個人の自立を目指す行為をいう。

### ○児童福祉センター

昭和6年, 前身の児童院が全国初の総合的な子どものための機関として発足し, 昭和57年には, ほぼ現行の総合センターとして再整備された。児童相談所, 一時保護所, 総合療育所(診療所, 障害児通園施設)・情緒障害児短期治療施設, 知的障害者更生相談所等からなる。平成11年には, 支所としての機能を有する児童療育センターを伏見区深草に設置した。

### ○自閉症, 高機能自閉症

3歳位までに生じ, (1) 他者との関係づくり, (2) コミュニケーション, (3) こだわりのすべての領域で障害がみられるものをいう。

自閉症のうち知的障害を伴わないものは, 高機能自閉症という。

### ○社会福祉協議会

社会福祉法において地域福祉を推進する中心的団体として規定されている。京都市では, 社会福祉法人として京都市社会福祉協議会のほか各区社会福祉協議会が, 任意団体として学区社会福祉協議会が組織されている。

### ○周産期

妊娠満22週から生後7日未満までの期間

### ○準夜帯

医療機関における1日の時間帯区分として, 概ね午後9時から午前0時までの便宜上の呼称

### ○小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設

早期に自立が見込まれる母子を, 母子生活支援施設の支援のもとに地域社会の中で保護することにより, 自立の促進に寄与するもの

## ○初期救急医療

救急患者の症状に応じて行われる医療施術上の分類の一つで、一般的に、治療後即時に帰宅できるといった症状に対応するもの。他に入院を必要とする程度に対応する二次救急、速やかな生命維持を必要とする場合に対応する三次救急の概念がある。

## ○新生児

出生後28日未満の乳児

## ○心肺蘇生法

呼吸や心臓の停止時、その活動を蘇生させるために行う応急手当の手法。気道の確保、人工呼吸、心臓マッサージの3つからなる。

## ○性感染症

性的な接触によって起こる感染症。梅毒、淋病、クラミジア感染症、HIV感染症などを指す。

## た

## ○注意欠陥・多動性障害(ADHD)

多動性・衝動性、不注意・集中困難等により、社会的活動や学業に支障をきたす障害

## ○TEACCH

アメリカ・ノースカロライナ大学において、研究開発された自閉症療育プログラムで、1972年に同州の公式の治療教育・福祉支援に関する総合的・包括的な方策として指定を受けたもの(Treatment and Education of Autistic and related Communication handicapped Children)

## ○ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦や恋人など「親密な関係」にあるとされる男女(パートナー)間における暴力をいう。

## な

## ○乳幼児突然死症候群(SIDS)

乳幼児に突然の死をもたらす症候群のことであり、それまでの健康状態や既往歴からその死亡が予測できず、しかもその原因は不詳である。

## は

## ○配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談やカウンセリング、自立支援や保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助などを行う。京都府においては婦人相談所がその機能を果たしている。

## ○ピアカウンセリング

共通の問題や課題を抱えている人同士が、交流を通して、自己解決や決定ができるように導く手法

## ○婦人相談所

各都道府県に1箇所ずつ設置され、女性に関する様々な相談に応じ、必要に応じて一時保護等を行う機関

## ○プレママ・マーク

妊娠初期から安心して外出できるように、妊娠している方に優しい環境づくりをすすめるための京都市独自のシンボルマーク

## ○ボランティア

ラテン語の「自由意志」を意味する言葉が語源で、人権尊重に基づく自己の生き方を選ぶ「人間性」、自己の意思に基づく「自主性」、利益を目的としない「非営利性」、新しい課題に立ち向かう「創造性」を特徴とする活動をいう。

## ま

## ○マタニティブルーズ

出産による急激なホルモンの変化のため、産後数日間に起こる母親の感情の揺れ(特に理由もないのに涙もろくなる、食欲がなくなる、気分が落ち込むなど)。出産後の女性の20～50%が経験する。治療の必要はない。

## ○民生委員・児童委員(主任児童委員)

厚生労働大臣から委嘱された公的ボランティアで、民生委員が児童委員を兼ね、住民の福祉相談・情報提供などを職務としている。

## や

## ○薬物乱用

医薬品を本来の目的から逸脱した用法や用量あるいは目的のもとに使用すること、または、医療目的にない薬物を不正に使用すること。1回の使用でも乱用とされる代表的な薬物として、シンナー、覚せい剤、大麻などが挙げられる。

## ○ユニバーサルデザイン

「できる限り最大限すべての人に利用可能であるように、製品、建物、空間をデザインすること」であり「能力や年齢にかかわらず大勢の人が利用できる製品や環境を作り出す包括的アプローチ」であるとして、1970年代にアメリカの建築家ロン・メイス氏によって提唱された考え方